

阿見町議会会議録

令和4年第3回定例会

(令和4年9月6日～9月27日)

阿見町議会

令和4年第3回阿見町議会定例会会議録目次

| | |
|------------------------------------|----|
| ◎招集告示 | 15 |
| ◎会期日程 | 16 |
| ◎第1号(9月6日) | 19 |
| ○出席, 欠席議員 | 19 |
| ○出席説明員及び会議書記 | 19 |
| ○議事日程第1号 | 21 |
| ○開 会 | 23 |
| ・会議録署名議員の指名 | 23 |
| ・会期の決定 | 23 |
| ・諸般の報告 | 24 |
| ・常任委員会所管事務調査報告 | 25 |
| ・議案第64号から議案第65号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託) | 30 |
| ・議案第66号から議案第70号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託) | 31 |
| ・議案第71号から議案第76号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託) | 35 |
| ・議案第77号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託) | 44 |
| ・議案第78号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託) | 45 |
| ・議案第79号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託) | 46 |
| ・議案第80号から議案第81号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託) | 47 |
| ・議案第82号から議案第83号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託) | 48 |
| ・請願第3号(上程, 委員会付託) | 49 |
| ○散 会 | 50 |
| | |
| ◎第2号(9月7日) | 51 |
| ○出席, 欠席議員 | 51 |
| ○出席説明員及び会議書記 | 51 |
| ○議事日程第2号 | 53 |
| ○一般質問通告事項一覧 | 54 |
| ○開 議 | 55 |
| ・一般質問 | 55 |
| 紙井 和美 | 55 |

| | |
|--------------|-----|
| 難波 千香子 | 73 |
| 久保谷 実 | 92 |
| ○散 会 | 107 |
| ◎第3号（9月8日） | 109 |
| ○出席，欠席議員 | 109 |
| ○出席説明員及び会議書記 | 109 |
| ○議事日程第3号 | 111 |
| ○一般質問通告事項一覧 | 112 |
| ○開 議 | 113 |
| ・一般質問 | 113 |
| 飯野 良治 | 113 |
| 樋口 達哉 | 126 |
| 石引 大介 | 137 |
| 川畑 秀慈 | 149 |
| ○散 会 | 166 |
| ◎第4号（9月9日） | 167 |
| ○出席，欠席議員 | 167 |
| ○出席説明員及び会議書記 | 167 |
| ○議事日程第4号 | 169 |
| ○一般質問通告事項一覧 | 170 |
| ○開 議 | 171 |
| ・一般質問 | 171 |
| 海野 隆 | 171 |
| 栗田 敏昌 | 184 |
| 栗原 宜行 | 191 |
| ・休会の件 | 201 |
| ○散 会 | 201 |
| ◎第5号（9月27日） | 203 |
| ○出席，欠席議員 | 203 |

| | |
|---|-----|
| ○出席説明員及び会議書記 | 203 |
| ○議事日程第5号 | 205 |
| ○開 議 | 207 |
| ・諸般の報告 | 207 |
| ・特別委員会所管事務調査報告 | 207 |
| ・議案第64号から議案第65号（委員長報告，討論，採決） | 208 |
| ・議案第66号から議案第70号（委員長報告，討論，採決） | 209 |
| ・議案第71号から議案第76号（委員長報告，討論，採決） | 214 |
| ・議案第77号（委員長報告，討論，採決） | 217 |
| ・議案第78号（委員長報告，討論，採決） | 218 |
| ・議案第79号（委員長報告，討論，採決） | 219 |
| ・議案第80号から議案第81号（委員長報告，討論，採決） | 220 |
| ・議案第82号から議案第83号（委員長報告，討論，採決） | 221 |
| ・請願第3号（委員長報告，討論，採決） | 222 |
| ・意見書案第3号（上程，説明，質疑，討論，採決） | 225 |
| ・議員派遣の件 | 228 |
| ・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務 調査 | 228 |
| ・会期中の閉会の件 | 228 |
| ○閉 会 | 229 |

第 3 回 定例会

阿見町告示第193号

令和4年第3回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年8月24日

阿見町長 千葉 繁

- 1 期 日 令和4年9月6日
- 2 場 所 阿見町議会議場

令和4年第3回阿見町議会定例会会期日程

| 日次 | 月日 | 曜日 | 開議時刻 | 種別 | 内容 |
|-----|-------|-----|-------|-----|---|
| 第1日 | 9月6日 | (火) | 午前10時 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託 |
| 第2日 | 9月7日 | (水) | 午前10時 | 本会議 | ・一般質問（3名） |
| 第3日 | 9月8日 | (木) | 午前10時 | 本会議 | ・一般質問（4名） |
| 第4日 | 9月9日 | (金) | 午前10時 | 本会議 | ・一般質問（3名） |
| 第5日 | 9月10日 | (土) | 休 | 会 | ・議案調査 |
| 第6日 | 9月11日 | (日) | 休 | 会 | ・議案調査 |
| 第7日 | 9月12日 | (月) | 午前10時 | 委員会 | ・総務（議案審査） |
| | | | 午後2時 | 委員会 | ・民生教育（議案審査） |
| 第8日 | 9月13日 | (火) | 午前10時 | 委員会 | ・産業建設（議案審査） |
| 第9日 | 9月14日 | (水) | 午前10時 | 委員会 | ・予算決算特別委員会（総務所管分） |

| 日次 | 月日 | 曜日 | 開議時刻 | 種別 | 内 容 |
|------|-------|-----|-------|-----|----------------------|
| 第10日 | 9月15日 | (木) | 午前10時 | 委員会 | ・ 予算決算特別委員会（民生教育所管分） |
| 第11日 | 9月16日 | (金) | 午前10時 | 委員会 | ・ 予算決算特別委員会（産業建設所管分） |
| 第12日 | 9月17日 | (土) | 休 会 | | ・ 議案調査 |
| 第13日 | 9月18日 | (日) | 休 会 | | ・ 議案調査 |
| 第14日 | 9月19日 | (月) | 休 会 | | ・ 議案調査 |
| 第15日 | 9月20日 | (火) | 休 会 | | ・ 議案調査 |
| 第16日 | 9月21日 | (水) | 休 会 | | ・ 議案調査 |
| 第17日 | 9月22日 | (木) | 休 会 | | ・ 議案調査 |
| 第18日 | 9月23日 | (金) | 休 会 | | ・ 議案調査 |
| 第19日 | 9月24日 | (土) | 休 会 | | ・ 議案調査 |
| 第20日 | 9月25日 | (日) | 休 会 | | ・ 議案調査 |
| 第21日 | 9月26日 | (月) | 休 会 | | ・ 議案調査 |

| 日次 | 月日 | 曜日 | 開議時刻 | 種別 | 内容 |
|-------------------|---------------------|-----------------|-------|-----|--|
| 第22日 | 9月27日 | (火) | 午前10時 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告 ・討論 ・採決 |
| 第23日 ～ 第30日 | 9月28日 ～ 10月5日 | (水) ～ (水) | 休 会 | | <ul style="list-style-type: none"> ・議事整理 |
| 第31日 | 10月6日 | (木) | 午前10時 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・閉会 |

第 1 号

[9 月 6 日]

令和4年第3回阿見町議会定例会会議録（第1号）

令和4年9月6日（第1日）

○出席議員

| | | |
|-----|-------|----|
| 1番 | 平岡 | 博君 |
| 2番 | 落合 | 剛君 |
| 3番 | 栗田敏昌 | 君 |
| 4番 | 石引大介 | 君 |
| 5番 | 高野好央 | 君 |
| 6番 | 樋口達哉 | 君 |
| 7番 | 栗原宜行 | 君 |
| 8番 | 飯野良治 | 君 |
| 9番 | 野口雅弘 | 君 |
| 11番 | 海野 | 隆君 |
| 12番 | 久保谷 | 充君 |
| 13番 | 川畑秀慈 | 君 |
| 14番 | 難波千香子 | 君 |
| 15番 | 紙井和美 | 君 |
| 16番 | 柴原成一 | 君 |
| 17番 | 久保谷 | 実君 |
| 18番 | 吉田憲市 | 君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

| | | | |
|----|---|----|-------|
| 町 | 長 | 千葉 | 繁君 |
| 副町 | 長 | 坪田 | 匡弘君 |
| 教 | 育 | 長 | 立原秀一君 |
| 監 | 査 | 委 | 員 |
| 町 | 長 | 公 | 室 |
| 長 | | 佐藤 | 哲朗君 |

| | | | |
|-------------------------|----|-----|---|
| 総務部長 | 青山 | 広美 | 君 |
| 町民生活部長 | 中村 | 政人 | 君 |
| 保健福祉部長 | 小澤 | 勝 | 君 |
| 保健福祉部次長 | 山崎 | 洋明 | 君 |
| 産業建設部長 | 林田 | 克己 | 君 |
| 教育委員会教育部長 | 小林 | 俊英 | 君 |
| 政策企画課長 | 糸賀 | 昌士 | 君 |
| 総務課長 | 石田 | 栄司 | 君 |
| 財政課長 | 坂入 | 紀章 | 君 |
| 人事課長 | 黒岩 | 孝 | 君 |
| 管財課長 | 荒井 | 孝之 | 君 |
| 防災危機管理課長 | 山崎 | 厚 | 君 |
| 廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長 | 村山 | 幸二 | 君 |
| 道路課長 | 浅野 | 修治 | 君 |
| 上下水道課長 | 堀越 | 多美男 | 君 |
| 学校教育課長 | 飯村 | 弘一 | 君 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 平岡 | 真智子 | 君 |

○議会事務局出席者

| | | |
|------|----|----|
| 事務局長 | 大竹 | 久 |
| 書記 | 堀内 | 淳 |
| 書記 | 湯原 | 智子 |

令和4年第3回阿見町議会定例会

議事日程第1号

令和4年9月6日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第5 議案第64号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第65号 阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第66号 令和4年度阿見町一般会計補正予算（第3号）
議案第67号 令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第68号 令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第69号 令和4年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
議案第70号 令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第71号 令和3年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第72号 令和3年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第73号 令和3年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第74号 令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第75号 令和3年度阿見町水道事業会計決算認定について
議案第76号 令和3年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第8 議案第77号 霞クリーンセンター2号再加熱用空気加熱器更新工事請負契約について
- 日程第9 議案第78号 阿見中学校屋内運動場・柔剣道場トイレ等改修工事請負契約について
- 日程第10 議案第79号 財産の取得について（消防団第2分団消防ポンプ自動車購入）

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第11 | 議案第80号 | 町道路線の廃止について |
| | 議案第81号 | 町道路線の認定について |
| 日程第12 | 議案第82号 | 損害賠償の額を定めることについて |
| | 議案第83号 | 損害賠償の額を定めることについて |
| 日程第13 | 請願第3号 | 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願 |

午前10時00分開会

○議長（平岡博君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和4年第3回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（平岡博君） 日程第1，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

8番 飯野良治君

9番 野口雅弘君

を指名します。

会期の決定について

○議長（平岡博君） 次に、日程第2，会期の決定についてを議題とします。

本件については、去る8月30日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長久保谷充君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長久保谷充君登壇〕

○議会運営委員会委員長（久保谷充君） おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

令和4年第3回定例会につきましては、去る8月30日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て、審議をいたしました。

会期は本日から10月6日までの31日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、9月7日は午前10時から本会議で、一般質問3名。

3日目、9月8日は午前10時から本会議で、一般質問4名。

4日目、9月9日は午前10時から本会議で、一般質問3名。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目、9月12日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

8日目、9月13日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

9日目、9月14日は委員会で、午前10時から予算決算特別委員会、総務所管分。

10日目、9月15日は委員会で、午前10時から予算決算特別委員会、民生教育所管分。

11日目、9月16日は委員会で、午前10時から予算決算特別委員会、産業建設所管分。

12日目から21日目までは休会で議案調査。

22日目、9月27日は午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決。

23日目から30日目までは議事整理。

31日目、10月6日は最終日となります。

今定例会は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合に備え、当初予定の最終日から9日間延ばした10月6日を最終日としておき、9月27日に委員長報告、質疑、討論、採決までの全ての議事が終了したときには、会期を短縮し、9月27日に閉会とします。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願いいたします。報告いたします。

○議長（平岡博君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から10月6日までの31日間としたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から10月6日までの31日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（平岡博君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申入れがありましたので、これを許します。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年第3回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中、

御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

早速であります。報告事項を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御報告いたします。

当町における各比率は、報告書のとおりとなっております。

なお、各比率は、括弧書きで記載した早期健全化基準及び経営健全化基準以下となっており、健全段階にあると判断されるものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡博君） 議長より報告します。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第64号から議案第83号のほか、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願、以上21件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情、核兵器禁止条約の批准および東海第二原発の廃炉にむけた要請、茨城県平和友好祭実行委員会からの要請の3件です。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、監査委員から、令和4年7月分に関する例月出納検査結果及び令和4年財政援助団体等監査結果について報告がありましたので報告します。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、令和4年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について9月2日付で町長から報告がありました。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

以上、諸般の報告を終わります。

常任委員会所管事務調査報告

○議長（平岡博君） 次に、日程第4、常任委員会所管事務調査報告を行います。

産業建設常任委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。ここで、委員長より調査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会所管事務調査の報告をいたします。

産業建設常任委員会では、令和4年7月29日、埼玉県坂戸市、（仮称）坂戸インターチェンジ北側土地区画整理事業と、その事業予定地及び近隣自治体事業完了地の視察をしてまいりました。

委員は5名、産業建設部長、議会事務局から2名の同行を願いました。

（仮称）坂戸インターチェンジ北側土地区画整理事業については、坂戸市役所の全員協議会室で、坂戸市都市整備部都市計画課の方に説明をいただき、質疑に対して答えていただきました。

坂戸市は、昭和51年9月1日に、埼玉県内39番目の市として単独市制施行により誕生しました。面積41.02平方キロメートル、人口は、令和4年7月1日現在で10万人弱、他の自治体と同様に減少傾向にあるとのことでした。

地理的には埼玉県のほぼ中央で、都心から約45キロ圏内に位置しています。江戸時代には宿場町として栄える一方で、農業も盛んだということでありました。

鉄道は2路線4駅あり、高速道路は、関越道の坂戸西スマートインターチェンジと、圏央道の坂戸インターチェンジがあります。

（仮称）坂戸インターチェンジ北側土地区画整理事業につきましては、まず、市の都市整備部都市計画課から、坂戸市の概要、坂戸インターチェンジ地区の概要、これまでの経緯、事業実施体、課題の対応と、5つに分けて説明がありました。

坂戸市の概要は、住宅団地が昭和45年から整備され、東京都のベッドタウンとして栄えてきた反面、産業団地が少ないため、圏央道の開通を機に産業団地の整備を進めているとのことでした。

坂戸インターチェンジ地区の概要は、面積47.4ヘクタール、坂戸インターチェンジに直結する形で産業団地をつくる計画で、民間事業者を施行主体とした土地区画整理事業による整備です。特徴的な手法としては、坂戸市では、個人施行の区画整理とあって、地権者全員から事業計画等の同意を得た一民間事業者を施行主体とした方法を目指しており、組合で行う土地区画整理事業に比べて、よりスピーディーな施工が可能になるということです。

これまでの経緯は、昭和58年に圏央道のインターチェンジ設置要望書の提出から始まり、昭和61年に圏央道の本線が都市計画決定され、昭和62年に坂戸市の総合振興計画に圏央道関連検討地域として位置づけ、平成10年に坂戸インターチェンジが都市計画決定され、平成18年に埼玉県へ産業基盤づくりの支援を要望、平成20年に坂戸市インターチェンジが供用開始、平成27年には地権者協議会を設立し、平成28年に大栄不動産株式会社という民間事業者から、地権者

により認定事業施行者に選定されました。

その後、令和元年東日本台風による河川の堤防決壊の被害があり、計画見直しを余儀なくされたということでしたが、令和3年に、後ほど述べます農林調整のスタートを開始して、現在に至っております。

事業の実施体制は、地権者でつくる坂戸インターチェンジ北側開発地権者協議会と、協議会によって選ばれた大栄不動産株式会社、そして、両者に技術援助をする坂戸市、この三者で進めています。なお、地権者協議会は、地権者全体で意思決定を行う任意組織です。

大栄不動産は埼玉県内で実績のある企業で、開発手法の提案、推進、企業誘致などを行う予定で、造成についても、この企業から建設会社等に業務委託を行います。

坂戸市は都市計画等の行政関係の手続を行います。このような関係になっているということです。

課題への対応は、予定地が集団農地であること、浸水被害のある地域であること、周辺の自然環境が豊かであること、この3つの課題があります。

1つ目の課題については、都市計画法の基本理念である農林漁業等の健全なる調和を図るため、都市計画と農林漁業との調整措置、いわゆる農林調整を県と国に行うということになっております。このため、市内全体の農地を保全すべき農地と開発する農地とに整理し、保全すべき農地については、農業基盤整備や農業振興地域・農用地区域への編入を進めていくこととなります。

2つ目の課題につきましては、県条例による必要量に対して余裕を持った容量の調整池を確保するとともに、令和元年東日本台風による浸水を踏まえた高さ3メートルの盛土造成を行うとのことでした。

3つ目の課題については、埼玉県オオタカ等保護指針と、埼玉県環境影響評価条例に基づく環境影響評価等の環境保護対策を行うとのことでした。

説明に続き、事前に行っておりました質問に対する回答がありました。

現在の事業の進捗状況はどの段階ですかに対して、現在は農林調整の段階で、これは法に基づかない任意の下説明となるため、処理期間が不確定であり、都市計画決定や区画整理事業認可の見通しは立っていない状況ですとの回答がありました。

続いて、現在は、優良農地のように思われますが、県等の農政部局の農林調整は円滑に進んでいますかに対し、埼玉県が産業基盤づくりの支援として、県庁の組織にワンストップ対応窓口を設置しているので円滑に進んでいるという状況ですとの回答がありました。

続いて、事業化の構想、発案、地権者側からの声が大きかったのか、もしくは行政主導だったのか、どのようなものでしたかに対して、地権者側の発案に基づいて、事業化に向けて行政

側も含めて取組を進めているとのことですのでとの回答がありました。

続いて、土地区画整理事業に位置づけられる公共管理者負担金以外に市として独自の助成は設けられていますかに対し、市の独自の制度というのは特に設けておらず、市からは、特に金銭的なものは出さない予定ですとの回答がありました。

続いて、国庫補助についてはどのような仕組みを想定していますか。採択を目指しているのかに対して、市として、恐らく事業者としても、国庫補助の受入れというのは、現状では想定していませんとの回答がありました。

次に質問に入り、事業化の構想や発案について、坂戸市さんは、ほぼ地権者側からとのことでしたが、事業化に慎重な方はいらっしゃったのでしょうかに対して、この地区はほぼ全部が農地で、ほとんどの地権者に後継者がなく、水田で地盤も低くて住宅の建設が難しい。そういった理由で、事業化に慎重な方は特にいらっしゃいませんでしたとの回答がありました。

次に、民間施行ということで、地権者の方から、最初から行政主導という声は全然出てこなかったんですかに対して、坂戸市については、工業団地の整備については、行政での施行というより民間の施行を考えておりました。坂戸市内は住居権の区画整理を4地区でやっており、なかなか産業基盤まで手が回らないということと、企業誘致の話とかを考えたとき、行政側がそこまで介入して進めるのは難しいというところもあります。民間のスピード感、ノウハウ、資金を活かして進めるほうがよいだろうと市側も考えておりますとの回答がありました。

次に、個人施行になったのはどのような経緯ですか。これに対し、この地区はほぼ全部農地で、民家は1軒もないため、最初に全員同意で始められさえすれば、あとは地権者が土地を売り抜けていき、最終的に残る方は、土地を買い上げた方と、東京電力の鉄塔用地、あとは、地方公共団体の道路とかになります。事業を進めていく中で、事業計画変更の際に組合の総会を開く必要がなく、スピードを持って進めることができるメリットがあるため、個人施行でやりたいという提案が大栄不動産側からありました。地権者についても、組合施行は3分の2の同意で始められますが、100%の同意が望ましく、そうであれば、最初に同意を取って、あとは素早く進めるほうがいいと思いますとの回答がありました。

次に、用地買収はこれからでしょうか、今後の手順について、どのようなものでしょうかに対し、現状が農地であるため、基本的に用地買収はできないのですが、予約の契約のような条件付での契約行為はしているようです。

個人施行の区画整理になるので、法律上は市街化区域に編入しなくても区画整理事業はできますが、いろいろな土地利用規制を考えると編入が必要です。個人施行には一人の地主がやる区画整理と、地権者全員から同意を得た一個人である1社がやる手法があります。今回は後者のほうです。事業が始まる前は市街化調整区域なので所有権移転ができませんから、地権者全

員から同意を得た大栄不動産が区画整理事業を始めます。始めると同時に、市街化区域に編入させて、農地については、農地転用の届出を出せばよいという段階になってから届出を出して、宅地に変え、地権者120名から随時所有権が大栄不動産に移転させるという形で進めていくので、所有権移転までは終わっている必要はなく、同意さえ取っていれば始められるということになりますとの回答がありました。

ちょっと長くなりますが、お付き合いのほどよろしく申し上げます。

次に、阿見町で想定しているところは、市街化調整区域、農振地区です。農政との関係は、区画整理がなかなか進まないというのが現状です。お話を聞いていると、事業が速やかに進んでいくような説明でしたが、その辺のノウハウというものはどのようなものでしたかに対し、実際に農地に関しては、やはり厳しいものがあり、埼玉県は、県として産業団地づくりを進める枠組みというのは少しありますが、県も適宜農業側との調整を取りながら進めていますので、坂戸市だけ進められるわけではなく、相当な時間がかかりますとの回答がありました。

次に、個人施行で農地を市街化区域に編入するに当たり、農政のほうではその分の農地を確保しなければならないという考えがあると思いますが、その対策は何かしましたかに対して、都市計画側も農政側も転用する分をどこか確保しなければならないということはありません。代わりのものを確保するというより、市全体の農業振興が遅れないように、きちっと考えなさいということにとどまっておりますとの回答がありました。

次に、個人施行は、農地転用については農地法の第5条の許可は要らず、第4条の届出でいいわけですが、市街化調整区域から市街化区域への編入はすんなりいくものなのでしょうかに対して、すんなりはいかないです。平均で5年かかります。今回の地区も地権者協議会の立ち上げから、結局7年くらいたっていますし、かなり時間のかかる事業になりますとの回答がありました。

次に、法的な手続について、大栄不動産が動くという話はありませんか。そうした手続は全て行政が行い、大栄不動産は施行するという形でしょうかに対して、役割分担ということではっきりさせておまして、坂戸市は事業を進めるための下地づくりで、法的な手続を進めてまいります。大栄不動産は、事業計画であつたり、そういったところをしていますので、ここの手続に関して関与することはないし、できませんとの回答がありました。

次に、坂戸市では、これまでこの地区に対して、調査費など、どの程度かけたのでしょうかに対し、坂戸市では事業が進んでいる地区については、事業主体となる事業グループがしっかり地元をサポートしており、立ち上げ、サポートについては、市からの費用はかかっておりませんとの回答でした。

以上、（仮称）坂戸インターチェンジ北側土地区画整理事業についての説明と質疑は終わり

ました。

その後、事業の予定地を視察するとともに、近隣の川島町、東松山市でのインターチェンジ周辺開発の事業完成地を視察してまいりました。

この壇上からで大変恐縮ですが、この場をお借りしまして、坂戸市の皆さん、そして関係者の皆さんに、この視察に対しましての対応に対して、厚く御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

以上をもちまして、産業建設常任委員会所管事務調査報告とさせていただきます。

○議長（平岡博君） 以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

議案第64号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第65号 阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○議長（平岡博君） 次に、日程第5、議案第64号及び議案第65号の2件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第64号の阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業及び1歳以降の育児休業の取得要件の緩和等を行うものと、再度の育児休業取得に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の規定を削除するものであります。

議案第65号の阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の改正に伴い、本条例によって公費負担とすることができることとなっている選挙運動費用について、所要の改正を行うものであります。

その内容は、選挙運動用自動車借上料、選挙運動用自動車の燃料代及び選挙運動用ビラの作成料に係る基準額を引き上げるものであります。

以上、提案理由を申し上げますが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案2件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第64号及び議案第65号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月27日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

| | |
|--------|------------------------------|
| 議案第66号 | 令和4年度阿見町一般会計補正予算（第3号） |
| 議案第67号 | 令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第68号 | 令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第69号 | 令和4年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号） |
| 議案第70号 | 令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号） |

○議長（平岡博君） 次に、日程第6、議案第66号から議案第70号までの5件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第66号から議案第68号までの、令和4年度一般会計ほか2件の補正予算について、提案理由を申し上げます。

議案第66号、一般会計補正予算は、既定の予算額に3億1,540万円を追加し、180億8,519万2,000円とするものであります。

歳入の主なものから申し上げます。

第12款地方交付税で、交付額の確定により、普通交付税を減額。

第16款国庫支出金で、総務費国庫補助金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額、衛生費国庫補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を増額。

第21款繰越金で、財源調整のため、前年度繰越金を増額。

第22款諸収入で、原子力損害賠償に関する和解金として、損害賠償金を新規計上。

第23款町債で、起債限度額の確定により、臨時財政対策債を減額するものであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

第2款総務費の文書広報費で、二所ノ関部屋連携推進事業に係る展示物設置経費を新規計上。

第3款民生費の児童福祉総務費で、県事業の子育て世帯生活支援特別給付金事業を新規計上。

第4款衛生費の予防費で、新型コロナウイルスワクチンの接種期間延長に伴い、受付業務委託料等を増額、また、環境総務費で、地方創成臨時交付金を活用した水道基本料金免除事業を実施するため、水道事業会計繰出金を新規計上。

第7款土木費の都市計画総務費で、原油価格・物価高騰対策として、地域公共交通維持確保支援金を新規計上。

第9款教育費の学校給食費で、食材費の高騰による給食費の負担軽減として、賄い材料費を増額するものであります。

議案第67号、国民健康保険特別会計補正予算は、既定の予算額に433万8,000円を追加し、47億7,294万6,000円とするものであります。

その主な内容は、一般管理費で、時間外勤務手当を増額するものであります。

議案第68号、後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の予算額に95万円を追加し、10億8,968万円とするものであります。

その内容は、一般管理費で、時間外勤務手当を増額するものであります。

次に、議案第69号の水道事業会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入について、330万円を増額、収益的支出について、2,320万円を増額するものであります。

その主な内容としましては、収益的収入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した水道基本料金免除事業に伴い、給水収益を減額、また、交付金を充当するための他会計負担金を増額するものであります。

収益的支出では、配水場等の施設更新に伴う修繕費、舗装復旧面積拡大に伴う負担金及び水道基本料金免除事業に伴う料金システム設定業務費を、それぞれ増額するものであります。

次に、議案第70号の下水道事業会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支について、それぞれ226万5,000円を増額するものであります。

その主な内容としましては、業務量の増加による時間外勤務手当の増額を行い、その財源として、他会計補助金を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案5件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

5番高野好央君。

○5番（高野好央君） それでは、一般会計補正予算、歳入、8ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9,247万4,000円、これは交付金活用の事業の中で、内訳の中で、小中学校備品整備事業214万円がございます。町内小中学校10校の中で、その中で8校しか入っていないんですけど、ほか2校、本郷小と舟島小が入っていませんが、この理由を教えてください。

○議長（平岡博君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） お答えいたします。

ちょっと今、手元に資料がありませんので、申し訳ないです、ちょっとお時間をください。

○5番（高野好央君） また後で。

○議長（平岡博君） 了解しました。

ほかに質疑はありませんか。

7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 水道料金の件なんですけども、これは繰出金のほうと、それと実際の基本料の部分と両方なっているんですけど、これはそういう趣旨だということで、じゃあ質問しますね。いいですかね。

繰出金のほうで質問するのか、料金のほうで質問するかということになっちゃうんですけど、同じ内容なのでそのまま質問しますけど、よろしいですね。

今回の臨時交付金の趣旨については、物価高騰について、電気代とかガス代、それからガソリンとか油、エネルギー代ですね、燃料費についての補助をしましょうということで、国が

らの補助金が来ていると思います。多くの自治体については、電気、ガスのほうでやられているんですけど、阿見町はどうして水道料金のほうに対してやっているのか、その辺の状況をお伺いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

産業建設部長林田克己君。

○産業建設部長（林田克己君） お答えいたします。

先ほどの御質問にございました、ガス、電気、そういった料金ですと、企業のほうで対応すべきものというように承知しています。今回、町のほうで、町民に対してどういう支援ができるかということから、町のほうで収入というか、回収しています水道料金、こちらの対応をすることで、使用している方の生活費を支援できるものということから、上水道の基本料金の3か月免除という方法を取らせていただきました。

以上です。

○議長（平岡博君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） そうすると、この家庭用の部分でいけば1万9,500世帯を対象として、3か月分700円という形になっています。そのほか、医院とか営業になっていますけれども、住民基本台帳でいけば、8月の世帯数が阿見町は2万2,073世帯だと思うんですけども、約3,000世帯以上の方が、この助成を受けられないという、不公平感があるわけですよね。その方に対してはどのようなふうな対応をされるのでしょうか。

○議長（平岡博君） 産業建設部長林田克己君。

○産業建設部長（林田克己君） お答えいたします。

今回の件につきましては、町としてできるものということで、新たに、水道を使用していない方ということではなく、9割近くの方ですか、給水人口からいくと、その程度の世帯の方が対象になってくるわけです。なので、その方たちの生活支援ということで、今回は対応させていただきます。

以上です。

○議長（平岡博君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 最後なんですけども、今、部長言われたように、給水の部分でいけばそうでしょうけども、井戸を自費で採掘して、電気代も払い、ポンプを入れて、自分のところで水道を賄っている方がいるわけですよね。周辺地域にはそういう方も、つまり井戸でやっている方もいらっしゃるわけで、その方たちも、費用は自己負担で発生していて、毎日毎日、電気料が発生しているわけです。今回の部分でいけば、そういう方も3,000世帯ですから、約600万ぐらいで助成できるわけですよね。そういった部分で、不公平感が出るのではないかと。仮

にそういう形で、水道じゃない部分についても別途できるということであればいいんですけども、その辺のことも、付託された委員会のほうでよく検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（平岡博君） ほかに質疑はありませんか。

教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） 申し訳ありません。先ほどの高野議員の御質問にお答えいたします。

今回、臨時交付金の対象となりました備品関係ですけれども、最初に各学校からの要望を上げていただいた上で、その中で、この臨時交付金の対象となる備品だけを拾い上げてまとめたものでございます。

その中で舟島小とか本郷小には対象の物品がなかったので、取りあえず備品としては、今回は、主にスポットクーラーとかスポットエアコンとかになりますので、それについては、ちょっと対象からは外して、2校についてはなかったということでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第66号から議案第70号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月27日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

| | |
|--------|---------------------------------|
| 議案第71号 | 令和3年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第72号 | 令和3年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第73号 | 令和3年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第74号 | 令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |

議案第75号 令和3年度阿見町水道事業会計決算認定について

議案第76号 令和3年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

○議長（平岡博君） 次に、日程第7、議案第71号から議案第76号までの6件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第71号から議案第74号までの令和3年度一般会計歳入歳出の決算及び令和3年度国民健康保険特別会計ほか2件の特別会計歳入歳出の決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付してここに提案をいたします。

議案第75号、令和3年度水道事業会計の決算については、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付してここに提案いたします。

議案第76号、令和3年度下水道事業会計利益の処分及び決算については、地方公営企業法第32条第2項の規定により、決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて決算を同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付してここに提案いたします。

なお、各議案の詳細な内容等につきましては各担当部長が説明いたしますので、慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き、監査委員の監査報告を求めます。

監査委員佐藤修一君、登壇願います。

〔監査委員佐藤修一君登壇〕

○監査委員（佐藤修一君） 御報告申し上げます。

令和3年度阿見町一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計歳入歳出決算につきまして、審査の結果を報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、7月21日及び8月1日から8月5日までの間の延べ5日間、審査を行いました。

審査に当たりましては、町長から提出されました各会計決算書、附属書類、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類について、法定様式に従って作成されているかを確認するとともに、計数についても関係帳簿、証拠書類などの提出を求め、予算の執行状況並びに決算内容を検討しながら、必要に応じ関係者の説明を聴取して行いました。

令和3年度各会計の歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類と照合し審査を行った結果、全て正当なるものと認めました。

なお、審査の結果につきましては、栗原監査委員とともに、決算審査意見書を町長に提出しておりますので申し添えます。

阿見町監査委員佐藤修一、同じく栗原宜行。

○議長（平岡博君） 以上で監査報告を終わります。

引き続き、担当部長から各議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第71号について説明を求めます。

総務部長青山広美君。

○総務部長（青山広美君） それでは、議案第71号、令和3年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について御説明させていただきます。

令和3年度主要施策の成果及び予算執行実績報告書の概要を使って御説明いたします。

一般会計決算の概要は1ページから3ページに記載のとおりとなっておりますけれども、4ページ以降の資料に沿って進めさせていただきます。

まず、4ページをお開きください。

令和3年度一般会計の決算額は、歳入総額201億4,229万円、歳出総額185億2,580万2,000円となり、前年度と比較し、歳入は27億3,883万6,000円の減、歳出は36億5,246万4,000円の減となりました。

その結果、歳入歳出差引き額は16億1,648万8,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源1億6,072万3,000円を差し引いた実質収支額は14億5,576万5,000円となり、前年度と比較し8億7,386万4,000円の増となりました。

次に、5ページをお開きください。

一般会計の年度末町債残高は149億9,507万6,000円で、前年度と比較し1億9,401万7,000円の減となりました。

一般会計の基金残高は51億2,194万5,000円で、前年度と比較し5億428万2,000円の増となりました。

次に、歳入歳出決算増減の概要について、その主なものを御説明いたします。

17ページをお開きください。

初めに歳入であります。

第1款町税では、税率の引上げによる町たばこ税3,994万円の増などにより、決算額は80億3,041万4,000円で、前年度と比較し5,628万4,000円の増となりました。

次に、第7款地方消費税交付金では、消費税収入額の増により、決算額は11億642万8,000円

で、前年度と比較し9,784万6,000円の増となりました。

次に、第11款地方特例交付金では、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金6,401万3,000円の皆増により、決算額は1億2,836万1,000円で、前年度と比較し6,490万2,000円の増となりました。

次に、第12款地方交付税では、普通交付税5億233万6,000円の増により、決算額11億9,712万5,000円で、4億1,923万9,000円の増となりました。

18ページに移ります。

第16款国庫支出金では、特別定額給付金事業費補助金47億6,690万円の皆減、子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金6億6,287万円の増、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金4億335万4,000円の皆増などにより、決算額は44億9,833万3,000円で、前年度と比較し31億1,149万7,000円の減となりました。

第18款財産収入では、土地売払い代金1億5,815万4,000円の増などにより、決算額は1億9,208万7,000円で、前年度と比較し1億5,824万4,000円の増となりました。

第19款寄附金では、ふるさと応援寄附金3,654万5,000円の増などにより、決算額は8,310万3,000円で、前年度と比較し3,159万4,000円の増となりました。

19ページに移ります。

第20款繰入金では、実穀地区公民館整備の財源である公民館整備基金繰入金4,839万円の皆増などにより、決算額は1億474万9,000円で、前年度と比較し4,971万2,000円の増となりました。

第23款町債では、学校施設整備事業債4億6,350万円の皆減、霞クリーンセンター改修事業債2億4,260万円の減などにより、決算額は14億9,800万円で、前年度と比較し5億2,480万円の減となりました。

次に、歳出であります。同じく19ページになります。

第2款総務費では、特別定額給付金事業47億8,966万5,000円の皆減などにより、決算額は17億5,862万1,000円で、前年度と比較し47億573万円の減となりました。

20ページに移ります。

第3款民生費では、子育て世帯臨時特別給付金事業6億6,499万2,000円の増、非課税世帯等臨時特別給付金事業3億3,304万2,000円の皆増などにより、決算額は74億9,910万4,000円で、前年度と比較し13億3,263万6,000円の増となりました。

第4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業5億3,393万4,000円の増、霞クリーンセンター維持管理費3億5,406万2,000円の減などにより、決算額は16億9,362万3,000円で、前年度と比較し1億182万1,000円の増となりました。

第5款農林水産業費では、農業基盤整備事業8,157万2,000円の減などにより、決算額は3億3万1,000円で、前年度と比較し8,602万1,000円の減となりました。

第6款商工費では、阿見東部工業団地・阿見吉原地区企業誘致事業1億5,188万6,000円の減などにより、決算額は2億2,944万9,000円で、前年度と比較し2億2,846万円の減となりました。

21ページに移ります。

第7款土木費では、道路橋梁維持補修事業9,508万円の減などにより、決算額は20億5,827万3,000円で、前年度と比較し9,847万1,000円の減となりました。

第9款教育費では、小学校施設整備事業3億2,567万5,000円の減、中学校施設整備事業2億7,829万3,000円の減、地区公民館整備事業2億5,661万8,000円の減などにより、決算額は17億9,442万5,000円で、前年度と比較し7億6,239万1,000円の減となりました。

第11款公債費では、臨時財政対策債の繰上償還を含む元金償還費3億7,433万1,000円の増などにより、決算額は17億4,560万9,000円で、前年度と比較し3億6,127万1,000円の増となりました。

第12款諸支出金では、財政調整基金費2億5,913万2,000円の増などにより、決算額は6億884万6,000円で、前年度と比較し4億2,431万7,000円の増となりました。

続きまして、歳出決算の性質別の状況について、主な内容を御説明いたします。

9ページにお戻りください。

初めに総括ですが、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が89億4,870万9,000円で、前年度と比較し16億6,490万8,000円の増となり、歳出総額の48.3%を占めております。

次に、内訳明細であります。

10ページになります。

まず、人件費は、職員数の増による職員給7,047万9,000円の増などにより、決算額は28億8,404万円で、前年度と比較し1億6,848万円の増となりました。

次に、11ページに移ります。

扶助費は、児童福祉関連6億7,518万4,000円の増などにより、決算額は43億1,906万円で、前年度と比較し11億3,515万7,000円の増となりました。

次に、12ページに移ります。

普通建設事業費は、小中学校施設整備の減などにより、決算額は17億3,299万9,000円で、前年度と比較し13億3,497万5,000円の減となりました。

次に、13ページに移ります。

物件費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の開始に係る予防接種委託料などの委託料

5億107万4,000円の増などにより、決算額は33億4,411万9,000円で、前年度と比較し5億6,836万7,000円の増となりました。

次に、9ページにお戻りください。

補助費等は、特別定額給付金47億6,690万円の皆減などにより、決算額は22億9,174万7,000円で、前年度と比較し49億6,686万4,000円の減となりました。

積立金は、財政調整基金積立金2億5,913万2,000円の増などにより、決算額は6億884万6,000円で、前年度と比較し4億2,431万7,000円の増となりました。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明いたしましたが、詳細につきましては、阿見町歳入歳出決算書の8ページから311ページを御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（平岡博君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分といたします。

午前11時04分休憩

午前11時10分再開

○議長（平岡博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第72号について説明を求めます。

保健福祉部長小澤勝君。

○保健福祉部長（小澤勝君） それでは、議案第72号、令和3年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、御説明させていただきます。

令和3年度主要施策の成果及び予算執行実績報告書により説明させていただきます。306ページになります。

令和3年度国民健康保険特別会計決算の概要。令和3年度国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額52億7,451万3,000円、歳出総額43億6,459万4,000円となり、前年度と比較し、歳入については2億7,912万円、5.6%の増、歳出については4,937万3,000円、1.1%の増となりました。

その結果、歳入歳出差引額は9億991万9,000円となり、前年度と比較し2億2,974万7,000円、33.8%の増となりました。

歳入の主なものについては、国民健康保険税が決算額9億8,224万1,000円で1,945万円、1.9%の減、国庫支出金が決算額106万6,000円で216万7,000円の減、県支出金が決算額32億3,770万円で5,765万2,000円、1.8%の増となりました。

歳出の主なものについては、保険給付費が決算額31億7,404万4,000円で5,729万9,000円、

1.8%の増。国民健康保険事業費納付金が決算額10億5,399万円で1,623万8,000円、1.5%の減。保健事業費が3,822万円で487万7,000円、14.6%の増。諸支出金が決算額802万5,000円で357万8,000円、80.5%の増となりました。

説明は以上となります。

○議長（平岡博君） 次に、議案第73号について説明を求めます。

保健福祉部長小澤勝君。

○保健福祉部長（小澤勝君） それでは、議案第73号、令和3年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明させていただきます。資料は同じく314ページからになります。

令和3年度介護保険特別会計決算の概要。令和3年度介護保険特別会計の決算額は、歳入総額34億7,187万5,000円、歳出総額33億5,540万5,000円となり、前年度と比較し、歳入については3,525万6,000円、1%の増、歳出については2,282万2,000円、0.7%の増となりました。

その結果、歳入歳出差引き額は1億1,647万円となり、前年度と比較し1,243万4,000円、12%の増となりました。

歳入の主なものについては、介護保険料が決算額8億5,756万6,000円で、1,190万5,000円、1.4%の増、国庫支出金が決算額6億3,863万円で2,518万2,000円、3.8%の減、支払基金交付金が決算額8億6,908万7,000円で3,760万8,000円、4.5%の増、県支出金が決算額4億7,717万1,000円で359万2,000円、0.8%の増となりました。

歳出の主なものについては、保険給付費が居宅介護サービス給付費等の全体的な伸びにより、決算額31億6,139万円で1億1,816万4,000円、3.9%の増、地域支援事業費が介護予防・生活支援サービス事業費や包括的支援事業費などで決算額1億191万2,000円で514万9,000円、4.8%の減、基金積立金が積立てなしにより決算額ゼロで8,000万円の皆減となります。諸支出金が決算額2,152万8,000円で4,420万円、17.0%の減となりました。

以上となります。

○議長（平岡博君） 次に、議案第74号について説明を求めます。

保健福祉部長小澤勝君。

○保健福祉部長（小澤勝君） 続きまして、議案第74号、令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明させていただきます。資料同じく324ページからになります。

令和3年度後期高齢者医療特別会計決算の概要。令和3年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額10億4,155万8,000円、歳出総額10億3,736万4,000円となり、前年度と比較し、歳入については2,577万円、2.5%の増、歳出については2,306万8,000円、2.3%の増となりました。

その結果、歳入歳出差引額は419万4,000円となり、前年度と比較し270万2,000円、181.1%の増となりました。

歳入の主なものについては、保険料が決算額4億7,367万9,000円で、1,804万9,000円、4.0%の増、繰入金が決算額5億2,873万6,000円で、2,458万8,000円、4.4%の減となりました。

歳出の主なものについては、後期高齢者医療広域連合へ納付する納付金が、決算額9億9,734万3,000円で、1,865万6,000円、1.9%の増となりました。

説明は以上となります。

○議長（平岡博君） 次に、議案第75号について説明を求めます。

産業建設部長林田克己君。

○産業建設部長（林田克己君） それでは、議案第75号、令和3年度阿見町水道事業会計決算の概況について御説明いたします。

阿見町公営企業会計決算書の8ページをお開き願います。

給水件数は、前年度の1万8,206件から559件増の1万8,765件、給水人口は、前年度の4万1,919人から1,339人増の4万3,258人となりました。

年間の総配水量は475万8,790立方メートルで、前年度より9万2,663立方メートル増加しました。また、水道普及率は前年度より0.6ポイント増の87.9%になりました。

収益的収支については、水道事業収益13億16万8,537円に対し、水道事業費用11億1,900万9,940円となり、税抜で1億4,212万1,896円の純利益となりますが、そのうち1億1,318万1,010円につきましては長期前受金戻入分となりますので、戻入分を除いた2,894万886円が積立可能額となります。

事業収益の主なものは、給水収益の11億712万5,170円で、税抜で全体の83.5%を占めております。また、事業費用の主なものは、受水費の3億4,094万4,381円で、税抜きで全体の29.4%を占めております。

次に、資本的収支についてであります。資本的収入1億9,080万4,000円に対し、資本的支出は5億7,027万1,819円であり、資本的支出の主なものは、施工監理及び実施設計委託料5,955万4,000円、工事請負費4億3,832万500円、企業債償還金6,858万1,369円であります。

以上、決算の概況について御説明いたしましたが、詳細につきましては決算書の1ページから29ページを御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（平岡博君） 次に、議案第76号について説明を求めます。

産業建設部長林田克己君。

○産業建設部長（林田克己君） それでは、議案第76号、令和3年度阿見町下水道事業会計利

益の処分及び決算の概況について御説明いたします。

阿見町公営企業会計決算書の37ページをお開き願います。

公共下水道の水洗化件数は、前年度の1万4,808件から615件増の1万5,423件、水洗化人口は3万3,518人から692人増の3万4,210人となりました。

年間総排水量は676万9,418立方メートルで、前年度より17万7,887立方メートル増加し、また、普及率は前年度より0.3ポイント増えて71.3%になりました。

続きまして、農業集落排水の水洗化件数は、前年度の528件から10件増の538件。水洗化人口は1,621人から26人減の1,595人となりました。

年間総排水量は16万2,469立方メートルで、前年度より8,332立方メートル減少し、また、水洗化率は前年度より0.7ポイント増えて81.8%になりました。

公共下水道の収益的収支は、下水道事業収益16億1,082万5,261円に対し、下水道事業費用14億121万5,989円となり、税抜きで1億9,804万9,451円の純利益となりました。なお、この純利益の一部は資本的収支の補填財源になるものです。

事業収益の主なものは、下水道使用料の8億1,466万9,009円で、税抜きで全体の48.2%を占めております。

事業費用の主なものは、流域下水道維持管理負担金4億4,437万円であります。

続きまして、農業集落排水の収益的収支は、下水道事業収益2億357万4,404円に対し、下水道事業費用1億8,318万2,896円となります。税抜きで2,092万1,396円の純利益となりました。なお、公共下水道と同様に、この純利益の一部は資本的収支の補填財源になるものです。

事業収益の主なものは、農業集落排水使用料の2,716万1,887円で、税抜きで全体の12.3%を占めております。

事業費用の主なものは、処理場費2,980万1,923円であります。

次に、公共下水道の資本的収支であります。資本的収入6億5,867万2,595円に対し、資本的支出は10億3,750万4,010円となり、支出の主なものは、工事請負費4億4,063万2,500円、企業債償還金5億2,449万8,041円であります。

次に、農業集落排水の資本的収支であります。資本的収入2,920万8,602円に対し、資本的支出は6,974万2,310円となり、支出の主なものは、企業債償還金5,915万8,110円であります。

詳細につきましては決算書の30ページから56ページを御参照いただきたいと思います。

続きまして、34ページをお開き願います。

剰余金処分計算書（案）でございます。

これは、下水道事業会計の決算に伴う利益の処分につきまして、その一部で条例に定めのない処分を行う必要が生じたことから、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、今回

議会の議決をお願いするものでございます。

内容としましては、未処分利益剰余金当年度末残高 2 億 4,590 万 837 円のうち当年度純利益相当額を議決により減債積立金に積み立て、そのうち資本的収支の補填財源として 1 億 8,979 万 6,356 円を取り崩すものです。なお、取り崩した 1 億 8,979 万 6,356 円については、条例第 6 条第 4 項に基づき、資本金への組入れを行います。

さらに、令和 3 年度資本的収支の補填財源として、減債積立金を取り崩した 2,692 万 9,990 円についても、条例第 6 条第 4 項に基づき、資本金への組入れを行います。

以上で説明を終わります。

○議長（平岡博君） これより質疑に入ります。

なお、本案 6 件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 71 号から議案第 76 号については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり予算決算特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

予算決算特別委員会では、付託案件を審査の上、来る 9 月 27 日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第 77 号 霞クリーンセンター 2 号再加熱用空気加熱器更新工事請負契約について

○議長（平岡博君） 次に、日程第 8、議案第 77 号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第 77 号の霞クリーンセンター 2 号再加熱用空気加熱器更新工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案は、霞クリーンセンター2号再加熱用空気加熱器の更新工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から令和5年3月24日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第77号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月27日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第78号 阿見中学校屋内運動場・柔剣道場トイレ等改修工事請負契約について

○議長（平岡博君） 次に、日程第9、議案第78号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第78号の阿見中学校屋内運動場・柔剣道場トイレ等改修工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案は、阿見中学校屋内運動場及び柔剣道場の改修工事を行うものでありますが、地方自治

法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から令和5年3月24日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第78号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月27日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第79号 財産の取得について（消防団第2分団消防ポンプ自動車購入）

○議長（平岡博君） 次に、日程第10、議案第79号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第79号の財産の取得について（消防団第2分団消防ポンプ自動車購入）について、提案理由を申し上げます。

本案は、消防団第2分団の消防ポンプ自動車登録後20年経過しており、老朽化に伴い更新するものであります。地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

納入期間は、契約締結日の翌日から令和5年3月31日までであります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。
質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第79号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月27日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第80号 町道路線の廃止について

議案第81号 町道路線の認定について

○議長（平岡博君） 次に、日程第11、議案第80号及び議案第81号の2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第80号の町道路線の廃止について及び議案第81号の町道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

議案第80号は、町道路線の廃止についてであります。区画整理事業により町道路線の付け替えをするため、不要となった路線を廃止するものであります。

議案第81号は、町道路線の認定であります。こちらは開発行為及び区画整理事業により新

設された路線を新たに町道路線として認定をするものです。

また、国道125号線の一部について、茨城県から阿見町へ移管するため、町道として認定するものです。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案2件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第80号及び議案第81号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月27日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第82号 損害賠償の額を定めることについて

議案第83号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（平岡博君） 次に、日程第12、議案第82号及び議案第83号の2件を一括議題とします。提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第82号から議案第83号までの損害賠償の額を定めることについて、提案理由を申し上げます。

議案第82号につきましては、令和4年6月13日午前10時20分頃、筑見地区内の町道1209号線を公用車で走行中、一時停止が必要な町道1206号線から走行してきた相手が交差点に進入して

きた際に、車両と接触し、相手車両の一部を損傷させ、損害を与えたものです。

そのため、国家賠償法の規定により、町に賠償責任が生じたことから、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものがあります。

議案第83号につきましては、令和4年6月24日午後1時30分頃、荒川本郷地内の開発公園の除草作業後、公園側に駐車していた公用車を移動させようとしたところ、公園と民家との境界にあるブロック塀に接触し、ブロックの一部を損傷させ、損害を与えたものです。

そのため、国家賠償法の規定により、町に賠償責任が生じたことから、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものがあります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案2件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第82号及び議案第83号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月27日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

請願第3号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願

○議長（平岡博君） 次に、日程第13、請願第3号、消費税インボイス制度の実施中止を求

める意見書を国に提出することを求める請願を議題とします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託します。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月27日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

散会の宣告

○議長（平岡博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時46分散会

第 2 号

[9 月 7 日]

令和4年第3回阿見町議会定例会会議録（第2号）

令和4年9月7日（第2日）

○出席議員

| | | |
|-----|-------|----|
| 1番 | 平岡 | 博君 |
| 2番 | 落合 | 剛君 |
| 3番 | 栗田敏昌 | 君 |
| 4番 | 石引大介 | 君 |
| 5番 | 高野好央 | 君 |
| 6番 | 樋口達哉 | 君 |
| 7番 | 栗原宜行 | 君 |
| 8番 | 飯野良治 | 君 |
| 9番 | 野口雅弘 | 君 |
| 11番 | 海野 | 隆君 |
| 12番 | 久保谷 | 充君 |
| 13番 | 川畑秀慈 | 君 |
| 14番 | 難波千香子 | 君 |
| 15番 | 紙井和美 | 君 |
| 16番 | 柴原成一 | 君 |
| 17番 | 久保谷 | 実君 |
| 18番 | 吉田憲市 | 君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

| | | | | | | | |
|----|---|----|-----|-----|-----|----|-----|
| 町 | 長 | 千葉 | 繁君 | | | | |
| 副町 | 長 | 坪田 | 匡弘君 | | | | |
| 教 | 育 | 長 | 立原 | 秀一君 | | | |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 青山 | 広美君 | | |
| 町 | 民 | 生 | 活 | 部 | 長 | 中村 | 政人君 |

| | | |
|---------------------|----|-----|
| 保健福祉部長 | 小澤 | 勝君 |
| 保健福祉部次長 | 山崎 | 洋明君 |
| 産業建設部長 | 林田 | 克己君 |
| 教育委員会教育部長 | 小林 | 俊英君 |
| 政策企画課長 | 糸賀 | 昌士君 |
| 総務課長 | 石田 | 栄司君 |
| 財政課長 | 坂入 | 紀章君 |
| 管財課長 | 荒井 | 孝之君 |
| 社会福祉課長 | 湯原 | 将克君 |
| 高齢福祉課長兼 福祉センター所長 | 浅野 | 奉子君 |
| 子ども家庭課長 | 遠藤 | 朋子君 |
| 健康づくり課長 | 監物 | 輝子君 |
| 学校教育課長 | 飯村 | 弘一君 |
| 生涯学習課長 | 木村 | 勝君 |
| 指導室長兼 教育相談センター所長 | 岡野 | 友浩君 |

○議会事務局出席者

| | | |
|------|----|----|
| 事務局長 | 大竹 | 久 |
| 書記 | 堀内 | 淳 |
| 書記 | 湯原 | 智子 |

令和4年第3回阿見町議会定例会

議事日程第2号

令和4年9月7日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

令和4年第3回定例会

一般質問1日目（令和4年9月7日）

| 発 言 者 | 質 問 の 趣 旨 | 答 弁 者 |
|----------|---|-----------------------|
| 1. 紙井 和美 | 1. 子どもの教育・子育て支援の取組みについて 2. 高齢者の健康維持について | 教育長・町長 町 長 |
| 2. 難波千香子 | 1. 体育館や教育環境の整備強化について 2. 不登校児童生徒及びその家庭への支援について 3. 高齢者等がいきいき暮らせるための支援拡充について | 教 育 長 教 育 長 町 長 |
| 3. 久保谷 実 | 1. 阿見町の子供たちの現状と展望について 2. 学校プールの現状と今後の在り方について | 教 育 長 教 育 長 |

午前10時00分開議

○議長（平岡博君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（平岡博君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は、答弁を含め60分以内といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてたずねる場であります。したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は町長の個人的見解をたずねる場でもありません。議員各位におかれましては十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、15番紙井和美君の一般質問を行います。

15番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔15番紙井和美君登壇〕

○15番（紙井和美君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

子供の教育・子育て支援の取組についてであります。

近年、少子化と核家族化に歯止めが止まらず、子供を取り巻く環境が年々変化し、子育ても孤立するという子育てへと陥って、親子共倒れになるケースも多々見受けられます。しかし、核家族だけでは、その親子だけでは困難なことも、多くの大人の目で子供たちを見守りあるいは手を差し伸べて、みんなで育てていくことで最悪の事態は避けられ、多くの命が救われるも

のと思います。保護者が安心して子供を育てられるように、また、未来の人材である子供たちが安心して生活し、充実した教育を受けられるように、多角的な支援が重要であると考えております。

そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

1、まずは、幼稚園、保育所、小学校へと一連のスムーズな流れで教育を進める幼保小の架け橋プログラムについてであります。これは、昨年、令和3年の12月議会で一般質問をさせていただいています。

幼保小連携で一人ひとりの発達を把握し早期支援につなぐことを目指して、文科省が取組を進めている幼保小架け橋プログラムですが、小学校1年生が幼児期の経験や学びを存分に発揮できるようなスタートカリキュラムといった取組について、阿見町の進捗状況をお伺いいたします。

2、不登校についてであります。不登校への対応を協議している文科省の協力者会議では、学校内の自分の教室とは別の場所で学習指導や相談支援を実施する校内教育支援センターの設置を促すことなどを盛り込んだ報告書がまとめられました。

当町における不登校の児童生徒の現状と課題はどのようなものか。また、登校はできるものの自分の教室での学習が難しい児童生徒について、校内支援センターや校内フリースクールといった取組を進めてはどうか。

3、主権者教育についてであります。当町では、郷土について学ぶふるさと学習を小学校3年生で行っていると思います。我が町の歴史や文化、自然などを学ぶふるさと学習の成果を発表する機会を設けることで、住みやすいまちづくりを考えるとという主権者教育へと発展させることが期待できると考えております。町でも進めてはどうか。

4、中学校の部活動についてであります。公立中学校部活動の地域移行を進めるに当たって、そのスケジュールや課題はどのようなものか。

現在、公立中学校における部活動の地域移行が論議されています。これは教員の働き方改革についても以前からも多くの意見が出されてまいりました。スポーツと文化に分かれている部活ですが、スポーツ庁と文化庁の有識者会議で共通しているのは、活動場所の確保のため、生徒を受け入れる民間事業者らの学校施設の利用が可能となるような規制を改正するほか、スポーツ施設、文化施設などの利用料を安くする必要性があるなどの指摘がされているところであります。当町の地域移行を進めるに当たってのスケジュールと課題についてお伺いをいたします。

5、対応年齢に達しても保護者が就園させないといういわゆる無園児や、発見が難しいヤングケアラーなど、子供についての問題は年々複雑になってまいりました。そこに隠れている貧

困や虐待を、行政の組織同士の連携やデータ連携で見逃すことを防ぐことができるのではないかと。そのような支援につなげる取組について、阿見町はどのように進めているか。

6、祖父母が孫育て応援をしている家庭も多いが、子育ての仕方については今と昔の違いが大きく、ギャップが生じているようであります。それぞれの世代の子育ての仕方についての情報を発信し、世代間のギャップを埋めて、両親も祖父母も安心して子育てができるような取組を進めてはどうか。

以上6点についてお伺いをいたします。

○議長（平岡博君） それでは、ただいまの質問に対する答弁を求めます。まず初めに、教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） おはようございます。第2日目、よろしく申し上げます。

それでは、子供の教育・子育て支援の取組についての質問にお答えします。

1点目の、幼保小の架け橋プログラムについてであります。

小学校では、入学当初は教科の授業を控え、げた箱の使い方や廊下の歩き方、下校班の並び方等、学校生活を行う上で必要なスキル学習を中心に行っております。また、午前中下校も数日行い、緩やかに学校生活に慣れていけるようにしています。

ほかにも、今年度は、令和元年に阿見町教育委員会で作成した阿見町保幼小接続カリキュラムを活用し、幼児教育施設の教職員を対象とした研修会を、新型コロナウイルス感染状況を見ながら行う予定です。

幼児期の段階でどのような力が必要か、どのようなことを教えておけばよいか等を共通認識のもと理解してもらうことで、どの子供も小学校へ入学後、足並みをそろえてスムーズに学校生活をスタートすることができるよう取り組んでまいります。

2点目の、不登校の児童生徒の現状と課題や、教室での学習が難しい児童生徒についての取組についてであります。

令和3年度の100日以上欠席した不登校児童生徒数は、小学生が15名、中学生が36名の合計51名となっております。不登校児童生徒は全国的に増加傾向であり、本町でも大きな課題であると認識しております。

令和2年度から、3つの中学校に不登校対策のための校内フリースクールを設置し、町独自で不登校対策指導員を配置しました。町教育相談センターの適応指導教室やすらぎの園とも連携し、教室で学習することが難しい生徒や学校復帰ができそうな生徒への支援をしてきました。

その結果、欠席の長期化を防いだり、スムーズな学校復帰につながったりしたケースが見られるようになりました。

3点目の、学習の成果を発表する機会を設けることで主権者教育へと発展させる取組について、町でも進めてはどうかについてであります。

学習指導要領では、小学校の地域学習について、地域をよく見て調べたり、具体的資料を活用しながら、身近な地域のよさや課題に目を向けることが狙いとして示されております。

主権者教育の第一歩は地域を知ることであり、当町におきましても、社会科副読本『わたしたちのあみ』を活用して学習を進めております。成果を発表する機会につきましては、調べたことを新聞等にまとめて、他者へ伝える表現活動を行っております。

今後は、タブレット端末を効果的に活用して、活動の幅を広げていきたいと考えております。

4点目の、公立中学校部活動の地域移行についてであります。

公立中学校部活動の地域移行については、国や県の有識者会議において、「部活動の地域移行に関する検討会議提言」が取りまとめられ、県内各市町村へ周知が図られております。

これらの提言では、少子化による部活動の持続可能性や部活動指導が教員の大きな業務負担になっていることが示されており、スケジュールとしては、令和5年度から令和7年度の3年間で休日部活動の地域移行に向けた改革集中期間とされ、休日の部活動から段階的に地域部活動へ移行していくとされております。

町教育委員会としても、全ての部活動が地域移行できるよう、責任の所在や学校部活動の顧問と地域部活動の指導員の連携等の課題を整理し、生徒たちのために望ましい環境の整備を進めてまいります。

5点目の、無園児やヤングケアラーを支援につなげる取組について、阿見町はどのように進めているか、6点目の、世代間のギャップを埋めて、両親も祖父母も安心して子育てができるような取組を進めてはどうかについては、町長から答弁いたします。

○議長（平岡博君） 次に、町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしく願いたします。

紙井議員の、子供の教育・子育て支援の取組についての質問にお答えいたします。

5点目の、無園児やヤングケアラーを支援につなげる取組について、阿見町ではどのように進めているかについてであります。

無園児とは、法令上の定義はありませんが、報道等によれば、保育所や幼稚園に通っていない小学校就学前の0歳児から5歳児の子供とされております。

ただし、就園は義務ではなく、0歳から2歳頃までは保護者が自身で育てたい方も多いと認識しております。また、3歳以上であっても、保護者の考え方によって就園時期は様々であり、就園しないことと貧困や虐待とは必ずしも同一とは言えないと考えます。

ただし、4歳、5歳児は、子供の成長にも、集団生活に慣れることが望ましい時期とされており、保育の入所申込みがあれば、できるだけ早い時期に入所できるよう調整しております。

また、就学直前の5歳児で未就園のお子さんを把握したときは、これまでの健診時の状況等を確認するなど、子ども家庭課と健康づくり課が情報共有し、連携して家庭訪問等を行い、お子さんの集団生活の必要性等について保護者の理解を促す取組をしております。

ヤングケアラーとは、一般的に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供を指します。原因としては、フルタイムの共働き家庭やひとり親家庭、家族の疾病や障害、貧困などであり、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を担うことで、子供自身の成長や教育に影響を及ぼすことや、本来守られるべき子供自身の権利が侵害されている可能性があると考えられております。

小中学校等で、過度の負担を抱えている児童生徒がいることを把握したときには、教育部局と福祉部局が情報共有等の連携を図り、家庭の状況に応じて、福祉的援助をはじめ、医療や介護といった必要とされる支援につなげられるよう取り組んでまいります。

6点目の、世代間のギャップを埋めて、両親も祖父母も安心して子育てができるような取組を進めてはどうかについてであります。

子育てに関する相談は、健康づくり課、地域子育て支援センター、在籍している保育施設、子ども家庭課などで行っております。

祖父母との関わりについて、県作成の「孫育て応援ナビ」パンフレットを、健康づくり課における乳幼児健診等で必要に応じて紹介しているほか、地域子育て支援センターや各保育所に設置しております。

パンフレットには、子育ての常識が時代によって変わることや、孫育ての上でのポイントなどが盛り込まれております。上手に活用していただくことで、両親・祖父母の皆さんが理解を深め合い、共に育児を行うことで、より安心して子育てができるようになることが期待できます。

より多くの方に発信できるよう、ホームページへの掲載のほか、地域子育て支援センターのイベントの「井戸端会議」等のテーマとして取り上げるなど、子育てにおける世代間ギャップが生じぬよう、情報を発信していきたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

幼保小接続プログラム、阿見町で接続カリキュラムというのをつくっていただいて、詳しく、

入学から1週間というものですとか、そういうのを載せていただいております。これを今、どのように活用しているか、今後、計画はどのように進めていくかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

阿見町保幼小接続カリキュラムは、5歳9か月ぐらいの幼児期から小学校入学時にかけて、例えば、主体的に学ぶ力や規則正しい生活などの複数の項目について、保育所や幼稚園の先生及び小学校1年生の先生が教育を実施するための内容になってございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ぜひ活用していきながら進めていっていただきたいというふうに思っています。

文科省が委託した中央区教育委員会の取組が、これが非常にすばらしくて、参考にできないかというふうに思っております。事前にお話ししましたけれども、中央区の、これは50ページ以上にわたる大きな冊子なんですけれども、これをDVDに落としたり、誰もがみれるようにして、参考にして皆さんが活用できるようにということで作られております。非常によくできたものでありまして、中央区の晴海幼稚園、あと中央区の月島第三小学校の取組ということを通して詳しい資料になっております。

内容は、幼児教育と小学校教育の9年間の学びを結ぶということを目的としています。互いに保育・授業を参観したり共有したりすることで、保育と学校の学びを理解するというもの。これはちょっと珍しいなと思います。小中学校の先生は、なかなか保育所を見る機会が少ないかと。また、保育所の先生も学校での授業の様子を見る機会が少ないかと。互いにそのそれぞれの参観をしながら、共に自分の中の保育また教育に対して参考にしていこうという取組をずっと続けています。

中央区の教育委員会では、文科省から、令和2年度、幼児教育の教育課程に対応した指導方法と調査研究事業を受託をいたしました。その中で、幼児教育と小学校教育の連携接続について研究を現在も進めているところであります。

研究の成果物としては、先ほどお見せした、このブックレットと、あと映像教材が作成されて、DVDに関しても、小学校と保育園の9年間の学びをつなぐ、中央区立晴海幼稚園と中央区立月島第三小学校の取組を通してということで解説が収録されております。全て独自で、実践したものということになっています。

実施する学校・園の実態に応じて、多くの自治体がこれを活用できるようにということで作

られているんですけども、中央区のホームページからも入ることができます。これについて、参考にしていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

御助言、御紹介、ありがとうございます。

中央区の教育委員会の取組についてでございますが、特に小学校に入学当初のカリキュラムは詳細にできておりますので、こちらは今後の阿見町での取組についても、ちょっと参考にさせていただければと思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ぜひ、参考にしながら、阿見町独自のよりよいものを作っていただきたいと願っております。

次に、不登校について再質問させていただきます。

中学校校内のフリースクールを利用する、その生徒や保護者からの意見はどのようなものが寄せられているか、教えていただいてよろしいでしょうか。

○議長（平岡博君） 指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えさせていただきます。

欠席が続いている生徒や、様々な理由で教室に入ることが困難な生徒、その保護者につきましては、校内フリースクールの利用について周知をいたしております。

そういう場所があるなら登校してみたい。まずは週に1日だけでも登校してみたい。そういった非常に前向きな声が多く寄せられております。また、学校現場からも、非常に助かっているという声が多く寄せられており、他の市町村から、保護者の方からも、見学をしたいなんていう問合せも実はいただいております。

やすらぎの園から、その校内フリースクール、そして教室復帰を果たしたというケースもございますので、非常に有効に活用させていただいております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

これを利用している方からもちょっとお話聞きましたが、本当にスムーズに子供が、そこであれば行けるというような御意見もありまして、親御さんとしては、とにかく学校の門をくぐってくれば非常にうれしいという声をいただいております。これすばらしいことだと思っております。

これは中学校だけなんですけれども、これ小学校にも波及できないかなというふうに考えていますが、いかがでしょうか。小学校の親御さんから、そのような声がありましたので、お伝えしたいと思います。

○議長（平岡博君） 指導室長兼教育相談センター所長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えさせていただきます。

今のところ、不登校の人数が多い中学校のほうに配置はしておりますが、不登校児童が増加してきた場合には、ぜひ、現場の声を聞きながら、小学校のほうの設置のほうも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 小学校は、特に高学年になると少し不登校が増えてくるというような話を保護者の方からお聞きしたんですけれども、ぜひとも、この取組で、学校生活が快適になるように、そういうふうになってくれればというふうに願っているところであります。どうぞよろしくをお願いします。

不登校の生徒の保護者なんですけれども、いろんなタイプの保護者の方がいらっしゃって、集まりになかなか行けない方とか、体調を崩している方とか、たくさんいらっしゃいますけれども、その保護者の会というのはありますでしょうか。その支援策もお願いします。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えさせていただきます。

やすらぎの園に通所している児童生徒の保護者とは、定期的に指導員が面談のほうを行っております。また、スクールカウンセラーもおりますので、カウンセリングを行いながら不安の解消等に努めております。

また、校内フリースクールにつきましては、不登校指導員、校長経験者がおりますので、保護者の方にも相談も受け付けるというような体制になっております。

保護者の会につきましては、町内にも不登校児童の保護者を支える会というのがございますので、相談があれば周知のほうをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） そういった相談窓口があれば、ぜひ伺いたいという保護者の方もいらっしゃれば、家から保護者の方自体が出て行って、子供が不登校であるということなかなか言えないという方がいらっしゃいます。そういう方から、今回、相談を受けたわけなんですけど、でも、決して学校に行かせないで済むとは思ってなく、何とか対応できないかと、すご

く悩んでいらっしゃるのです、そういった方々にも対応できるような何か柔らかいシステムみたいなものがあればというふうに思っていますので、今後、そのような形で、一人ひとりにきめ細やかに対応できるような形で進めていただければと願っております。お願いします。

次、ふるさと学習について、再質問させていただきます。

ふるさと学習の成果を、他者へ伝える表現活動というふうにお答えいただきましたが、どのような形のものでしょうか、お尋ねします。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えさせていただきます。

表現活動につきましては、自分の学習した内容を、小学生の発達段階に応じて、地図や写真を使って説明したりですとか、友達に向けて、調べたことをクイズ形式で出題したり、そういった多様な活動を行っております。

他者に伝えるという活動を通して、より自分が学習した内容が定着できるというふうに考えておりますので、多様な活動のほうを学校では行っております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 端末を活用した取組を考えているというふうにもお聞きしましたが、これはどのように活用していかれるのでしょうか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えさせていただきます。

1人1台端末タブレットのほうを、児童生徒、今、活用しておりますので、今まで紙で作っていたものを、これからプレゼンテーションソフトを活用しまして資料を作成したりですとか、あとは掲示板機能というのがございますので、自分の作ったものを掲示して、それを友達が見て意見交換をしたり、感想を伝え合ったり、そういった活動がこれから幅広くできるのではないかと考えております。同じ学校だけではなく、例えば、阿見小とあさひ小の子供同士が交流する。そういったものもタブレット端末を使って容易になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 非常に楽しい活用方法なので、ぜひともプレゼンテーション能力を磨く上でも、それは進めていただきたいなというふうに思っています。

千葉県の酒々井町ですけれども、小学校1年生から中学校まで、郷土について学ぶ酒々井学というのがあるそうです。ふるさと学習を設定して、模擬議会を組み込んだ主権者教育へと発

展をさせているという取組を進めています。この取組に対しては、総務省も着目をいたしまして、子供向けの冊子、あるいは教員向けの冊子、それとプロモーションビデオまでまとめて広く公開をしているところなんですけれども、当町でも、現在の小学校3年生だけじゃなく、もっと幅広い年齢層に拡大できないかということをお願いんですが、いかがでしょうか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えさせていただきます。

発達段階に応じまして、学年が上がりますと地域の産業ですとか、そういった文化について、歴史についての学習を行っております。当町におきましては、6年生では歴史を学びますので、予科練平和記念館の見学を行っているということで、地域の実態に合わせた学習のほうを進めております。

これからも系統的にふるさと学習を進めることができるように、社会科副読本『わたしたちのあみ』これをしっかり改訂して、ふるさと学習の視点で進められるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。ぜひ、自分の町の歴史、文化、自然なんかを学びながら、この町をより一層よくするにはどうしたらいいかという子供たちなりの考えが芽生えてくる施策を、これからは植え付けていってあげてほしいなというふうに思っています。

その中で、できれば、この酒々井町のように、子供議会で、模擬議会で発表しているという例があるんですけども、これ、すごく子供たちにとっても有効的で、教職員の皆さんにとっては大変な御苦労かと思うんですけども、そういったことを今後試みてみてはどうかと思うんですが、突然で申し訳ないんですけど、教育長、いかがでしょうか。

○議長（平岡博君） 教育長立原秀一君。

○教育長（立原秀一君） 御意見ありがとうございます。

本町でも、子供議会、以前に実施していたというふうに認識しております。議員がおっしゃったように、学校現場が非常に負担が大きかったというようなこと、それから、質問が同じような質問になってしまったというようなことから、取りやめたという経緯がございます。

何分、学校忙しいもんで、十分学校現場と話を詰めながら、実施ができるかどうかということも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

これは、例えばふるさと学習に対しての発表の場ということでやり取りをするという、そういった目的をちょっと絞っていければ、先生方も負担が少し少ないのかなと思うことと同時に、児童生徒たちも、発表の場があるということで、緊張感を持って接しれるかなというふうに思っていますので、その辺工夫をして、何とかできる方向で考えていただければありがたいなと思っています。ありがとうございます。

それでは、部活動についてなんですけれども、町内3中学校の部活の種類を、スポーツと文化部に分けて教えていただきたいと思うので。

○議長（平岡博君） 教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

では、阿見中学校から順番に申し上げます。

阿見中学校は、運動部は11種目で、野球、サッカー、卓球、柔道、剣道、弓道、バスケットボール、バドミントン、ソフトテニス、バレーボール、陸上競技となります。

文化部は3種目ですかね、吹奏楽、美術と科学です。

朝日中学校のほうになります。朝日中学校は、運動部は7種目です。サッカー、卓球、弓道、バスケットボール、バドミントン、ソフトテニス、陸上競技となります。

文化部は2種類で、吹奏楽と美術になります。

続いて竹来中学校になります。運動部は9種目になります。野球、サッカー、柔道レスリング、剣道、弓道、バドミントン、ソフトテニス、バレーボール、陸上競技となります。

文化部は3種目で、吹奏楽、美術、科学部となります。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。スポーツ部と文化部の内情、よく分かりました。

これだけの種類の部活動に対して、移行していくということは、かなり大変かなというふうに思っているんですが、移行するに当たって、どのように取り組んでいこうかと考えているのでしょうか。例えば、移行先の選定と、あと移行した場合の活動場所、あと費用の面とか、そういうことはどのように考えていらっしゃるかお尋ねいたします。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

移行先につきましては、移行の実現性が高い部活動、例えば町内で活動実績のある団体が存在するスポーツや、既に外部指導員が存在する中学校の部活動、こちらは優先的に選定することが考えられます。

活動場所としては、中学校のグラウンドや体育館、または町の総合運動公園や町民体育館になろうかと思えます。

費用負担につきましては、令和5年度から会費等の負担を求めることは考えてはおりませんが、部活動の地域移行の状況に応じて、今後検討の必要はあると考えてはございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

保護者の方からも、今後費用が発生するようなことはあるんでしょうかなんて聞かれることがあるので、まだまだこれから検討事項の中ですということでお話をしているんですが、皆さんが活用して、利用しやすいような部活動に、地域の中も発展できるような、そういうものにしていただきたいなというふうに思います。

それでは、次に、無園児とヤングケアラーについて、御質問させていただきます。

無園児というのは、未就園児の中で、特に適齢期になっても保育園に通わない子供、特に3、4、5歳のことでありまして、園に通わない無園ということと、社会と縁が切れるということの無縁ということとを掛け合わせてできた言葉のようであります。

その中で、無園児については、先月8月30日付の朝日新聞によれば、2023年4月にできることも庁の23年度予算案の概算要求額、これが一般会計で1兆4,961億円、特別会計も含めると合計4兆7,510億円ということでありまして、保育園や幼稚園に通っていない未就園児や、無園児と呼ばれる子供の支援を本格化させるようであるということであります。

未就園児の保護者は周囲から孤立しがちで、行政との接点も乏しく、必要な子育て支援を受けられないという懸念が指摘されております。現在は未就園の子供を定期的に預かるサービス、そういうものもありません。同庁の創設をきっかけに支援の充実を図るというふうに考えているようであります。

また、NPO法人フローレンス、この記事では、そういった方々の支援に力を入れているNPO法人なんですけれども、本来無料で保育園や公立幼稚園に通える低所得層までが無園児になっている理由、そういうものがあります。母親が就労していなくて、公立幼稚園が近くにならないパターン、また、保育料以外の費用もかかるということ、課外活動費や給食費など、それが払えない低所得であること、また、親がメンタルヘルスの問題を抱えていること、育児放棄をしていること、そういったことが入園手続きができない理由ではないかと推測されるというふうにあります。

幼児教育が無償化されても、保育料以外の費用はそのままかかり続けますし、親のメンタルヘルスに問題があって通園が難しい場合は、引き続き子供は無園化する懸念があるというふう

に言われて、今、報道がどんどん表に出てきているようであります。

そういったことから、現在、登園は親の意思ということになっているんですけども、やはりそこはちょっと問題で、そこに、裏に、表からは見えない裏に何か問題が隠されていないかということ、少し把握して、注視していただきたいなということをお願いしたいと思います。

当町での無園児の確認というのは、できていますでしょうか。

○議長（平岡博君） 保健福祉部次長山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えさせていただきます。

阿見町では、無園児ということでは把握しておりませんので、保育施設等を利用するために、教育保育の支給認定というのがありますけれども、そちらを受けていない子供の数ということでお答えをさせていただきたいと思います。

令和4年4月1日時点の就学前、5歳児以下になりますけれども、住民基本台帳人口が2,259人おります。その中で、教育保育の支給認定を受けていない子供の数、これは704人になります。逆に、受けている子供の数は1,555人ということになります。

年齢的なちょっと内訳を申し上げますと、受けていない数なんですけれども、0歳児は278人、それから1歳児は167人、2歳児については162人、3歳児は38人、4歳児は22人、5歳児は37人というような状況になっております。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） どこの市町村も、未就園児は把握しやすいけれども、無園児となると把握しづらいというのが現状であります。未就園児も全国では18万人というふうに言われていまして、その中でも無園児であろうということは14万人ということで、かなり、だから、問題を抱えて園に通えないということが、障害であったり、いろんな部分が重なって通えないということがありますので、引き続き注視していただいて、そういったところの、虐待等につながらないように支援をしていただきたいなというふうに思っております。

次に、ヤングケアラーについてですけれども、教育部局と福祉部局の情報共有の連携というふうにありましたけれども、具体的にはどのようなものでありましょうか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

ヤングケアラーにつきましては、家庭内でデリケートな問題であることや、本人や家族に自覚がないなどのこともあることから、表面化しにくい構造となっております。福祉、それから介護、医療、教育などの様々な方面からの支援が必要であるというふうに認識しております。

学校には、担任や生徒指導の教諭のほかに、スクールカウンセラーとかスクールソーシャル

ワーカーといった職員が配置されてございます。学校から指導室、町の指導室への相談で、学校での見守り以外にも関わりが必要と判断されたような場合には、スクールソーシャルワーカーによる相談や、または子ども家庭課へも情報提供があったりしますので、そういった場合には子ども家庭課でも、家庭状況等について情報を収集しまして、ネグレクトなどの虐待等によると考えられる場合は、子ども家庭課と教育部局での、一緒に家庭訪問等を行うということがあります。

また、介護の必要な方がいる家庭の場合は高齢福祉課へつないだり、また、障害のある方がいる場合や、生活困窮の場合、これは社会福祉課へつなぐなどして、各種サービスの利用により家庭の状況が改善できるように努めているというところでございます。

その上で、引き続き、学校で当該児童生徒の様子を見守っていくというようなことを考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ぜひ、今後ともお願いします。

ヤングケアラーの当の御本人は、親孝行のつもりですか、家のことをやるのは当たり前だというふうにして、感覚が麻痺しているというんですか、これが当たり前だと思っているところに、やはり勉学にも支障が出ますし、また健康にも支障が出ますし、友人関係にも支障が出てまいりますので、そういったところを、先ほどおっしゃったように、これからもちょっと様子を見ていただければなというふうに思っております。

それと、祖父母の世代間ギャップを埋めて、両親も祖父母も安心して子育てができる施策、これも引き続き続けていっていただきたいなというふうに思っています。これで快適に祖父母の方と両親と皆が同じ目的を持って進んでいけるかなというふうに思っていますので、引き続き支援のほうをよろしくお願いします。

今後も、子供の健全な育成、また、さらなる力を注いでいただきたいと願ひまして、1項目めの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） それでは、次の質問に入らせていただきます。

高齢者の健康維持についてであります。

近年、長寿命化により、高齢者の健康維持と、いかに快適に生活するかということに大きな関心が集まっております。

そこで、以下の点についてお伺いします。

1, 高齢者の肺炎予防について。大きな効果がある肺炎球菌ワクチンについて、2回目以降の助成を行うように拡大してはどうか。

2, 軽度認知症の症状を遅らせる取組について。当町でもその居場所づくりを兼ねて飲食店で雇用するなどの取組をする事業所等が見受けられます。町でも支援を行ってはどうか。

認知症の中でも、特に軽症の場合、軽症のうちに社会生活の中で仕事をしながら訓練することによって、症状が緩和あるいは改善するということが確認されております。そのような取組をする事業所に対しては、町としてもバックアップしていけないかというふうに思っているところです。町で支援できることは何か、伺います。

3, 高齢者の食の安心について。栄養と健康の関係性が提唱されているところであります。日本栄養士会が認定する栄養ケア・ステーションを活用した取組は行ってはどうかということでもあります。

栄養ケア・ステーションというのは、平成30年度から、日本栄養士会がスタートさせた地域密着型の栄養ケアを目的とした拠点のことであります。栄養ケア・ステーションは、日本栄養士会の登録商標で、栄養士、管理栄養士が所属しており、都道府県の栄養士会と協力して、地域住民が、栄養相談や支援を受けることができる場所として共通の意識を持ってもらうために、全国一律で栄養ケア・ステーションとして施設の設置を行っているところであります。地域住民のほかに、医療機関や介護施設といった地域の病院や施設とも連携を図り、栄養ケアのサポートを行っていくところであります。

県内には9か所あるんですけども、町としても活用できないか、お尋ねいたします。

4, 通常、男性用トイレにはサニタリーボックスが設置されていないことが多いんですけども、男性高齢者で、尿漏れパッドなどを捨てたい方がいらっしゃいます。町の施設に設置してはどうかという質問であります。

サニタリーボックスは、男性に多い膀胱がんや前立腺がんの手術後に排尿コントロールが難しくなり、尿漏れパッドを使わざるを得ない方からのニーズがあつて質問させていただきました。ぜひ設置をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（平岡博君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 高齢者の健康維持についての質問にお答えいたします。

1点目の、高齢者肺炎球菌ワクチンについて、2回目以降の助成拡大についてであります。

高齢者肺炎球菌ワクチンは、平成26年度から、65歳以上の5歳刻みの方を対象として定期接種が開始となりました。当初5年間の計画で終了予定でしたが、全国的に接種率が上がらなかったため、2クール目を継続して実施することとなり、来年度で終了予定となっております。

当町では、定期接種開始前に自費で接種を受けた方や、定期接種該当年度に接種を受けることができなかつた方について、町として公平に助成を行うべきであると判断し、平成27年度から、任意接種への助成を1回に限り実施しております。

2回目以降の助成については、近隣市町村の調査を行ったところ、土浦市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市においては、実施予定なしとの回答でした。また、つくば市、龍ヶ崎市においては、任意接種の助成は実施していないとの回答でした。

定期接種や任意接種に対する助成は、重症化予防のために接種を受けていただくきっかけづくりであり、その後も継続して接種を受ける場合には自費で対応いただきたいと考えております。そのため、町では、2回目以降の助成につきましては現在のところ考えておりません。

2点目の、軽度認知症の症状を遅らせる取組について、その居場所づくりを兼ねて飲食店で雇用するなどの取組があるが、町でも支援を行ってはどうかについてであります。

認知症は誰もがなり得る身近なものです。国が示す認知症施策推進大綱では、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が認知症の発症を遅らすことができる可能性が示唆されているとしております。

また、厚生労働省では、介護サービス事業所が提供する介護保険サービスの一環として、認知症の人が社会参加活動である有償ボランティア活動を行い、その活動に対して謝礼を受けることを認めておりますが、実施している事業所は全国的にも少ない状況です。

町では、介護予防・日常生活支援総合事業において、介護予防を目的としたサービスを提供する事業所の指定を担っております。現在、サービスの一環として、社会参加活動を実施する新規事業所設立の相談を受けており、国の指針を事業者とともに確認しながら、事業所指定に向けて進めているところであります。今後も引き続き、介護サービスを通じて、認知症の人の社会参加の支援に取り組んでまいります。

3点目の、高齢者の食の安心について、栄養と健康の関係性が提唱されているが、日本栄養士会が認定する栄養ケア・ステーションを活用した取組を行ってはどうかについてであります。

栄養ケア・ステーションは、食・栄養の専門職である管理栄養士、また栄養士が栄養ケアを実施提供する地域密着型の拠点です。地域住民に対する直接のサービスのほか、自治体、医療機関、健康保険組合、介護保険事業所、民間企業、保険薬局に関連する現場などで、栄養相談、特定保健指導、調理教室の開催など、食・栄養に関する幅広いサービスを提供しております。

茨城県においては、日本栄養士会が認定する栄養ケア・ステーションは9施設あります。現在、当町では栄養ケア・ステーションの利用はありませんが、今後、高齢者のフレイル予防を推進するに当たり、栄養ケア・ステーションの管理栄養士、また栄養士に協力を得ながら取り組みたいと考えております。そしてまた、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等の関

係施設にも周知を図ってまいります。

4点目の、男性用トイレのサンタリーボックスの設置についてであります。

町の公共施設には、幅広い町民の皆様にお越しいただいており、多数の高齢者の皆様も利用されております。

御質問のサンタリーボックスについて、病気や加齢などで尿漏れパッドや大人用おむつを使用している人のため、トイレ内に使用済みの尿漏れパッド等を捨てる場所を確保することは重要であり、トイレへの設置に対する潜在的なニーズは高いと考えております。

このような状況に鑑み、役場庁舎につきましては、男子トイレが7か所、多目的トイレが3か所ありますが、各所に設置を進めてまいります。また、出先機関についても、順次設置ができるよう検討してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 前向きな答弁いただき、ありがとうございました。

まず、肺炎球菌についてですけれども、町のホームページの中では、肺炎球菌、肺炎はこんなに怖いんだよとか、肺炎球菌の予防注射、これだけ重要なんだよということ、これMSD薬品というところが出している資料なんですけれども、これから肺炎予防を始める方へですとか、肺炎球菌による肺炎はいかに怖いかということ、肺炎になるとどうなるのというのは、これ一度見ていただきたいと思うんですが、MSD製薬というところですが、こういうのを参考にしながら、これは一般の事業所ですから、同じように作るわけにはいきませんが、このように高齢者の方も一目で見て肺炎のことが分かるようなシステムをつくっていただきたいなというふうに思っております。

あと、次に、軽度認知症のことですけれども、このように、アイランドカンパニーって、今度これが岡崎のほうにできますけれども、軽度認知症の方がお弁当を作って補助をしたり、配達したり、買物をしたり、レストランで活用したりというふうなことをやっています。

こういったことに対して、町として何か、これから先、またいろんな事業所が出てくると思うんですけれども、それに対する支援は、どのように考えていますでしょうか。

○議長（平岡博君） 保健福祉部長小澤勝君。

○保健福祉部長（小澤勝君） お答えいたします。

介護予防サービスを利用する人が社会参加活動を実施している事業所を把握できるよう、周知してまいります。

また、今回、御相談をお受けしております事業所の指定によりまして、新規の事業所ですとか、既に指定を受けた事業所にも取組が広がる考えられます。

また、町では、希望する事業所に対して、どうすれば社会参加活動を行っていただけるか、事業所とともに方策を検討し、事業所の指定を進めてまいります。

あわせて、認知症サポーター養成講座の実施ですとか、認知症に関するパンフレットの配布を通しまして、町民の認知症に対する正しい知識と理解を深め、認知症になっても社会参加に取り組みやすい地域づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君に申し上げます。質問時間が残り4分となっております。質問内容をまとめていただき、時間内に終了していただきますよう、再質問してください。

○15番（紙井和美君） はい、大丈夫です。

○議長（平岡博君） それでは、15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） あと、男性用サニタリーボックス、これ本当にありがとうございます。要望がありまして、今、各市町村で波及していますけれども、ぜひともこれを進めていただきたいなというふうに思っております。

最後に、栄養ケア・ステーションの再質問をさせていただきます。

高齢者のフレイル予防には、食事から取る栄養が一番なんだということを専門家を通して活用してもらいたいと思いますが、町はこれをどのように活用するか、最後にお尋ねいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

先ほど町長からも答弁をさせていただきましたけれども、高齢者のフレイル予防ということで大変重要な事業になりますので、こちら、栄養ケア・ステーション在籍の管理栄養士であるとか栄養士、こちらの活用を場を設けていきたいと考えております。

また、介護保険サービスの中に、通院が困難な利用者の居宅を訪問して、療養上の管理や指導を行う居宅療養管理指導というのがございますけれども、居宅療養管理指導事業所、または介護予防居宅療養管理指導事業所の指定を受けている栄養ケア・ステーションでは、このサービスを提供することができますので、そういったことの情報を、地域包括支援センターとか、居宅介護支援事業所等の関係機関のほうに周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 栄養ケア・ステーション、全国にこういうふうにありますけれども、非常に有効的であります。これはどんどん活用していくべきかなというふうに思っております。運動とともに栄養は体をつかさどる一番重要なものでありますので、健康と栄養面、生きがい、それを高齢者の方々に享受していきたいと思ひまして、この質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで、15番紙井和美君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分といたします。

午前11時02分休憩

午前11時10分再開

○議長（平岡博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番難波千香子君の一般質問を行います。

14番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔14番難波千香子君登壇〕

○14番（難波千香子君） 皆様、こんにちは。

通告に従いまして、まず、体育館や教育環境の整備強化について質問をさせていただきます。

全国で、老朽化対策が必要とされる築45年以上の公立小中学校の校舎や体育館などが全体の3割、このうち7割超は必要な改修が行われていないことが、文部科学省の調査結果で分かっております。天井が一部落下するなどの不具合も、昨年度だけで2万件以上発生しているというところでございます。

1970年代前半の第2次ベビーブームに対応するために建築した施設が一斉に更新時期を迎えていることが主な要因でありますけれども、文部科学省では、2013年度以降、建築の建て替えではなく、骨格を残したまま改修して、耐用年数を築80年程度まで延長するという長寿命化を推奨し、改修費の3分の1を補助してきました。また、各地の教育委員会に対して、日常的な点検や適切なタイミングで修理などを実施するよう促してきております。災害時には地域住民の避難所にもなり、対策を急ぐ必要があります。

また、昨今の気候変動による気温の上昇は、熱中症のリスクが高まることが想定されることから、体育館にはエアコン等の空調整備の対策が求められております。エアコンの稼働で換気効率も向上させられることができ、新型コロナウイルス感染を予防する効果が見込められることから、臨時交付金等の活用が可能であることから、子供たちの命を守るため、まず町内1か所の体育館から順次設置していくべきではないでしょうか。

また、教員の働き方改革の一環といたしまして、公立中学校の部活動の地域移行の進捗状況についてもお伺いさせていただきます。

まず1点目、学校施設等の老朽化対策につきましての取組の現状について、今後の学校施設等の長寿命化計画はどのようなものか。

2点目、指定避難所となる学校体育館へのエアコン設置、またトイレの洋式化について、課

題と今後の取組については、どのようなものか。

3点目、町民体育館の改修・空調設備の導入については、どのような状況か。

4点目、部活動の地域移行後を見据えた指導者の育成や、教員が引き続き地域の部活動でも働ける制度設計については、どのようになっておられるのか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君，登壇願います。

[教育長立原秀一君登壇]

○教育長（立原秀一君） 体育館や教育環境の整備強化についての質問にお答えします。

1点目の、学校施設等の老朽化対策についての取組の現状、今後の学校施設等の長寿命化計画についてであります。

学校施設等の老朽化対策の取組については、令和元年度に阿見中学校において、外壁・屋上防水改修工事、令和2年度に竹来中学校において、外壁・屋上防水改修工事を行っております。また、令和3年3月に阿見町学校施設長寿命化計画を策定し、今年度、朝日中学校の長寿命化改修工事の設計業務を行い、令和5年度、令和6年度の2か年で工事を予定しております。

長寿命化改修とは、老朽化した施設を将来にわたって長く使い続けるため、単に不具合を直すのみでなく、近年の新築の性能に近づけることを目的としております。今後の長寿命化計画の予定としましては、阿見第一小学校、本郷小学校と継続して実施する計画となっており、限られた財源の中で、適切な改修内容や規模を検討しながら、順次進めていきたいと考えております。

2点目の、学校体育館へのエアコン設置、トイレの洋式化について、課題と今後の取組についてであります。

学校体育館へのエアコン設置については、平成30年度に開校したあさひ小学校においても整備されておらず、その他についても、現在のところ予定はありません。しかし、最近の異常な気候状況や、指定避難所となっていることから、町の公共建築物の中長期保全計画との調整や、国や県の補助金や交付金など財源を見いだしながら、設置に向けた検討をまいります。

学校体育館へのトイレの洋式化については、全ての学校で衛生器具の老朽化が進んでいるのが課題となっております。このため、今年度は本郷小学校体育館、阿見中学校体育館及び柔剣道場、竹来中学校体育館のトイレの設計・工事を行う予定であります。

また、あさひ小学校を除く他の6校の小学校の体育館トイレの改修につきましても、施設の状態を踏まえた上で、中長期保全計画との整合性を図り、補助金、交付金、起債などの財源を確保しながら検討まいります。

3点目の、町民体育館の改修・空調設備の導入についてであります。

町民体育館は、昭和57年度に建築され、今年度で建築から40年目となります。直近では、大規模修繕として、平成28年度に耐震改修工事を実施しております。また、現在では屋根から雨漏りをしており、利用者にもたらす要因となっていることから、屋根と外壁の防水改修工事の実施を検討しております。

空調設備の導入についてですが、近年、記録的な猛暑により、体育館内の温度が非常に高くなり、利用者の健康を守るためにも、空調設備導入の必要性については把握しております。しかし、体育館への空調設備の導入については、空調設備の設置だけでなく、断熱材の追加やキュービクルの更新も想定され、多額の費用を要する事業となることから、今後調査、検討してまいります。

4点目の、部活動の地域移行後を見据えた指導者の育成や、教員が部活動に関わるための制度設計についてであります。

部活動の地域移行後については、学校教員でない地域の指導者が部活動の指導や大会の引率等を行うこととなります。地域の指導者の成り手としては、町内のスポーツチームや、既に各中学校の部活動の指導に御協力をいただいている外部指導員の方々が考えられますが、今後の持続性を考慮した場合、県の運動部活動指導員登録バンクのような、部活動指導に御協力いただける方を把握・登録する仕組みづくりを町でも検討する必要があると考えております。

現職の教員が地域移行後の部活動に関わるための制度設計についてですが、教員であっても、兼業兼職の許可を得ることができる場合は、地域移行後の部活動にも関わる事が可能となります。しかし、教員の兼業兼職により、時間外勤務や業務の負担増となることも想定されることから、県教育委員会の動向も注視し、町教育委員会としても、教員の兼業兼職について、今後、検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変に詳しい御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問に入らせていただきたいと思います。

まず、長寿命化の改修は近年の新築の性能に近づけることを目的にしているわけですが、まず、朝日中学校は築42年ということで経過しておりますけれども、改修工事内容につきまして、昨年、国のほうで全面施行した改正バリアフリー法によりまして、既存の公立小中学校も、そのバリアフリーの設置に対して努力義務となったわけですが、そういった関係で、エレベーターの設置等のバリアフリー対策、また、おいては、照明のLED化等の環境改善はどのように……。御説明をお願いします。

○議長（平岡博君） 教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

令和5年度からの2か年で工事を予定しております朝日中学校の改修工事の内容につきましては、外壁、屋上の防水工事、電気設備の更新、通信設備の更新、内装工事等になります。

2,000平米以上の公立小中学校には新たなバリアフリー法に追加されまして、エレベーターの設置が努力義務ではありますが、設けられております。朝日中の改修に当たっては、エレベーターを設置することを前提に計画してございます。

照明器具のLED化につきましても、中学校の普通教室には既にLED化されておりますが、その他の小学校、こちらのほうでも計画しており、あと、スロープのバリアフリー化、それについても検討は行っています。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。朝日中学校は、かなり人数もこれから増えると思いますので、本当に皆さん楽しみにしているかなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それで、あと御答弁のほうで、阿見第一小学校は築45年、本郷小学校は築40年ということで過ぎておりますけれども、残りの阿見小学校は築50年以上過ぎていてございますけれども、各学校施設の校舎・体育館・武道場等々の建築の改修順番というのは、どういった形で決められておられるのでしょうか。お伺いします。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

阿見町の学校施設長寿命化計画の順位づけにつきましては、劣化度……。この計画につきましては、昨年7月ですか、全協におきまして概要を御説明させていただきましたけれども、その中で、劣化度が高く築年数が古い建物を優先に検討し、屋根・外壁・内部仕上げ等の劣化の状況にも着目して、総合的に順位づけをしてございます。

長寿命化改修工事は、改修することにより、建物の機能回復と機能を向上させることを目的としております。その後、工事終了後30年以上使用する予定の建物を対象として工事を行います。全ての建物が該当するものではなく、該当しない建物は、機能回復を目的とした大規模改修工事は行う予定でございます。

今後のスケジュールにつきましては、学校施設だけでなく、町全体の公共施設、こちらは平準化した中長期保全計画の中での実行となりますので、多少、計画とは年度がずれている可能性はございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変な事業だと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

そうしますと、体育館のエアコン設置というのはかなりハードルが高くなっているわけですが、その補助金というものにはどういったものがございませうか。お伺ひします。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

主なものとしましては、教育環境の改善を図ることを目的とする学校施設環境改善交付金の活用が考えられます。

また、地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るために創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金においても、学校施設の空調設備に活用することは可能だと考えてございませう。

あと、指定避難所となる学校体育館等への空調設備については、緊急防災・減災事業債などの活用も考えられます。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。しっかり調べていただいて、この中から、やる時にはということで一番いいものを使っただいて、率のいいものでございませうけれども、ぜひ1か所はと願ひしております。

それでは、次に、学校から障害の方に移るんですけど、学校体育館のほうでは、誰でも利用しやすい環境を整備するために、今、バリアフリーはあったのかなと思うんですけど、そういった今後、対策ももっとやっていくわけですが、多目的トイレ、また、あと入り口のスロープはあったのかなというか、ちょっと狭いかなと思うんですけど、その辺の細かいそういった詳細、お伺ひいたします。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

学校体育館とかも、こちら利用しやすい環境を設備するために、バリアフリー対策等として、こちらの整備が必要になりますけども、今年度工事の本郷小学校や阿見中学校、竹来中学校の体育館、あと阿見中学校の柔剣道場、こちらにおきましては、床の段差とかの解消をする目的で多目的トイレを設置した上で、バリアフリーのスロープを設置したりと計画してございませう。

あと、ほかの小学校につきましても、屋内運動場トイレの改修工事に合わせて、バリアフリ

一化は図っていく計画でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、空調のほうに行きたいんですけども、町民体育館の空調整備ですけども、かなりこれもハードルが高いようでございますけれども、今後検討されるといたしまして、どういった種類の、そういった空調が可能と考えられるのか、しつこく聞きますけど、お伺ひします。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

空調関係につきましては、数々の種類がございますので、それぞれ比較検討を行いながら、その設置について考えていきたいとは考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ほかの市町村なんですけれども、やっぱりなかなかエアコンというのは難しい、ハードルが高いという、阿見町と同じような状況のお話は聞いてきましたけれども、その中で、とてもよかったのが、バトミントンとか卓球とか、風がほとんど出ない輻射式冷暖房、そういうものを使っているところがありましたので、そういう事例がありますけれども、阿見町でもどうでしょうか、そういうものは検討をしていけますでしょうか。お伺ひいたします。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

難波議員御指摘の設備も含めた上で、町民体育館も含めまして、こちらのほうの検討はしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。ぜひ、大きいものでございますので、しっかりと予備費も取っていただいて、お願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思いますけれども、県の運動部の活動指導員登録バンクということで、先ほど答弁のほうにございましたけれども、指導者の登録依頼をこれから募っていくとは思いますが、現状の課題、今後の取組、どのようにやっていかれるのか、分かる範囲でお伺ひいたします。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

現状の課題といたしましては、部活動指導員を登録するに当たっての要件を、町としてどのように定めていくのかになるかと思えます。

県の運動部活動指導員登録バンクでは、指導する運動部活動に関する専門的な知識、技能を有し、学校教育に十分な理解を有する方とした上で、公務員でないこと、過去の指導において体罰、パワハラとかセクハラ、こちらがないこと、不適格な事由・事故がないこと、あと、教員免許状の授与経験等、各スポーツ団体の指導者資格を有しているか等なども要件として定められてございます。

今後の取組としましては、県運動部活動指導員登録バンクの活用状況の確認や、他県や他市町村の事例の調査、その他、町独自の制度をつくるかの検討をしていきたいとは考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。そういった要件を、また分かるように、当然指導者には示していかれるとは思いますが、年齢制限というのはございますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

県の運動部活動指導登録バンクの要件では、20歳以上ということで、上限のほうは規定がないように感じてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 上限がないというのは、それは魅力的だなと思えますけれども、大勢集まっていたらうれしいなとは思いますが、町として、こういった部の活動指導員、やっぱこういうのは町というよりもコーディネーターをきちんと配置していくべきではないかなと思うんですね。とてもこれは町の職員がやっていけるような、そういったものではないかなと思いますので、報酬等も発生するかと思えますけれども、今後どのように考えておられますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

議員御指摘のコーディネーターにつきましては、円滑な地域移行を行うに当たりまして、必

要性はかなりあると考えてはございます。

今後の部活動の地域移行に係る仕組みの中で、コーディネーターの存在につきましても検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） そうしますと、当然、部の活動指導員、またコーディネーターのほうには、当然報酬等が発生すると思えますけれども、その辺もきちんと、そういうことでよろしいのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

指導員やコーディネーターも含めて、これからの地域活動に移行する上で必要な費用につきましては、予算要望の上、検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。しっかりまた、その辺も取り決めていただけてるものと思います。

また、先ほどもありましたけれども、受益者負担ということで、そういったことに対しまして、私の友人とか知人とか、モデル地区になっております谷田部東中学校にお子さんが通っておりまして、また、小学校は吾妻小学校と連携しているんですけれども、そこでもう既に3年前からそういったことを地域の方で、もう見ていただいているということで、当然月謝も払っていると言っていましたけれども、もう本当に絶賛しておりました。何が絶賛というと、指導者がとても親切で、本当に楽しく、また、その部活、陸上部なんですけれども、とてもよかったというお話を聞いておりますので、やっぱり本当に、またそういったお声が幾つも聞かれることを望んで、阿見町でも出ればよろしいかなと思います。

また、こういった会費等のほかに、いろんな所得がない方、そういった低所得者、それは当然受益者扱いで、また町からも、再三聞くようなんですけれども、その辺はしっかり手厚い支援はしていただけるということで、いかがで……。お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

地域部活動は、強制ではなく生徒の希望による活動となるため、当然受益者負担として会費を徴収するというケースが、県内の市町村、こちら先行事例でも確認されてはございます。

町としましても、受益者負担の扱いを整理する必要があると考えてございますが、これまで

の中学校の部活動が生徒に自由に開かれた活動であった一方、こちら地域部活動が費用負担を伴う活動となる場合は、当然、先ほど議員がおっしゃられましたように、家庭の経済状況によって会費等を払えない場合等が想定されますので、経済状況に応じた受益者負担の扱いについての検討は必要があると考えてございます。

受益者負担を町として導入する場合は、保護者への説明等も必要となりますので、十分に検討して実施したいと考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。その際には、3中学校あるわけでございますけれども、均等というか、話をさせていただいて、やはりある程度、金額に差がないような、そういうことはしていただけるものと思いますけれども、よろしくお願いします。

ありがとうございます。この質問は以上で終わらせていただきます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） それでは、2項目めの質問をさせていただきます。よろしいですか。

不登校児童生徒及びその家族への支援という質問をさせていただきます。

児童生徒の問題行動、不登校等、生徒指導上の諸課題に関する調査では、義務教育課程の不登校児童数は19万人を今現在超えているという報告がなされているところでございますけれども、在籍児童生徒に占める割合は2.0%ということでございます。

また、全国の不登校で悩む保護者のネットワーク、先輩ママたちが運営する不登校の道案内サイト「未来地図」という民間団体のアンケート調査の結果が、私のメールに入ってくるんですけど、今回も入ってきまして、不登校の要因といたしまして、まず何かというと、1位が「理由が分からない」37.5%、「教職員との関係」が37.4%、「いじめを除く友人関係」これが30.4%。アンケートには、教育機会確保法などが、趣旨が、学校現場に、これは十分浸透し切れていない。そしてまた、不適切な学校復帰策が今もって行われていると。親の経済力や地域格差が激しく、ほとんどの子が学校以外の豊かな学びにたどり着くことができていないなどの、声が寄せられております。

今年の8月25日、つい最近ですけど、「不登校・多様な学びネットワーク茨城」で、そこでアンケートをした結果もメールに入ってきますけれども、学校へ行きづらいと感じたきっかけは、1位「友達のこと」、2位「勉強のこと」、3位「自分の病気、体調」、4位「先生のこと」、ここまですが上位の理由であります。やはり、先生が入っているということに、いろいろあるんだなと思いました。

また、教育はみんなが受ける権利を持っておりますけれども、当然御存じだとは思いますが、文部科学省では今年6月10日、不登校に関する調査研究協力者会議の報告書が取りまとめられまして、今後の不登校児童生徒への学習機会の確保と支援の在り方ということで、4点、1つが、誰一人取り残さない学校づくり、2点目、不登校傾向のある児童生徒に関する支援ニーズの早期把握、3点目、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保、4点目、不登校児童生徒の社会的自立を目指した中長期的支援の4点が周知と示されたわけでございますけれども、不登校に対する財政的な枠組みも今後整理していく必要があるのかなと思います。また、誰一人取り残さない支援策が必要であります。

質問するに当たって、近隣市町村のつくば市、牛久市、土浦市の関係施設を視察させていただき、今回、臨ませていただいております。

1点目、不登校とならないための防止策や早期対応はどのようなものか。課題と今後の取組は。

2点目、いじめにつながるサインの発見の取組はどのようなものか。

3点目、校外における民間のフリースクールの活用状況についてはどのようなものか。通う際の経済的支援によって、保護者の負担軽減を図ってはどうか。

4点目、不登校児童生徒を持つ家族の会について、現状はどのようなものか。また、町で支援を行ってはどうか。

5点目、児童生徒が1人1台端末から希望する教員に相談できる校内オンライン相談窓口の設置について、設置はできないものか。

お伺いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長、挙手を願います。教育長立原秀一君。

○教育長（立原秀一君） 不登校児童生徒及びその家庭の支援についての質問にお答えします。

1点目の、不登校にならないための防止策や早期対応はどのようなものか。課題と今後の取組についてであります。

不登校の防止策及び早期発見については、学校においては、「分かる授業」の展開等の指導体制の一層の充実、学校生活における諸問題を児童生徒が自分自身で解決しようとする態度や能力の育成、家庭・地域・関係機関等との開かれた連携等に取り組んでおります。そして、定期的に生活アンケートや面談等の実施、欠席の際の学校と保護者との連携、登校に不安等がある場合の解消に向けての相談等を行っております。

不登校となる背景は複合的であります。一人ひとりの児童生徒やその家庭と十分に向き合い、解消に向けての取組を充実させていけるようにすることが課題であります。

今後も、引き続き、教員研修や、児童生徒の居場所づくりや絆づくりが進められるような取組の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置の拡充を図ってまいりたいと考えております。

2点目の、いじめにつながるサインの発見の取組についてであります。

主なものとして、教職員による日々の表情や行動の観察、定期的アンケートの実施、個別の教育相談の実施、各学校のいじめ防止基本方針について全教職員での理解、SOSの出し方に関する教育、相談窓口の周知などの取組をしております。

3点目の、校外における民間フリースクールの活用状況、経済的支援についてであります。

校外のフリースクールについては、これまで数人の活用があったと認識しております。

経済的支援については、令和3年度より、茨城県がフリースクール連携推進事業として、フリースクールの運営費補助、授業料等補助による支援を始めております。フリースクールを活用する家庭には、この事業を案内してまいります。

4点目の、不登校児童生徒を持つ家族の会についての現状、町での支援についてであります。

家族の会については、町民活動センターだよりに、不登校保護者を支える会として掲載があったと認識しております。町としては、家族の会への支援は行っておらず、それぞれの家庭に寄り添った支援として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を進めております。

5点目の、児童生徒が1人1台端末から希望する教員に相談できる校内オンライン相談窓口の設置についてであります。

タブレット端末を活用した相談窓口の設置については、現在、相談の募り方、受付や対応に係る課題等の確認など、開設に向けて準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

それでは、最初の1点目で、不登校の現状についてでありますけれども、今は100日ということで、コロナの関係で。そうしますと、年間を通じて出席日数が10日に満たないという、そういう児童は、我が町に。分かりますでしょうか、児童生徒数です。

○議長（平岡博君） 指導室長兼教育相談センター所長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

昨年度、10日に満たない児童数は3名で、生徒数、中学校は10名ということで、合計13名というふうになってございます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。

そうしますと、いじめにつながる、先ほど答弁のほうで、定期的なアンケートをやっているというので、年間の回数はどの程度になるのでしょうか。

また、そういった場合に、相談窓口の周知に取り組むとの答弁でございますけれども、どこが相談窓口になるのでしょうか。その辺、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

いじめのアンケートにつきましては、小中学校、発達段階に応じまして、学校生活アンケート等で、月1回程度、実施いたしております。

また、中学校では、毎日担任に生徒が生活記録ノート、日記のようなノートを提出して、交換日記のようなものを行っておりますので、SOSを出しやすいような体制を整えております。

相談窓口につきましては、研修を受けた心理士が24時間に対応する、国が行っている子供SOSダイヤル、また茨城県で行っております、いじめ体罰解消サポートセンターの周知を定期的に行っております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。

それで、我が町ですけれども、先ほどの答弁で、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の配置の充実を図ってまいりますという答弁でございますけれども、今現在、それぞれの配置人数、配置場所、小中学校、やすらぎの園、また、どのようになっていますでしょうか。

また、児童生徒、保護者からの相談件数、また、あるいは逆に教職員からの相談件数、それはどの程度、累計で……。お願いいたします。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

スクールカウンセラーにつきましては、保護者や児童生徒とカウンセリング、面談を行い、不安の解消や心のケアを行っております。県からの派遣が3名、町独自で1名配置して、合計4名が対応しております。学校や適応指導教室を定期的に訪問し、年間の予定につきましては、保護者に周知してカウンセリング等を行っております。教職員からも、随時相談を受けております。

昨年度の相談件数につきましては、児童生徒が251件、保護者が158件、教職員が62件ということで、4名で471件の相談業務に当たっております。

スクールソーシャルワーカーは、いじめや不登校の様々な問題の解決に向けて、関係機関と連絡調整を行いながら直接働きかけを行います。現在、町独自で1名配置しております。主に学校から相談があった事案に対応のほうをしております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。

そうしますと、本当にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの方の、本当に御努力が分かるような気がするんですけど、その中で、効果的に機能した内容、よかったという事例がありましたらお教えてください。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

スクールカウンセラーにつきましては、カウンセリング業務のほかにも、現在増えている発達障害に関する検査等も行うことができますので、就学の相談、特別支援学級に入級したり、特別支援学校を考えていたり、そういった保護者の相談業務にも携わっております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、いじめの対応で、早期解決、早期解消した事案が数多く学校から報告していただいております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。

何か一つ一つ聞くようですけれども、本当によくやっていたえているなと思うんですけれども、児童生徒の居場所づくりや絆づくりが進むような取組の充実をしていきたいという、そういう御答弁でありましたけれども、それに対しまして、どのような具体的な取組をされようとしているのでしょうか。お伺いします。お聞かせください。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

阿見町の特色としましては、先ほどの紙井議員の中でも答弁させていただきました、校内フリースクール、それが非常に機能しているということで、町のほうでは、今のところ、そこを中心に支援のほうをしております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。

私の知っている方も2人ほど行っているんですけれども、何か本当に小学校では行けなかつ

たんですけど、ちょうどできたので、去年ですかね、それで毎日行っているそうなんです。午前中で、お弁当を食べて帰ってくる。それで、先生が全部入れ替わり、美術とか音楽とか、全然関係ないけども、必ず声かけていただけるので、もう何かすごくうれしいと言っていましたね。だから、そういうやっぱり声かけるってすごく大事ななと思いましたので、もう本当に人数関係なく、そういった、本当に阿見町、2年前に、竹来中学校の不登校のお母さん方が何とかしたいということでこれをつくり上げた経緯を存じ上げておりますけれども、ようやく軌道にさらに乗っているのかなと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、あと、適応指導教室やすらぎの園には7人の先生と16人の児童がいるわけでございますけれども、登録して、今、課題はどういうような課題なんでしょうか。お伺ひします。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

今、小学生の通所のほうがかなり増えておりまして、やはり小学生ですと、一人ひとりに寄り添った対応が必要となってきますので、人員についてもそうなんですけど、やはり施設面でも少し手狭になってきているというような状況が課題というふうに認識しております。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） あと、お伺ひしたんですけど、やっぱりそこに行っていらっしゃる子もいるんですけど、月に2回、スクールカウンセラーと面接の機会があつて、それも1回、ほかの学校にも行かなくちゃいけないので、3人しか行けないところで1か月6人、もうとても自分の番が回ってこないという、何か教育センターでありながら、そういう相談ができないんだよということを伺っているものですから、やはりそれはどうなのかなと思ひますけれども、その辺も今後、本当に手厚い、そういったものを阿見町としてもつくっていただきたいと思ひますけれども、臨床心理士とか、また、そういったスクールソーシャルワーカー、それからあとスクールカウンセラー等の増員は、もう絶対にやるべきだと思ひますけど、その辺のお考えはいかがでしょうか。お伺ひします。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、本当に相談の予約が取れない、なかなか難しいというような声もありますので、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、増員のほうを要望してまいりたいと思ひしております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 何人ぐらい要望していく予定でしょうか。全部取れるとは思ひま

せんけれど、一応要望は大きく出したほうがよろしいかと思えます。お聞きします。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

先ほどありました、タブレットでの相談業務、そういったものへの対応もごございますので、次年度は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーそれぞれ1名ずつ、合計2名、町独自の採用を要望してまいります。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） すごい本当にそこもホットな話題なんですけれども、そこに毎日行っている子がいるんですけど、分かつちゃうかもしれないんですけど、勉強が好きになっただって、何でって言ったら、先生がお声かけてくれるんですけど。「頑張るね」とかって。それで、将来、もう絶対お医者さんになるんだって言って、そういった、そのやすらぎの園に通っているんですけど、本当に居場所で決めつけるというんじゃないかって、やっぱりどうなのかなって、もう感動している次第なんですけど。いろんな子が本当にそこで受け入れてくださってありがたいところだなんて思っています。

それで、いよいよそういった不登校児童生徒の多様な学び、そういったものが、今後学内だけじゃなくって、学外でも活動の場をしっかりと検討する、そういう時期に入ってきているのではないかなと思う次第でございます。

それで、適応指導教室やすらぎの園でございますけれども、何ととっても照明のLED化や、周りの竹の環境整備が、何とも、その辺はいかがなものなんでしょうか。もうかなり暗いというイメージなんですけど、それは改善していただけるんでしょうか。お伺いします。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

教育相談センターのLED化につきましては、照明器具につきましては、今現在、全45灯中13灯はLED化されて、交換されております。

照明器具の故障時に順次交換して対応をしておりますが、間もなく照明器具の寿命と言われる30年を迎えるため、今後、対応方針を決めなければいけないかなとは考えてございます。

現在、裏で斜光を遮っている竹林、こちらにつきましては、建物が、覆いかぶさるように、陰になってしまうように茂っておりますので、これは改善が必要だとは、ずっと考えてはございますので、今後、土地所有者との協議の上、よりよい環境にしたいと考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） もう1点，引き続きなんですけど，去年の12月にも要望して，質問した点なんですけれども，適応指導教室のやすらぎの園に，学校給食の配送を，ぜひしていただきたいという要望が根強いんですけれども，栃木県の高根沢町の適応指導教室のひよこの家というところがあるんですけれども，そこでは，古民家なんですけれども，不登校の子供，やはりそこには13人通っていらっしゃるということで，やはり表面的な学校復帰を目的としないで，とにかく子供が安心して休ませ，社会的に自立していくための場所ということで，学校給食も食べることができるということで，首長の肝煎りの建物だとか，聞いておりますけど，全国から視察が絶えないということも聞いておりますけれども，いかがなんでしょうか。ぜひ，お伺いします。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい，お答えいたします。

やすらぎの園には，不定期で通所している児童生徒が多いこと，また，適応指導教室から，給食の時間に学校に行き，それを食べるということを目指して学校復帰したというようなケースもございますので，現場の声を聞きながら，検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。ぜひ，前向きとか，お声を聞いて実現して，希望をかなえてあげていただきたいと思う次第でございます。

それで，あと，やすらぎの園に通所している，定期的に，そういった面談とかされていると思うんですけれども，これから不登校児童，それから生徒本人と保護者の，そういった実態調査というのはきちんとされていますでしょうか。再度聞くようなんですけれども。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい，お答えいたします。

やすらぎの園に通所している保護者については，指導員が定期的に面談等を行っております。

不登校児童生徒全般につきましては，年間10日以上欠席している児童生徒については，全ての学校から教育委員会のほうに毎月，支援の様子について報告が上がっておりますので，それをもって実態の把握というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は，午後1時ちょうどとします。

午後 0時00分休憩

午後 1時00分再開

○議長（平岡博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

14番難波千香子君に申し上げます。質問時間が残り10分となっております。質問内容をまとめていただき、時間内に終了していただきますよう、質問してください。

それでは、14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） それでは、続きですけれども、不登校について2点だけ質問させていただきます。

まず、スクールですけれども、フリースクールの授業料への負担軽減について、お考えがあれば、ぜひ、通常は3万から4万という授業料の相場でございますので、これはかなり払うのはきついという方が多うございます。フリースクールに行っておられる保護者から、一部補助はないのかという切実な御要望もいただいておりますので、見解をお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

現在、町としては、教育相談センターの充実や、校内フリースクールでの対応を考えておりますが、これからフリースクールを利用する人数の動向等を踏まえ、県の事業を周知したり、連携も視野にして、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） よろしく申し上げます。

一応、県のほうの授業料免除、補助等の対象者は非課税世帯が1万5,000円の補助があるということは伺っております。一番困っているのは、所得がそれよりちょっと上の方とかでございます。

また、全国で約60余りの教育委員会等で、学校外の機関に通うための経済補助を行っているという、そういうデータもいただいております。

あと、1点なんですけれども、ぜひやっていただきたいなと思うんですけど、大分市なんかは、ホームページで教育委員会の親の会、民間のフリーフリースクール、校内・校外合わせて、また、相談機関の紹介などを載せているということでございますので、うちの阿見町のホームページのほうにも、今、立ち上がりました、去年立ち上がって、不登校児保護者を支える会が昨年設立されましたので、情報交換の場ができ、新たな親の会の居場所が立ち上がっておりますので、そういったこと、また、フリースクール等の居場所のお知らせチラシ、こういった、お渡ししたんですけれども、こういった県のも、ぜひ、お知らせに載せていただきたいなと思います。

あと、それから、いじめなんですけど、それからホームページに心の体温計というのもちょっと今、どうなのかなと思うんですけど、いじめの際に守ってあげたいという、本当に教育委員会のほうにもしっかりリンクできていると思いますので、それも紹介していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

教育委員会のホームページを御紹介いただき、ありがとうございます。

現在、校内フリースクール等の取組を紹介するページがございませんので、保護者へしっかりと周知できるように、整備のほうをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○14番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。よろしく願います。以上です。

○議長（平岡博君） はい、はい。

○14番（難波千香子君） それでは。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） それでは、次の質問に入らせていただきます。

高齢者等がいきいき暮らせるための支援拡充についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の長期化、そして本年2月以降のウクライナ危機による原材料値の値上がりをかなりしております。4月には、政府が輸入小麦の売渡価格を17.3%値上げしたところであります。食材費の値上がりが一層懸念されます。また、10月からはさらに多くのものが値上げと予想されております。

お手元の資料を皆さんにお渡しして、見ていただければと思うんですけども、年を取っても働きたい。その1人ですけど、70歳くらいまで、働けるうちはいつまでも。それがこのようなデータであります。働けば、シルバーさんからのあれなんですけれども、こんなに働いている人は元気ですよというのが次のグラフでございます。病気をしない、運動器リスク、そういった資料でございます。

それで、質問に入らせていただきます。

それでは質問します。新型コロナウイルスの感染症の中の……。ちょっとごめんなさい。

1点目、入らせていただきます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について、コロナ禍における原油価格・物価高騰対策の拡大の取組はどのようなものか。

2点目、高齢者等の非課税世帯等に対する給付金の状況はどのようなものか。また、今後の方針はどのようなものか。

3点目、シルバー世代の就労拡充についての取組はどのようなものか。シニアの方への就労に関する町内相談窓口を設けてはどうか。

4点目、シルバー人材センターの登録人数や受託状況などの状況について、これまでの推移と課題、今後の取組はどのようなものか。また、高齢者世帯等の生活面の困り事についての、筑見等でも、先進事例でやっている地区もごございますけれども、そういったワンコインサービスの取組はどうか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（平岡博君） 町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 難波議員の、高齢者等がいきいき暮らせるための支援拡充についての質問にお答えいたします。

1点目の、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について、コロナ禍における原油価格・物価高騰対策の拡充の取組はどのようなものかについてであります。

当町では、国の令和3年度補正予算及び令和4年度予備費等により措置される地方創生臨時交付金を活用し、その趣旨を踏まえ、当町の実情に即した事業を実施しております。

今定例会補正予算では、原油価格・物価高騰対策として、家事、医院及び営業用の水道基本料金の3か月間の免除、給食食材費の高騰を保護者負担に転嫁しないための賄材料費の増額、並びに公共交通事業者の安定的な運行と町民の日常的な移動手段を確保するための支援金を計上し、生活者及び事業者が必要とする支援を速やかに実施してまいります。

2点目の、高齢者等の非課税世帯等に対する給付金の状況、今後の方針についてであります。

令和3年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の65歳以上の高齢者への支給状況については、対象となる2,625世帯に対し、8月現在の支給件数は2,456件の支給を行っており、申請期間は令和4年9月30日まで受付を行います。

また、令和4年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の65歳以上の高齢者への支給状況については、対象となる284世帯に対し、支給件数は203件の支給を行っており、申請期間は令和4年10月6日まで受付を行います。

今後の臨時特別給付金については、国・県の動向を注視してまいります。

3点目の、シルバー世代の就労拡充についての取組、相談窓口を設けてはどうかについてであります。

アクティブシニアと言われるように、元気で就労の意欲にあふれ、豊かな経験と知識を持った高齢者の社会参画を促進することは、健康維持や生きがい創出にもつながります。

厚生労働省でも、職業紹介事業者であるハローワークに生涯現役支援窓口を設置し、特に65

歳以上の高齢求職者に対する再就職支援や求人開拓などを重点的に実施しております。

現在、町では、ハローワーク等からの求人情報について、ホームページへの掲載や、庁舎内に求人情報紙を設置し、町民に周知しているところです。

今後は高齢者の就業ニーズに応じて、ハローワーク等からの求人情報やシルバー人材センターの相談窓口について情報提供し、高齢者の就労支援につなげてまいります。

4点目の、シルバー人材センターの登録人数や受託状況、今後の取組についてであります。

シルバー人材センターの現状ですが、過去3年間の会員の登録人数は、令和2年3月末日で352名、令和3年3月末日で335名、令和4年3月末日で330名でありまして、年々減少しております。全国的にも会員数は減少傾向にあります。

また、受注件数は、令和2年3月末日で2,408件、令和3年3月末日で2,161件、令和4年3月末日で2,180件と減少傾向にあります。これらは、新型コロナウイルス感染症拡大により先行きが見通せない理由から、退会者が増加していること、また、緊急事態宣言下における受注辞退や事業所からの発注が減少していることなどが影響しております。

課題としましては、会員の就労内容の希望と需要を調整することが難しいこと、会員からの希望が多い事務系の仕事は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり需要が少ないこと等があります。

また、ワンコインサービスにつきましては、電球の交換、花壇の水やりやごみ出しなどの軽微な家事を手伝う日常生活支援のサービスであり、現在、シルバー人材センターにおいて、就業開拓提供事業の中で検討課題とされておりますが、実現には至っておりません。

町もシルバー人材センターと連携し、実施している自治体の事例を参考にしながら、調査研究してまいります。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。

○議長（平岡博君） これで、14番難波千香子君の質問を終わります。

次に、17番久保谷実君の一般質問を行います。

17番久保谷実君の質問を許します。登壇願います。

〔17番久保谷実君登壇〕

○17番（久保谷実君） それでは、通告してあります、阿見町の子供たちの現状と展望について質問をいたします。

教育長、今日は朝から出ずっぱりで、どうも御苦労さんです。あと少しだから頑張ってください。

現在、子供たちを取り巻く環境は決して好ましい状況ではないと考えています。数年前には考えもつかなかった、目を覆いたくなるような事故や事件が連日報道されています。事故や事

件は年々低年齢化しており、以前には想像もつかなかった、小学生や中学生が関連している事件も数多くなってきています。社会全体で見守っていかなければならないと考えています。

そのような中で、ここ何回か阿見町教育相談センターにお邪魔をしていますが、まず最初に見についたのが、玄関前にある、きちんと栽培している野菜でした。ナスやトマトがたわわに実をつけていて、数年前には図書館で販売したこともあるとお聞きしました。これを見たときに、きっと心ある指導員の皆さんがいるのだろうと想像をしながら施設の中に入っていました。

頂いた資料の中に、やすらぎの園のパンフレットがあり、その中に、学校生活への復帰援助と社会の中で生きていく力を養うことを目的としていますという言葉がありました。その中で、社会の中で生きていく力を養う施設であると文言がありまして、その言葉に刺激を受けて、次の質問をいたします。

教育相談センターの役割と実践している内容について。

学校だけでは解決できない問題の対応について。

よろしくをお願いします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） 阿見町の子供たちの現状と展望についての質問にお答えします。

1点目の、教育相談センターの役割と実践している内容についてであります。

教育相談センターは、様々な理由により不登校となっている児童生徒に適応指導の場を設け、自立心や適応力を養い、学校生活への復帰に向けての支援をするとともに、自立して社会の中で生き抜く力を養うことを目的としております。

実践している内容は、適応指導教室における児童生徒への援助指導、教育に関する保護者からの電話相談や面接相談、学校及び関係機関との連絡調整や教職員への助言指導等を行っております。

通所している児童生徒数は、昨年度28名、今年度は7月末までで15名となっており、7名の学校教育指導員が支援に当たっております。

2点目の、学校だけでは解決できない問題の対応についてであります。

不登校については、原因が複雑化、多様化し、学校だけでは解決することが困難なケースも多く見られます。教育相談センターには、町雇用のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置しておりますので、専門的な見地から、外部関係機関と連携を図り、カウンセリングを行い対応しております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 17番久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 再質問をさせていただきます。

先ほどの紙井議員の答弁の中に、100日以上休んでいる児童生徒という話がありました。これ見ると、県の統計は30日以上になっているんです。この違いは何ですか。

○議長（平岡博君） 指導室長兼教育相談センター所長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

いわゆる不登校児童生徒につきましては、年間30日以上欠席というのが目安になっておりますが、ここ一、二年はコロナの休校や、コロナで学校に行けないという日数が含まれておりますので、例年と比較することが難しいので、今回100日以上ということでお答えさせていただいております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 久保谷実君。

○17番（久保谷実君） そうすると、コロナが落ち着いたらば、阿見町も30日以上欠席者ということにするんですか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） おっしゃるとおり、例年どおりの30日以上欠席で不登校ということで、報告のほうをさせていただきます。

○議長（平岡博君） 久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 分かりました。はい、どうも。

それで、昨年28人、今年度は7月までに15人が通所しているという話なんですけども、その最初の通所の仕方というんですか、きっかけというんですか、それはどのようにすればいいんですか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

直接保護者の方が教育相談センターに来所されて相談するようなケースもございますし、学校を通して、欠席が続いたり、欠席が多い児童生徒については、教育相談センターを紹介し、見学に来ていただいて、保護者と面談等をさせていただきまして、まずは仮通所ということで、何日間か通っていただきます。そして、児童生徒、保護者のほうの意向があれば、正式に通所の手続をして通所という流れになってございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 今、保護者の方が直接来るのと、学校からの紹介というか、学校からの話という話があったんですけども、その割合というのは、どちらがどの程度なんですか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

正式に何名という資料はないんですが、多くは学校のほうから紹介をして、学校と連携をしながら、見学の日時を決定したり、通所という流れにつなげるということが多くなってございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 分かりました。

それでは、もう1点、適応指導教室における児童生徒援助の指導の中身について、ちょっとお聞かせください。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

不登校児童生徒につきましては、一人ひとり学力等もかなり大きな差異がございますので、一人ひとりに寄り添った指導ということで、もちろん登校するだけ、まずは居場所づくりというような児童生徒もおりますし、中には、学力のほうがかかなり高い児童生徒もおりますので、学習ということを主軸に置くような児童生徒もおりますので、一人ひとりの実態に合った支援ということを心がけております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 久保谷実君。

○17番（久保谷実君） そうすると、今、言った、例えば勉強を教えるというんですか、基礎学力の問題で、基礎学力をつけるというのは、学校と同じような指導をするんですか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

やすらぎの園の指導員は、全て教員免許を、今、持っている者が配置のほうをしておりますので、学校と同じというわけにはいきませんが、一人ひとりに合った学習の支援ということで、学校で使っているような教材を使って学習を支援する場面もございますし、一人ひとりに合った支援というのを行っております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 今、学校の先生の免許を持っていると。そうすると、指導されてい

る人というのは、ぐるぐるぐるぐる回るわけですか。この人が、例えば勉強を教えるのはこの人とか、生活を教えるのはこの人というんじゃないで、みんなが平等に回っていくわけですか、指導者の、指導員のほうで。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

学習指導につきましては、ほぼ児童生徒について主担当というような、大体指導員がおりますので、その指導員を中心に、人間関係をつくりながら支援しているという状況でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 来ている児童生徒が、そういう意味で人間関係を築くのが難しい人もいるわけだよね。そういう意味では、ぐるぐる回るんじゃないで、今、言ったようにマンツーマンというか、きちんと理解できると、人がついたほうが、その子供にとってもはるかにいいんじゃないかなと思っています。

それから、社会の中で生き抜く力を養うと。自分はこの言葉に非常に感銘を受けたんですけども、その中で一番大切なことは何だと思えますか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） 不登校児童生徒については、あくまで学校復帰が目的ではなくて、社会的自立というのを目標にしておりますので、まず一番大事にすることは、自己決定の力、自分で何かを決定するというようなことだと考えております。

また、社会的な生きる力ということで、先ほど議員から御紹介いただきました野菜の栽培、販売等も行って、そういった体験を通して、子供たちに生きる力のほうをつけさせていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 久保谷実君。

○17番（久保谷実君） これ、学校の先生方がほとんどだと言った、みんな全員学校の先生の経験者でしょう、今、指導員やっている方は。それで、保護者の皆さんにも、これ、自立を目指すところであるという説明をしているんだよね。自分は、学校の先生ばかりじゃなくて、民間人の指導者を入れたらどうかなと思うんですけど、その辺については、どう考えますか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

指導員の中には、教員免許は持っていますが、実際に教員として現場に立ったことのない者もおります。

ただ、議員おっしゃいますように、例えばICTが得意な人間ですとか、スポーツを教えるのが得意な人間とか、そういった子供たちにプラスになるような方がいれば、教員免許がなくても、これからやはり採用して、いろいろな多角的に支援できるようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 今、指導室長からそういう話がありましたけども、これはぜひ、社会人、普通の民間の人を入れたほうが、自立を目指すというところに行くのには早いんじゃないかなと思うんですよ。考え方が一方的じゃなくて。先生の免許を持ってなくても先生やってなかった人もいれば、またそれは違うかもしれないけども、ぜひ民間の人を入れて、幅広く、自立を目指すということを教えてほしいなど、そんなふうに思います。

それから今度は、その中身は大体分かりました。あと今度は建物について、ちょっと何回もお邪魔していろいろやったんですけども、1つは、まず相談室のプライバシー、あれは守られていますか。

○議長（平岡博君） 学校教育課長飯村弘一君。

○学校教育課長（飯村弘一君） はい、お答えいたします。

現状で、相談室の壁が遮音に有効な壁かということ、そうではないというような状況は私も確認してございます。それを改善するにはどうしようかって話を今しているところです。そちらのほうについては、実際使っておられる方からいろんなことを聞いておりますので、その辺のことは承知しております。それを今、どういうふうに改善できるか、できないかも含めて、検討中でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 私も行つて、相談室も見てきました。でも、なかなかあの場所で、自分の秘密というか、それを話すのはきっと大変じゃないかなと、そんなふうに感じて、思いましたので、ぜひそのプライバシーはきちんと守れるようなことにしてほしいなと思っております。

それから、非常事態の対応についてはどのようにしていますか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○学校教育課長（飯村弘一君） はい、お答えいたします。

非常事態といいますのは多分、中で火災が起こった、または誰かが侵入してきたというようなことだと思います。

先日、民生教育常任委員会のほうに、私、お邪魔しましてお話しさせていただいたかと思えますけれども、防犯に対するものとして、庁舎とか公民館でさすまた等々、それからカラーボールなんかもありまして、学校もカラーボール等を設置しているというところですよ。ただ、やすらぎの園に関しましては、そういったものがなかったということを確認しておりますので、早々にその辺は対応させていただいたところでございます。

それと、出入口が1つというようなことが指摘されてたかと思えます。出入口が1つというのは、建物に関しては、公共建築物で、あまり出入口が1つというのはありません。というのは、2方向避難というのは、法律上、決まっている建物と決まってない建物がございまして。ただ、子供たちを育てる場ということにおきましては、出入口が1つというのは思わしくないというようなことは当然のことだと思います。ただ、今、建物の現状を見ますと、開口を取れる場所がないというのも事実でございまして。というようなことから、今、出入口を設置するというのは難しいかなというように考えているところでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 今、出入口を取るの難しいんじゃないかなと言ったけども、じゃあ、あのまま置くということなんですね、難しいということは。

もう1つ言いたいのは、教育施設としての環境は決していいとは言えないよね。さっき難波議員も、裏の竹の話がありましたけども、あそこ真っ暗ですごいでしょ。全然、蚊もすごいらしいですよ。それから、床が鳴ったり、ぎしぎししたり、そういうことを考えると、その建物自体が、あれはあと何年ぐらいもつんですか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○学校教育課長（飯村弘一君） お答えいたします。

私どもで、令和3年の3月をもちまして長寿命化計画というのを作成させていただきました。その中で建物の寿命としましては、あと令和29年に建て替えというような予定になってございます。

建物を見させていただきましたが、建物としてのポテンシャルは結構あるというふうに感じました。ただ、いかんせん教育施設として、ほかの学校施設と比べたらどうかといえば、かなり脆弱な感じは持っています。

建て替えは、令和29年ということになっていきますので、これは計画ですので、このままになると思います。ただ、今、不合理が起こっているところ、傷んでいるところに関しましては、修繕をするというようなことは考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（平岡博君） 久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 今、修繕って言いましたけども、かなりの修繕だと思うんだ、あれね。あそこを見れば分かるとおり。その長寿命化計画で令和29年。令和29年までには随分お金がかかるでしょう、あれ。あれを直すとなったら。だから、建物としては、そうかもしれないけども、課長言ったように、教育施設として考えたれば、かなりランクが低いよね、実際。だから、もう少し子供たちが通いやすいというか、そういうふう考えたら、それでも、リフォームだな、一応な。リフォームをして、あそこをどうにかするというふうに考えますか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○学校教育課長（飯村弘一君） はい、お答えいたします。

今、脆弱だというお話をさせていただきましたけれども、今現時点で計画が決まっているのは令和29年の建て替えということでございますので、それ以上の考えをここで示すのは、ちょっと難しいかと思えます。

ですので、私どもも、その辺のところは十分認識しているつもりですので、今後の検討課題にさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（平岡博君） 久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 検討のほうをよろしくお願いします。

それからもう1点、駐車場、自転車置場については、どう考えていますか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○学校教育課長（飯村弘一君） はい、お答えいたします。

今、自転車置場といいますのは、図書館と兼用で利用してるというような状況になっていると思えます。駐輪場に限らず、駐車場もそうなんですけれども、今、公民館それから図書館と共用で利用しているというような状況です。

専用のもといいますと、御覧のとおり、あそこに果たして駐輪場等々を作るスペースがあるかという、ちょっと難しいような気がします。

先ほど議員のほうからもありましたとおり、農作物も作っておりまして、農作物を広げたいというようなお話も聞いております。

ですので、あそこ自体、あそこに駐輪場を作るというのは、少々場所的に難しいかなというふうに考えておりますので、今のまま、共用で使う以外にないかなというふうなところでございます。

○議長（平岡博君） 久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 共用でも何でもいいんですけども、あそこに通所している人たちが、

特に自転車で来ている子供たちが、不自由を感じてなければそれでいいんだけども、それがもしもあったとしたらば、何かの方法で、どうにかして場所を作るとか、それはあくまで通所している人たちが不便を感じていると。感じてなければ、俺は図書館でも十分だと思うんですけど、どうですか、その辺は。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○学校教育課長（飯村弘一君） はい、お答えいたします。

私、何度かお邪魔したときに、生徒児童たちが来てはいたんですけども、自転車という方が、私を知る限りではおりませんでした。親御さんと一緒に来て、送り迎えしてもらえというような状況でした。

ですので、その辺の状況を踏まえながら、今、議員おっしゃられたように、どの程度自転車で来ているのかということの状況を、今、確認できませんので、その辺のことは状況を踏まえて考えていきたいと思えます。

○議長（平岡博君） 久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 質問はこれで終わります。

ただ、今、阿見町は転入者が年々増加しております。それだけ魅力があるということなのでしょう。町民の人たちは非常にうれしく思っています。そういう中で、何かの縁で阿見町に生まれた人、あるいは阿見町に転入してきた人、そのような人たちに対して、少なくとも義務教育が終わる15歳までは、町はきちんと育てる義務があるのではないかなと、そう思っています。

その中で、教育相談センターの役割はますます強くなっていくと感じています。あまり学校の勉強が得意でない人、みんなで歩調を合わせて進んでいくことうまくできない人、そのような児童や生徒あるいは関係者に、自立を目指す、生きることの大切さを教えていく場になっていくことを願いながら、私のこの質問は終わります。

○議長（平岡博君） 久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 続きまして、学校プールの現状と今後の在り方についてを質問いたします。

この質問は、以前に海野議員が質問をいたしました。ちょっと角度を変えて質問をいたしますので、よろしく願いをいたします。

現在、阿見町の学校においては、中学校3校、小学校6校においてそれぞれプールがあります。しかし、それが十二分に活用されているようには見えないことも事実ではないかなと思っています。令和2年からは、新型コロナウイルス感染症の防止という問題がありまして、利用していないのは理解しますが、それ以前にも、あまり利用はされていなかったように感じています。

以前は、夏休みになると、それぞれの地区に開放して、子供たちの歓声が聞こえたものです。

社会情勢の変化や保護者の認識が変わってきたという大きな動きは理解しますが、それならば、それに対応した学校プールの在り方というのを考えていかなければならないと考えています。

そこで、以下の質問をします。

小中学校の水泳授業の重要性。

現在ある各小中学校の耐用年数と使用年数。

今後の維持管理費は年間幾らぐらいになるのか。

以上質問いたします。

○議長（平岡博君） 教育長立原秀一君。

○教育長（立原秀一君） それでは、学校プールの現状と今後の在り方についての質問にお答えします。

1点目の、小中学校の水泳授業の重要性についてであります。

学習指導要領では、水泳学習の指導内容について、小学校低学年を水遊び、小学校中学年を浮く・泳ぐ運動、小学校高学年から中学校までをクロールや平泳ぎ等の水泳として示されております。

水泳学習は体系的に泳法を習得するだけでなく、心身の健全な成長や生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けて非常に重要であり、安全の心得や水難事故の防止の観点からもその果たす役割は大きいものであると認識しております。

2点目の、現在ある各小中学校の使用年数と耐用年数についてであります。

各小中学校のプールの使用年数についてですが、阿見小学校は37年、本郷小学校は46年、君原小学校は51年、舟島小学校は44年、阿見第一小学校は44年、阿見第二小学校は38年、阿見中学校は52年、朝日中学校は41年、竹来中学校は36年となります。

プールの耐用年数については、阿見町公共施設等総合管理計画及び阿見町学校施設長寿命化計画により、躯体である鉄筋コンクリート造の耐用年数は60年、機器や配管、防水の更新年数を耐用年数とした場合、機器や配管の設備については25年、防水については20年となっております。

3点目の、今後の維持管理費は年間幾らぐらいになるのかについてであります。

過去の実績から推計しますと、ろ過装置保守点検委託料、水質検査委託料、消毒薬品購入費、水道使用料、修繕工事費等、学校プール全体での維持管理費は年間約1,100万円の見込みとなります。

また、補修改修費用につきましては、プール槽内及びプールサイドの防水工事、ろ過装置更新工事等を行った場合、状況によりますが、過去の工事の平均で、1校当たり約1,100万円の見込みとなります。

来年度、新型コロナウイルス感染症の影響を受けず、プール授業を再開した場合、3年間稼働させていないことから、全校で清掃・点検に約500万円、点検結果により修繕の費用が別途加算されると考えられます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 一番古いのが君原小学校、違う、阿見中だね。阿見中で52年。ここできているように、躯体、いわゆるコンクリート部分、プールそのものが耐用年数60年でしょう。そうすると、阿見中のプールは、あと8年で耐用年数が来てしまうという解釈でいいの、これ。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、最も古い阿見中学校で52年ということで、新しい竹来中でも36年と、町内小中学校のプールについては老朽化が進んでいることは認識してはございます。

ただ、これの維持費や部分的な補修を重ねるだけでも、毎年多額の費用はかかってまいりますので、現在、ちょっと各小中学校のプールの在り方についても検討する必要があるとは考えてございますが、現状はまだ方針が決まりませんので、現状そのまま、まだ使用していくことになるかと思えます。補修は重ねていく必要があるかとは考えます。

以上です。

○議長（平岡博君） 久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 補修費、1校1,100万円と言っているよね。10校で1億1,000万円かかるわけですか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

過去5年間の総額を平均で割ったものでございまして、1校当たり1,100万円ぐらいの補修費がかかっているということでございますので、あとは補修校数が何校になるか分かりませんが、それぐらいの平均はかかるであろうという推計でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 久保谷実君。

○17番（久保谷実君） そういうお金がかかると。それ考えたら、民間のプールを借りて、子供たちを移動させると、そういうことは考えませんか。あるいは、近隣でこのことをやっているところはありますか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

近隣の市町村の動向につきましては、運営について、ちょっと申し上げますと、つくば市が外部委託を5校行っております。土浦市におきましては、外部委託は去年開校した新治学園のみの1校と、あと龍ヶ崎市におきましては外部委託が7校と、一部分で各市町村とも、ある程度の外部委託を行いながらプールの授業等を行っている状況でございます。

○議長（平岡博君） 久保谷実君。

○17番（久保谷実君） これは今、言ったことで、コストの計算は難しいでしょうけども、当然バスの送迎が入るわけだよね、どっか行くのには。そこの検討はしていませんか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

現在、町内であさひ小学校につきましては、バスの移動を毎年予算化して上げてございます。これについては年間500万円程度だったと思いますけども、そのお金が当然、外部委託した場合、移動にかかってくると考えられます。

以上です。

○議長（平岡博君） 久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 当然1億1,000万円かかるって話聞いて、びっくりしちゃったんだけど、外部委託とどっちが安いかは、よくコスト計算して。

もう1つ、それぞれの小学校には水泳のプロの人はいないよね。いないって言ったら怒られるけど、少ないですよ。そういうことを考えると、やっぱり外部委託して、プロのコーチとは言わなくても、かなり水泳のできる人に教わったほうが、子供たちもいいんじゃないかと思うんだよね。だから、その辺はどう考えますか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

教員の働き方改革にもつながるものがあるところですけども、結局、水泳を得意とする先生方が、指導する先生がいないということなので、あとは外部のインストラクターを委託するか、そういうところが考えられますけども、もう外部の力を借りないと、ちょっと水泳の指導は難しくなるのかなとは考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 半月ぐらい前の朝日新聞に、プール授業、潜む危険という記事があったんですよ。これは名古屋市のほうで、1年生の男子が水泳の授業中に溺れて、一時意識不明となる事故があったんですね。いろいろやると、脳パニック症候群という、あれだそうです

よ。深呼吸を重ねる、息止めを繰り返すと、血中の酸素濃度が低下、息苦しさを感じることなく意識を失うと。これは実際にあった事故ですね。

それで、違う新聞にも出てたんですけども、今度は、3年水に入らなかった子供たちが入るわけですよね。それは非常に指導する側としては危険じゃないかと。そういうことをここでも言っていますけども、独立行政法人日本スポーツ振興センター、そこで言っているんですけども、毎年入っているのとはちょっと訳が違うと。それは、教える側はよっぽど意識しないと、大変なことになるんじゃないかということを行っているんですけど、その点はどうですか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、脳パニック症候群ということで、学校現場では、いわゆる過呼吸、これは児童生徒よく起こす者はおりますので、それがプールの授業でということ、生命の危険につながるということ。

学校プールの安全管理につきましては、まず児童生徒については、プール授業が始まる前に、毎年、健康診断のほうを校医さんのほうで行いますので、そこで大きな心臓の疾患ですとか、そういったものがないか確認いたします。また、前日、当日の健康観察につきましては、保護者と連携をして行います。

当日の授業につきましても、指導に当たりましては、水中で一緒に指導する教職員と、あと全体を監視する教職員に分けて、必ず複数で対応のほうを行っております。また、不測の事態に備えて、AEDはプールサイドに準備をいたしまして、教職員は定期的に心肺蘇生法の講習等も行っております。

ただ、議員御指摘のとおり、教員のほうも、やはり2年間、授業のほうをやっておりませんので、やはり安全管理については、次年度、コロナが収まり、普通に授業ができる場合は、もう一度しっかり安全管理については確認をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 分かりました。

それで、一つ、先ほど、教育長が一番最初に答弁の中にあつたように、安全の心得や水難事故の防止の観点からも、その果たす役割は大きいと。

もう少し、霞ヶ浦を抱える町ということで、阿見町は、もう少し泳ぐというか、水というんですか、それに力を入れてもいいのではないかなと、そんなふうに思っています。いずれ泳げる霞ヶ浦ができた折には、みんなで霞ヶ浦に行きたいと、そう思っています。

私たちの小学校時代には、夏休みは霞ヶ浦で泳いだものです。小さいときには地区の先輩方

たちに面倒を見てもらいながら、やがて高学年になると低学年の世話を焼きながら、とても楽しかったことを今でも鮮明に覚えています。

また、以前に温水プールを造った自治体の人の話を伺ったときに、天候を気にしないでできるのは最高です。以前は、子供たちが、夏でも肌寒いときに、体をぶるぶる震わせながらやっているのを、気の毒なようだった。中止にすれば授業の予定が狂ってしまう。それも困ったものだ。この人は、温水プールを造った市町村の人なんですけども、それによって、何よりも、町の老若男女が集まってきて、一番の地域づくりに役に立ったのは温水プールだったと話しているんですね。よく裸の付き合いとか、そういう話がありますけども、水泳にはそんな魅力があるのではないかなと思っています。

町民みんなが一つになれる場所として、温水プールの整備を検討される願いをしたいわけですけども、金のかかること。

町長どうですか。

○議長（平岡博君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） はい、お答えします。

まずは前回、海野議員から御提案をいただいて、温水プールの必要性というものを考えたところでありまして、私のところにもお手紙が来たり、たくさんの御意見もいただいております。

前は、温浴施設というのが多かったんですけども、最近はやっぱ温水プールに変わってきたのかなということで、あの後、海野議員の質問の後に、政策のほうで調べてもらったところ、直近では神栖市で造るというようなことで、内容はいろいろあろうかと思っておりますけれども、9億6,000万円、約10億円でございまして。それには温浴施設も含まれる、それから幼児用プールも含まれる、そういった施設でありまして、あそこまで造ったほうがいいのかどうか、そういったこともありますけれども、先ほど来、聞いてみますと、3年間プールの授業をしていないと。これから、来年やるということになれば、また修繕をし、多額な費用もかかる。それから、新しいものばかりではない。もう耐用年数に至っているような状況もあります。こういった中で、やはり温水プールの必要性というのは、大分私の中では上がってきたというふうに思います。

しかしながら、現在では、本郷小の放課後児童クラブの建て替えだとか、それから本郷小学校のクラス数が足りないということで増築だとか、子育て支援センターであるとか、そういったことがたくさんございます。

そんな中で、必要ということであればやっていくしかないと思うんですけども、全部で10校で、あさひがないですから9校ですね。9校を、これからまたプールで再開をするというこ

とになると、費用面でも、造っちゃったほうがいいんじゃないかというようなこともあります。

これは、3か年実施計画にもものってない話でありますから、担当課と協議をして、できれば任期中に造っていききたいなというふうに思いはあります。

財政面については、おかげさんで財調も結構たまってきたております。また、前回調べてもらった中では、記憶だと、30%の補助金、それから残りは起債ということでもありますので、一時的に発生する費用も少ないのかなというふうに思っていますので、前向きに検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 久保谷実君。

○17番（久保谷実君） いい返事ももらったんで、ここ本当はやめればいいんですけども、もう一言だけ。今、町長が言った言葉を受けると、来年どうするかというのは非常に大きな問題だよ。各小学校にあるプールを直すのか、それとも、さっき、何年か分からないけども、そんなに長い時間じゃないから、バスで送り迎えをして、どっかの民間のプールを使うと。その判断が、学校教育課ではかなり難しい判断をせざるを得ないというふうに思います。

ひとつ、今、町長が言ったように、いずれできるんだったら直す必要もない、小学校のプールは。その辺も十分考えて、これから進めていってほしいなと思います。

以上で終わります。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） すいません、先ほどの答弁のところで、あさひ小学校のプールの授業に対するスクールバスの運行の経費で500万円と申し上げましたけど、正確な数字で申し上げますと、令和元年の実績で170万円でございます。申し訳ないです。ほかのスクールバスの借上料と一緒に合算してしまった記録がありましたので、訂正させていただきます。

○議長（平岡博君） 久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 170万円だったらば、プールを直さないで、民間のプールへ行ったほうが……。1つは指導者の問題があるよね。あと、先生の働き方改革という問題もあるよね。そういうことで、そこは俺らが口を出す部分じゃないんで、十分にそこは考えて。

500万円が170万円になってたの、これびっくりしちゃったよ。そういうことでは、よろしくお願いします。

質問を終わります。

○議長（平岡博君） これで、17番久保谷実君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（平岡博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。
本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 1時56分散会

第 3 号

[9 月 8 日]

令和4年第3回阿見町議会定例会会議録（第3号）

令和4年9月8日（第3日）

○出席議員

| | | |
|-----|-------|----|
| 1番 | 平岡 | 博君 |
| 2番 | 落合 | 剛君 |
| 3番 | 栗田敏昌 | 君 |
| 4番 | 石引大介 | 君 |
| 5番 | 高野好央 | 君 |
| 6番 | 樋口達哉 | 君 |
| 7番 | 栗原宜行 | 君 |
| 8番 | 飯野良治 | 君 |
| 9番 | 野口雅弘 | 君 |
| 11番 | 海野 | 隆君 |
| 12番 | 久保谷 | 充君 |
| 13番 | 川畑秀慈 | 君 |
| 14番 | 難波千香子 | 君 |
| 15番 | 紙井和美 | 君 |
| 16番 | 柴原成一 | 君 |
| 17番 | 久保谷 | 実君 |
| 18番 | 吉田憲市 | 君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

| | | | |
|------|---|----|-------|
| 町 | 長 | 千葉 | 繁君 |
| 副町 | 長 | 坪田 | 匡弘君 |
| 教 | 育 | 長 | 立原秀一君 |
| 町長公室 | 長 | 佐藤 | 哲朗君 |
| 総務部 | 長 | 青山 | 広美君 |

| | |
|---|-------|
| 町民生活部長 | 中村政人君 |
| 保健福祉部長 | 小澤勝君 |
| 保健福祉部次長 | 山崎洋明君 |
| 産業建設部長 | 林田克己君 |
| 教育委員会教育部長 | 小林俊英君 |
| 政策企画課長 | 糸賀昌士君 |
| 総務課長 | 石田栄司君 |
| 財政課長 | 坂入紀章君 |
| 秘書広聴課長兼 広報戦略室長 | 小倉貴一君 |
| 町民活動課長兼 男女共同参画室長兼 町民活動センター所長兼 男女共同参画センター所長 | 白石幸也君 |
| 防災危機管理課長 | 山崎厚君 |
| 子ども家庭課長 | 遠藤朋子君 |
| 生涯学習課長 | 木村勝君 |
| 指導室長兼 教育相談センター所長 | 岡野友浩君 |

○議会事務局出席者

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 大竹久 |
| 書記 | 堀内淳 |
| 書記 | 湯原智子 |

令和4年第3回阿見町議会定例会

議事日程第3号

令和4年9月8日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

令和4年第3回定例会

一般質問2日目（令和4年9月8日）

| 発 言 者 | 質 問 の 趣 旨 | 答 弁 者 |
|----------|--|--------|
| 1. 飯野 良治 | 1. 町民（住民）要求とアンケート・署名の位置付けと町の対応について | 町 長 |
| | 2. 正午のチャイムの導入について | 町 長 |
| 2. 樋口 達哉 | 1. コロナ禍及び熱中症緊急アラート禍における町民の運動不足解消を通じた健康増進について | 教 育 長 |
| 3. 石引 大介 | 1. 阿見町消防団の今後の在り方について | 町 長 |
| 4. 川畑 秀慈 | 1. 子どもの権利について | 町長・教育長 |

午前10時00分開議

○議長（平岡博君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（平岡博君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてたずねる場であり、したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は町長の個人的見解をたずねる場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、8番飯野良治君の一般質問を行います。

8番飯野良治君の質問を許します。登壇願います。

〔8番飯野良治君登壇〕

○8番（飯野良治君） 皆さん、こんにちは。

通告に従い、町民要求とアンケート・署名の位置づけと町の対応について、千葉町長に質問をいたします。

町の大きな事業の意思決定について、地域住民が行うアンケートや署名が大きな影響を及ぼし、検討委員会を立ち上げて、方針の変更や新設につながる事例が見受けられます。

道の駅の廃止、第二小学校の存続、吉原小・実穀小学校のコミュニティセンターと、立て続けに共通した手法が取られています。今回、実穀小学校のプールの改修利活用の趣旨で、署名

用紙が回覧で6行政区に回されました。署名を集める手法として、公の回覧を介してのやり方はいかがなものかという疑問が出されています。

そこで、一連の経過について町の対応を伺います。

1つ、アンケート・署名に影響を受けての事業の決定は、世論調査に基づく政治的決定ですか。

2つ、なぜ住民が決めることが重要なのか。ポピュリズムとの違いを伺います。

3、日本では、民主主義というと多数派政治（多数決）ですが、民主主義の本質は参加と包摂です。地方自治からの意味合いを伺います。

4、アンケートの回収率、結果についての町としての受け止め方、客観的基準はありますか。

5、地区の役員が自主的にアンケートの主催を行うことへの見解を伺います。

6、町はどのようにして住民要求を把握して、政策に反映していますか。

以上6点について質問をいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

飯野議員の、町民（住民）要求とアンケート・署名の位置づけと町の対応についての質問にお答えいたします。

1点目の、アンケート・署名に影響を受けての事業の決定は、世論調査に基づく政治的決定ですか、についてであります。

世論調査の目的は、公共の重要施策に関する国民の意識を客観的かつ数量的に把握するもので、一般的には統計学的手法を用いて実施されたものを指しております。

住民自らが実施するアンケート等については、対象者や手法は様々であり、必ずしも住民の意見や態度を客観的かつ数量的に把握したものとは言えない面があります。しかし、そうした住民行動が行われた背景には、現時点における切実な問題や新たな課題が存在しております。

したがって、どのような設問で、どのような範囲に対し行われたアンケートであるかなどを慎重に確認しながら、それらを問題意識の出発点として、現在進めている政策に照らし、検討委員会等での熟議を経て方針を見いだしていくことは、町が把握していなかった地域課題を解決していくために必要かつ有効な手段であると考えております。

2点目の、なぜ住民が決めることが重要なのか。ポピュリズムとの違いについてであります。

地方公共団体は、日本国憲法92条により、地方自治の本旨である団体自治と住民自治に基づき、地方自治を確立することとされており、住民自治は政治・行政への住民参画を基本原則としております。

住民自治を重視し、住民、地域コミュニティ、NPO等が協働し、多様な主体によって課題を発見し、行政と住民が対話を通して、その解決に取り組んでいくことは、私が目指す協働のまちづくりを推進する上で、欠かせないものであると考えております。

ポピュリズムについては、様々な定義や解釈がありますが、大衆迎合主義とも捉えられるポピュリズムと住民自治とは、本質的に大きな違いがあるものと認識しております。

3点目の、日本では民主主義という多数派政治（多数決）ですが、民主主義の本質は参加と包摂です。地方自治からの意味合いについてであります。

地方自治の本旨である住民自治は、住民自らが政治の方針を決定し、決定手続に参加する直接民主制と、住民の代表者を住民自らが選び、これに政治や行政の権限を委託する間接民主制によって、地方公共団体の意思形成への参画が保障されております。こうした住民自治の下、それぞれの地域、社会が直面する問題を解決していくという地方自治制度の枠組みの中で、参加と包摂は調和しているものと認識しております。

4点目の、アンケートの回収率、結果についての町としての受け止め方、客観的基準についてであります。

町としての受け止め方は、1点目でお答えしたとおりであります。また、アンケート結果そののみをもって政策的判断をするような基準はございません。

5点目の、地区の役員が自主的にアンケートの主催を行うことへの見解についてであります。

地区の役員等が自主的になされるアンケート等への行為につきましては、町が主導している事業ではないため、町としては何かしらの判断や評価等を行う立場にありませんので、それらを見守っていただけと考えております。

6点目の、町はどのようにして住民要求を把握して政策に反映していますかについてであります。

町民の皆様の声を拾い上げ、町政に反映させるために、各担当課において様々な機会を通じて御意見等をお聞きしております。さらに、私が町民の皆様から直接町政に対する意見や要望などを聞く、町長と語る会やまちづくり提案箱を実施して、政策に反映させていただいております。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） それでは、1番から順次再質問をさせていただきます。

執行部が提案する事業を住民に説明していく過程で、情報の開示の量が問題です。判断の材料が多いほど、客観的な議論ができることで町への付度は排除されます。それをしないで、住民要求として採用していくのは、本質的に違和感があります。

行政と住民が対話を通して、課題解決に取り組むことは、協働のまちづくりに欠かせないも

のでありますが、検討委員会の議事録に、町がやっているんだから任せたほうが良いという記載がありました。町に任せたほうが良いという考え方は、本来の住民自治と言えますか。

○議長（平岡博君） 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えさせていただきます。

議員御指摘の委員会での発言につきましては、前後の文脈等もございますので、その確認が必要だということでございます。この場ではちょっと判断できないということでございます。

前段でのお話の、判断の材料となる情報量につきましては、検討委員会として客観的に判断をし、議論いただけるよう、事務局として必要でかつ十分な資料を準備するということが重要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 住民自治の定義ですね、その範囲。ここで言う、執行部のほうで言われる範囲をどういうふうに捉えているのか、お聞かせ願います。

例えば、実穀のコミュニティセンターという、6行政区を対象としてアンケートを……。検討委員が選出されて論議を行うわけですけども、前に柴原議員の質疑でもあったけども、やはりコミュニティセンターは、地域のセンターでもあるけども阿見町全体の財産でもあるわけなんですね。それで、検討委員会でも、当然6行政区だけではちょっと活用が十分できないとか、足りない。もっと阿見町全体に広げていかなくちやいけないということが言われていますけども、町全体で、例えば実穀のコミュニティセンターを例に取れば、それをやるにしても、6行政区だけじゃなくて、阿見に6つある、現在吉原も含めて公民館が、それが7つも必要なのかどうかというあれで取る必要性があったのではないですか。お伺いします。範囲ですね。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい。

今、実穀コミュニティセンターの議論にちょっと集中しているようなんですけども、そちらにつきましては、様々な過程の場で、議員の皆様、それから町民の皆様に御説明をさせていただいて、合意を形成させていただいて事業化しているというふうに考えております。当然、議会での予算での議決等も経て、十分に議会でも議論していただいているというふうな認識で、行政として執行しているというふうなことでございます。

もともと実穀コミュニティセンターの発案なんですけれども、この発案というのは、その地域の皆様が地域の交流施設が、やはりほかの公民館地区にはあるんですけども、実穀にはないということでございます。それは、実穀小学校というのが、1つのコミュニティの核となっ

ておりました。その学校が廃校になったということで、どうしてもそれに代わる、地域のコミュニティを崩壊させてはいけないというような地域住民の皆様の考えがあった上で、地域住民の皆様から御要望が出てきていると。

それを受けまして、町全体で議論させていただいております。これは庁議等でも議論しておりますし、それからその議論を経て、皆様にお諮りをして御審議をいただいて、十分な議論の上に執行させていただいているというふうな認識でございますので、ちょっとお答えになってないかもしれませんが、私の認識はそういうことでございます。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 今の佐藤部長のお話、よく分かります。地域の要求で、こういうことが発案されて、提案されて、検討委員会が設けられたんだけど、やはり全体の町の位置づけとして、これを論議した場合には、また違った、そんなに多く必要があるのかとか、そういうことでの論議が、維持管理費も含めて出てきて、違った方向性もあるのではないかなということを感じています。大概どこの地域でも要求はいっぱいあるんですね。だから、その要求だけを取り上げて、それが町の要求だというふうに捉えちゃうと、ちょっと矮小化しちゃうというふうに私は感じました。

ということで、2番目に入ります。

2番目の、参加と包摂は、任せて文句を垂れる作法として町がやっているんだから任せておけばいいという他力本願的な姿勢が見受けられる中、引き受けて考える作法は、町民自ら組織し議論を尽くし、町民が参加し管理する、自立型にすべきです。実穀小学校の検討委員会の議事録を見ても、町の姿勢に委ねる内容が見て取れます。これは、空気に縛られる作法だと思います。そうではなく、合意を尊重する作法に移行する必要があります。

そこで質問いたします。地域社会が直面する問題解決を住民自身が判断し、決定していく過程では、責任が発生します。それは、みんなの意見を尊重し合理的に運営していくことが大切と考えますが、私は、阿見町では住民自治がそこまでまだ成熟していないと思いますが、町としてはどのように捉えていますか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

住民自治におきましては、二元代表制でございます町長と議会が、町民の声を取り入れながら自治体運営を行いまして、その決定に対する責任を負うという仕組みが、地方自治制度の住民自治であるというふうに認識してございます。

また、住民参画を促進する取組としましては、当町では、町長の政策公約でもございます町民討議会、それから地域づくり会議を開催してございます。これまで行政に関わる機会がなか

った方にも御参加をしていただきまして、討議を経験して、その議論の場に慣れていただくというようなことで、そうした方々が機会を見つけて各委員会等の委員になっていただき、積極的に発言していただき、活躍していただくということを町としては期待しているところでございます。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） これは検討委員の選出とかね、選出された委員の発言なんかも見ていると、声がどうしても大きい委員の方が発言されると、ほかの方が発言をしづらくなるというか、できなくなって、そっちの方向に論議が行くようなことが、私も傍聴していて感じられます。そういうことは検討委員会で感じられますか。検討委員会を運営していく上で。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい。

今、議員おっしゃるような面も多少あるのかなというふうには認識しているところでございますけれども、そういった方々に、議論に慣れていただくというようなことで町民討議会というものも開催しているというようなことでございます。まさしくその小さな声を拾い上げる、それから、いろんな場面で……。これ抽出された皆様でございますので、無作為抽出された皆様に町民討議会に参加していただき議論していただくと、そういう機会を通して、そういった問題の解消を図っていくということが町民討議会の趣旨でもありますので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） それでは3番に移って、アンケート結果、それのみをもって政治的判断するような基準はないと、先ほどの町長の答弁で、そういう趣旨のことを言われました。

そのことですが、第二小学校存続を求める署名、84%の数字は、民意として町の受け止め方は非常に積極的でした。そこで、アンケートや署名については、賛成・反対の両方の人がおり、基準のない中で難しい判断となりますが、最終的な判断は誰がするのでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） 町長答弁でもお答えしてございますけれども、町民発意のアンケートの結果というのは、貴重な御意見として、そうした地域課題があるということを認識した上で、必要に応じまして、有識者の皆様や町民の皆様で構成する検討委員会等を組織して、客観的な議論を踏まえて、必要に応じて、町的意思決定機関であります庁議等で議論を尽くして決定しているというようなところでございます。

また、住民要望、住民の皆様の要望に対応が困難な場合でありましても、その理由を丁寧に

御説明をしまして理解を得ていくということが、町民への説明責任を果たしていく上でも大変重要なことであるというふうに認識してございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 今、最後のところで、住民要求が、住民からの要求があっても、財政的な裏づけや、情勢的に現在無理なものは、十分それは、今こういう理由でできないんですよと、説得するということが必要だということが言われましたので、ぜひ、これからそういう形で、その旨を住民にも情報を、できるだけ執行部が持っているやつを出して、そういうことをやっていただきたいというふうに思います。

それでは、4番目に入ります。

あ、ごめんなさい。今まで私が言ってきた幾つかの事業の中で、これらの事業で、総合計画に位置づけのないものというのがありますか。道の駅から幾つか言いましたよね。その中で、総合計画に位置づけがされていないものというのはあるんですか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えをさせていただきます。

基本的に町の事業でございますけれども、これは全て総合計画に何らかの形で位置づけされている。その総合計画というのは、もともと町民の皆様の御意見を基にして、その総合計画がつくられているということでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 変更については、総合計画との兼ね合いというのはどういう兼ね合いをするんですか。今まで総合計画にあったけども、変更されるということは、それが住民要求として出てきたから変更するということなんでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えさせていただきます。

総合計画の仕組みでございますけれども、総合計画はまず10年間の基本構想というのがございまして、前期計画5年間、それから後期計画5年間ということでございます。その下位計画といいますか、これは総合計画の一部なんですけれども、3か年実施計画というものが、これは総合計画の一部でございます。変更等がありましたらば、その3か年実施計画のほうで整理をさせていただいて、議会の皆様に御説明をさせていただいて、予算として成立した上で議決をいただいて執行するというような仕組みでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 分かりました。

それでは4番目なんですけど、アンケートに関しては、家族に関する法制度の世論調査の中で、選択的夫婦別姓制度に関する質問内容が、現在問題になっています。別姓を好ましくないとする方向に誘導される質問が適切ではないと指摘されています。確かに、主催者の意図に沿った質問によって、回答率が変わるのも事実でございます。質問のつくり方によっては、回答者数や回答率などの結果が大きく変わったことが過去にもありました。

そこで、住民の意見や態度を客観的かつ数量的に把握するためにも、住民が主体となって取ったアンケートのほかに、町が主体となって設問を作成したアンケートを取るべきだと考えますが、同様のアンケートや署名が提出された際、町がアンケートを取る考えはあるのでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

町が実施しますアンケート調査でございますけれども、計画の策定等に当たりまして、地域社会の民意を客観的かつ数量的に把握する必要がある場合に実施するというようなものでございます。したがって、住民発議のアンケート結果を単に再認識することを目的としたアンケート調査というのは、通常ないというふうに思っております。仮にその住民主体のアンケート結果が、町の考えと違う方向性がある場合、政策的な意図が正しく伝わっていないというようなことが要因として考えられますので、その場合には説明会等を実施しまして、対象者の皆様にきちんと説明をして、御理解をいただくということが重要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 実は、私は第二小学校のときの検討委員会はずぶさに傍聴させていただいて、論議の内容を聞いているわけなんですけども、区長が中心になって取ったアンケート結果、84%何がしかというのを、やはり検討委員の中からも、本当に公平な立場で、町のほうでアンケートをもう一度取って、住民の意思を確認してくれという意見があったんですけども、そのことがなされなかったんですね、町のほうとして。そのとき、その理由は何ですか。

○議長（平岡博君） これ……。飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 質問の趣旨が分からないということなんですけども、そういう……。いいですか。

○議長（平岡博君） どうぞ。

○8番（飯野良治君） まず、そういう町が取るアンケートは、公平性を検討委員なんかも求

めているわけで、先ほど言ったように住民からのアンケート結果は、それはそれであるんですけども、また町が取った場合に、結果がね、違った結果も出てくる可能性があるということで、そういう要求がされたんですね。それが、なされなかったというのはちょっと残念なんですけれども、そういう話は聞いていますか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

今、答弁で、先ほど来ちょっと御説明をさせていただいておりますけれども、もともとの…。第二小のお話だとは思いますが、第二小の話につきましては、地域の住民の方々が学校を存続してほしいという強い要望、84%の要望があったということで、その要望を受けまして、町としてもそれを受け止めまして、その地域84%、大変大きな要望でございますので、それを受け止めて地域の皆様にお返しするといえますか、さらにそこで検討委員会を組織しまして、皆様の御意見を伺って、これは検討委員会の組織の内容ですけれども……。

私、ちょっとすいません、所管でないもので、どういうふうに委員の皆様方が御議論されたかというのは、ちょっと正確には把握してないんですが、そこで再度、町としては、その地域の皆様であったり、広い町民の皆様の御意見を再度固めていただくために検討委員会を組織させていただいて、そこで出た結論を町として受け止めまして、それで政策決定に反映しているというようなことでございますので、ちょっと私、所管じゃないもので詳しくは分からないんですが、そういう過程を経ているというふうなことで認識してございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 先ほど、アンケート結果、そのみをもって政策的判断をするような基準はないと言っていますが、そのみというのはどういう要素が加わってくるんですか。そのアンケート結果のほかに。判断をする上で、どういう材料が、要素があるんですか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） アンケートが1つ大きな判断材料といえますか、最初の議論のきっかけになっていくのではないかと思います。その後、様々な町民の皆様の考え方がございますでしょうから、そういったものにつきましては、いろんな形で吸い上げて、さらに町としての議論の政策決定の中で活かしていくというようなことになると思うんですが、具体的に事案によってやり方が変わってくる場合もございますので、詳細につきましては、仮定の、今お話しされているようなんですけれども、その場面場面でいろんな判断材料が出てくるのではないかとこのように思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） それでは、5番目なんですけども、物事を進めるに当たっては、必ず仕掛け人がいます。地域の役員、各団体の代表などが挙げられますが、町との関係においては、判断や評価などを行う立場にないという姿勢ですが、現実的には、検討委員会を立ち上げる段階から、見守りから積極的関与に変化していませんか。

○議長（平岡博君） 町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

町側の積極的関与についてということでございますけども、町は中立的立場を取ることが必須であると思います。そのため、町が積極的に関与するということは、例えば方向づけをしてしまうとか、誘導するようなこと、そういうことはあってはならないことでありますし、また、そういうことは行ってないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 検討委員も含めてですけど、町民の情報量と、やはりそれを進める行政側ではもう格段に情報量が違うんですね。検討委員会なんかも、委員長がいて、もちろんそのテーマに沿って進めていくんですけども、この点はどうですかというふうに、町のほうに聞いたときに、町が当然、町はこういう方針でこの問題を進めようとしていますという発言をするんです。そうした場合には、ほとんど、町はそうなんだと、ちょっと反対しても町はやる気であるんだなというふうな認識に取られる可能性もあると思うんですけど、その点ではどうですか。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい。

例えば地域住民が取るアンケートとか地区検討委員会、そういうものにつきましては町は関与しておりませんが、例えば質問で、町は今どういう方向に進んでいますかと聞かれたような場合には、こういう形で進んでいますと、そういうふうなお答えをすることはございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 分かりました。

それでは6番目。今後、住民からアンケート調査や署名などの行動を経て要求があったときには、客観的かつ数量的に把握するために、統計学的手法によって町民の意識を確認した上で、現在進めている政策に照らし、町から住民に対して情報提供、説明等を十分に行いながら、検討委員会での質疑を経て方針を見いだしていただきたいと思いますが、その見解を伺います。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

先ほど来、答弁をさせていただいておりますけれども、町民の皆様からのお寄せいただいた御意見、それから御要望につきましては、協働のまちづくりを推進するために欠かせない、欠かすことができないものであるというふうなことで認識してございます。

住民、町民発議のアンケート結果につきましては、貴重な御意見として、そうした地域の課題があるというようなことを認識した上で、必要に応じまして、有識者や町民の皆様等で構成する検討委員会を組織して、客観的な議論の結果を踏まえて、必要に応じ庁議等で議論を尽くす。そして政策を決定していくというようなことでございます。その上で議会に御説明をさせていただきまして、議員の皆様にも慎重な審議をいただいて、議決等の手続を経て、重要な政策が実施されるというようなことでございます。まさに飯野議員がおっしゃるとおりの過程で、行政は進めているというようなことで認識しております。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 今回の質問は、個別の案件ではなくて、全体的な町の政策決定に関する方針のことについて伺ったわけですが、これは引き続いて、これから一般質問があるときには、次回にまた、この質問をちょっと掘り下げて質問をしたいということで、1点目の質問を終わりたいと思います。

それでは、2点目の質問に入ります。

正午のチャイムの導入についてを伺います。

午後5時のチャイムは、多くの町民から受け入れられて、定着をしてくれています。歴史的にも時を知らせる手段として用いられてきました。外で働く多くの人たちから、お昼のチャイムがあるといいねという声を聞いています。導入に当たっての現状と課題を伺います。

1つ、近隣市町村で正午のチャイムを採用しているのはありますか。

2つ、導入までの手続の経緯を伺います。

3つ、防災無線が騒音と捉えられた事例はありますか。

よろしく申し上げます。

○議長（平岡博君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 正午のチャイムの導入についての質問にお答えいたします。

1点目の、近隣市町村で正午のチャイムを採用しているのはありますか、についてであります。

防災行政無線を利用して、近隣市町村では、牛久市、稲敷市、つくばみらい市、河内町が正

午のチャイムを放送しております。なお、土浦市、美浦村、つくば市、龍ヶ崎市は、当町と同様に、午後5時の放送のみとなっております。

2点目の、導入までの手続の経緯についてであります。

当町では、平成27年度に防災行政無線を導入した当初から、屋外スピーカーの動作確認並びに子供たちに帰宅を促すことを目的として、阿見町男女共同参画推進歌である「やさしい町で」という曲を毎日、午後5時に放送しております。

新たに放送を導入するには、放送の内容や目的に応じて、対象者やニーズを把握し、広報あみ、あみメール等を通じて町民の皆様に周知することとなります。

3点目の、防災無線が騒音と捉えられた事例についてであります。

防災行政無線は、定位置から一定の音量で放送を流す仕組みであります。そのため、放送の頻度が多い場合、屋外スピーカーの近くにお住まいの方、夜勤を終えてお休みになられている方、あるいは夜間の放送に対しては、放送の音が大きい、放送しないでほしいといった苦情や相談が寄せられることがあります。

地域的には、人口密度が高く、屋外スピーカーの設置間隔が狭い市街地からの御意見が多い傾向にあります。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 今の町長の答弁で、正午のチャイムを採用している牛久市、稲敷市、つくばみらい市、河内町がありますが、導入に関しての経緯、効果、費用、苦情等について、各市町村に確認はされましたか。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

正午のチャイムを採用している4つの市町村に確認しましたところ、導入の経緯については、多くが防災行政無線の導入当初から、あるいは市町村の合併以前から長年実施しているということでした。

効果については、やはり長年実施しておりますので、流れるのがもう当然として住民の方に浸透しているようでございます。また、費用についても無線の経常経費の範囲内、苦情等についてはほとんどないとのことでした。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 私も、電話なんですけども、各担当課にお電話をして、導入の経緯、効果、費用、苦情等について伺ってみました。

先ほど言われたように、導入のきっかけは、もう当初から、防災無線が導入されたときから採用しているというふうなお話でしたけども、やはり阿見も点検を兼ねていると、防災無線のね。ということが、このチャイムを使って、チャイムを流すことで、防災無線が確実に流れているかどうかの点検も兼ねているというのが共通したことでした。

苦情はほとんどないと。逆に、いろんなお知らせの点で、そのことで苦情は発生しているのがあるというのがありました。唯一、牛久市なんかは、住民の要求、特に農家の要望があって導入したというのもありました。あと、範囲が広い稲敷市なんかも、やはり外で働く人から、お昼が分かったほうがいいねということで、市のほうに要望があったということをおっしゃいます。

こういったことで、流すことで見えてくるメリット、デメリットというのは、阿見町ではどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

メリット、デメリットの件ですけども、まずメリットとしましては、正午のチャイムを合図としている方にとっては、非常に有効であるということ。そしてまた、先ほどお話ありましたとおり屋外スピーカーの正常動作を確認できるということになります。

反対にデメリットとしましては、チャイムを必要としない方、例えば職場にチャイムがあるとか、時間で行動するお勤めの方などについては、有効ではないというようなこと。あるいは、騒音とを感じる方にとっては、苦情までとはいかないですけども、負荷に感じているのではないかと、そういうことが推察されます。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） チャイムの目的が点検と。防災無線のね。これは結構大きな役割を果たしていることは、4市町村の回答でも示されています。まだ阿見は、農業が盛んな町ですし、建設業で外で作業する人たちから見れば、お昼のチャイムでお昼を知ることが非常に大切だというふうにも感じます。こういった人たちの把握、ニーズですね、どのようにして町のほうはするのでしょうか。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

ニーズの把握の件についてなんですけども、そうですね、ニーズの把握につきましては、まず基本的な事項の整理といたしまして、どのような方が必要としているのか、目的は何なのか、その必要性の高さはどの程度なのか。また、放送エリアの範囲、防災無線は放送エリア分けて

放送することもできますので、その範囲はどこにしたらいいのか。さらに、うるさい等の苦情が発生しないのかなどを把握する必要があると思います。

ニーズの把握ですが、例えば農業関係者にとって必要と考えるのであれば、農業委員会の総会、毎月行っておりますので、そこで御意向をお伺いするとか、認定農業者の会議等もございまして、そこで御意見をお伺いするとか、そういうことも考えられると思います。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ニーズを把握する方法はいろいろあるんでしょうけども、把握した場合に、町は導入の考えはあるんでしょうか。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

ニーズを把握して、やはり先ほど申し上げたとおり、どのような方が必要としているのかとか目的とか必要性の高さ、そういうものが総合的に高いと判断できれば、防災無線で正午のチャイムを流すこともやぶさかではございませんので、前向きに検討したいと思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ありがとうございます。住民要求が、先ほどの1点目の論議でも、住民自治の基本的原則であるならば、ニーズを調査していただき、千葉町長の時代に正午のチャイムの導入に実現をしていただけるよう強く要望して、私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（平岡博君） これで、8番飯野良治君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時とします。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（平岡博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番樋口達哉君の一般質問を行います。

6番樋口達哉君の質問を許します。登壇願います。

〔6番樋口達哉君登壇〕

○6番（樋口達哉君） 昨日来の雨も上がり、今朝はからっとはしていませんが、雨がやんでおりました。この時期の長雨を秋雨、秋霖というふうに言うそうですが、そのせいか議場の中も少しじめっとしているなと感じております。

皆さん、今年の梅雨、これは6月下旬に梅雨明け宣言がありましたが、何と気象庁が過去にない大幅見直しをして、梅雨明けは1か月後の7月23日頃に修正されました。しかし、6月から暑かったことには変わりがなく、阿見町民の皆さんは、2年来のコロナ禍と熱中症禍の二重苦に瀕しまして、運動不足に起因する健康の減退やストレスの増加、モチベーション低下を強いられてまいりました。

当町も、運動を通じた健康維持増進を推進しておりますが、コロナ禍だけでなく、環境有事とも言える猛暑、酷暑、激暑が重複し、その対策を抜本的に改善する必要に迫られたのではないのでしょうか。

そこで、コロナ禍及び熱中症警戒アラート下における、町民の運動不足解消を通じた健康増進について伺います。

1、令和3年3月、私の一般質問で、阿見町民体育館の使用時間の延長について質問した際、町民のコロナ禍による運動不足の解消や健康増進のための利用時間の延長について、前向きに検討してまいりますとの答弁をいただきましたが、現在どのような状況にあるのか。

2、本状況下——これはコロナ禍であるとか熱中症禍、町民体育館への冷暖房設備の導入が喫緊の課題であると考えますが、町としての対策は。

以上、2点について伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） コロナ禍及び熱中症警戒アラート下における町民の運動不足解消を通じた健康増進についての御質問にお答えいたします。

1点目の、町民体育館の使用時間延長についてであります。

令和3年3月議会以降の状況となりますが、当時の一般質問においてお答えしたとおり、町民体育館の夜間管理や施錠などについては、業者に管理業務を委託しております。使用時間を22時まで延長する場合、委託時間も併せて延長が必要となりますが、その部分について調整がついていないため、現在21時までの利用となっております。使用時間の延長については、引き続き調整してまいります。

2点目の、町民体育館への冷暖房設備の導入についてであります。

町民体育館への冷暖房設備については、管理室、救護室、ミーティングルームにエアコンを既に導入しておりますが、利用者の方が活動されるフロア部分には、扇風機の設置のみにとどまっております。今年度、8月27日時点で熱中症警戒アラートが、茨城県を対象に計14回発表されており、利用者が安全に運動を行う上で、フロア部分への冷暖房設備の導入は必要である

と考えております。

現在の熱中症対策としては、熱中症アラームの設置、体育館の扉や窓の開放、扇風機の使用、エアコンが設置されている管理室や救護室の利用を利用者の方に呼びかけているところです。今後の冷暖房設備の導入における検討状況や課題については、難波議員の一般質問でお答えしたとおり、多額の費用を要する事業となることから、今後調査・検討してまいります。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 樋口達哉君。

○6番（樋口達哉君） 再質問させていただきます。

まず、コロナ禍、熱中症禍、町民の皆さんの、特に運動愛好家の皆さんの運動時間の確保という観点から、1点質問させていただきますが、社会人となった方々が運動をしようとするすと、大体17時15分頃仕事が終了いたしまして、その後、帰宅。食事をして、それから準備をして体育館に参ります。そうすると大体19時から2時間、町民体育館を借りるということになろうかと思えます。

その際、やはり19時に鍵を開けて交代しますが、その後、やはり準備をして、バレーボールとかバドミントンとか、いろんな準備がありますが、それで準備運動をしてミーティングをして始めると、大体30分ぐらいたってしまうというのが現状であります。また、21時に終了して体育館の鍵を返すというような状況になると、これは大体、やはり30分前ですから20時30分頃運動を終わって、練習を、運動を止めてしまうということで、実質1時間ぐらしか運動ができません。

そういった運動愛好家の皆さんから、あと1時間何とかならないかというような意見が多く出ておりますが、そういった実情は御存じでしょうか。

○議長（平岡博君） 教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

住民の利用されている方々から要望等はお伺いしてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 樋口達哉君。

○6番（樋口達哉君） 町民体育館の管理業務についてお伺いいたします。

委託業者はどちらでしょうか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

管理業務については、シルバー人材センターのほうに委託してございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 樋口達哉君。

○6番（樋口達哉君） 御答弁中、使用時間が延長できない理由として、町民体育館の使用時間を22時まで1時間延長する場合には、委託時間も併せて延長が必要となりますが、その部分について調整がついていないということですが、委託業者が対応できないということでしょうか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

町民体育館の利用時間を22時まで延長した場合には、シルバー人材センターの管理業務ですが、こちら当然、施設の施錠確認や機械整備、警備等、こちらのセットがありますので、シルバー人材センターの職員が退庁するのが22時15分から30分ぐらいになろうかと想定されます。勤務が22時を超えてしまうと深夜勤務となってしまいますので、当然その辺についてシルバー人材センターのほうに確認しましたところ、勤務時間の延長などについては不可能ではないが、これに実際に対応できるかどうかはちょっと検討が必要ということでした。

以上です。

○議長（平岡博君） 樋口達哉君。

○6番（樋口達哉君） 延長時間分の予算が確保できないというようなことはありますか。特に人件費等は年間幾ら必要なのか伺います。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

令和4年度の状況から考えますと、シルバー人材センターの夜間勤務1時間当たりの人件費単価が1,045円でございます。年間の町民体育館の開放日数ですが、年末年始等の休日、休館日を除きますと、約290日程度となります。当然、使用時間を1時間延長するとなると、単純計算でも1,045円の290日ということですので、約30万円ほどの増額が必要になろうかとは思いますが。

予算については、時間延長の課題の整理等めどが立った段階で要求していくという形になるため、まだ現在のところ確保ができていないわけではございません。

以上です。

○議長（平岡博君） 樋口達哉君。

○6番（樋口達哉君） 開館時間を1時間延ばすと年間約30万円の予算増額になるということですが、利用者からも利用料を回収していると思います。2時間1,370円ぐらいというふうに聞いておりますが、1時間ですと685円。年間290日程度ということでしたので、そうしますと19万8,650円、約20万円の利用料が頂けると。となりますと、諸経費30万円から20万円引くと、

実質経費は10万円ぐらいというふうになるかと思えます。また、これ290日で10万円を割ると345円。1回、1日345円を町と使用者で折半して、100円ちょっとの値上げぐらいで何とか対応できるのではないかということで、予算の関係についてはクリアできるんじゃないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

町民体育館の年間開放日数から利用人数、想定した290日、全日数予約が入るとは限りませんので、そうしたことを考慮した上でも使用料金等を考えなければいけないと考えますので、それにはまだ検討は必要かと思えます。

以上です。

○議長（平岡博君） 樋口達哉君。

○6番（樋口達哉君） 調整がつかないことに関して、ほかに理由があればお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） お答えいたします。

その他の課題といたしましては、現在使用時間を延長した場合の体育館での活動の音や照明の光、これが22時まで引き続き発生することになりますが、近隣住民への説明を行う必要があることや、体育館自体の貸出しのこま数が2時間単位となっているため、貸出し時間或使用料金等の変更が必要になってくるかと思えます。

以上です。

○議長（平岡博君） 樋口達哉君。

○6番（樋口達哉君） やはりそういった環境上の問題とかも出てこようかと私も思いますし、実際、体育館の奥側の窓から出る明かりなどは民家のほうに漏れてしまいますし、交代の際、また帰る際に、ちょっと気分が高揚して少し大きめの声で話をしてしまう。また、車、早く帰宅したいがために、少し吹かして帰ってしまうというような騒音等の、また環境問題も発生してくるのは気をつけなきゃいけないなと私も思っております。

今までの管理業者との調整がつかない理由を多々お伺いしまして、ごもつともというような理由だというふうに感じておりますが、やはり今までの状況と違う温暖化であるとか、2年を過ぎたコロナ禍であるとか、それから今年から顕著に目立ってきました、この熱中症禍ですか、こういったものは、もう既にこれまでの状況とはかなり違った状況を呈してきていまして、また温暖化等の状況を見ると、今後これがしばらく続くだろうというふうに予想されますが、やはりここはひとつ考えどころで、業者さん、これシルバー人材センター、阿見町の貴重な雇用先であり、しっかりその雇用の場を確保していくのは大変大事なことは思っておりますが、

この調整を何とか一步先に進めて、今までの1時間、何とか延長できないかと私は考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

使用時間の延長につきまして、議員のほうからも御要望がございましたけども、これから委託業者のシルバー人材センターと協議の上……。ちょっと高齢者の方を22時以降まで働かせるということは、ちょっとどうなのかなとは考えるところもありますので、時間については、開放時間は何時にするか、これからちょっと詳細は検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 樋口達哉君。

○6番（樋口達哉君） 私も高齢者の方に深夜遅くまで働いていただくのは反対ですし、皆様の意見に同感しておりますが、今後の厳しいコロナ禍、熱中症禍を乗り切るためには、夜間の間だけでも民間業者などを検討する必要性を感じますが、いかがでしょうか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

その点も踏まえまして、今後業者等も検討していきたいとは考えてございますので、よろしくお願いします。

○議長（平岡博君） 樋口達哉君。

○6番（樋口達哉君） 1問目を終了いたします。

失礼いたしました。2点目の……。

○議長（平岡博君） はい、続けてください。

○6番（樋口達哉君） 2点目の再質問をさせていただきます。

今年クローズアップされてきました熱中症警戒アラートということについてお伺いをいたします。

熱中症警戒アラート。アラートというと、J-ALERTとか、危機に瀕した命に関わるような警報、こういったイメージを持ちますが、最近取り沙汰されております熱中症警戒アラートの発令要件、それから発令元、効力についてお伺いをいたします。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

熱中症警戒アラートの発令要件は、暑さ指数というものが用いられておりまして、こちら、暑さ指数の値が33以上と予測された場合、主に都道府県単位で熱中症警戒アラートが発令されるものでございます。

発令元は環境省・気象庁となり、発令された場合、報道機関や民間事業者、自治体等を通じて、住民へ熱中症警戒アラートが発令されたことが伝達されます。

熱中症警戒アラートの効力といたしましては、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動を取っていただくように促すこととなります。発令による体育館の開放中止等の措置を取っているわけではないために、直接的な効力を発するわけではございませんが、注意喚起は行われるものと考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 樋口達哉君。

○6番（樋口達哉君） 熱中症警戒アラートについては、町内では防災無線であるとか、あみメール等では、発令、情報提供しているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい。

こちらにつきましては、防災無線等を利用して警戒がされているところだと思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 樋口達哉君。

○6番（樋口達哉君） 熱中症警戒アラートは令和2年以降まだ検証段階にあるということで、また、そういったところでは様子を見てみると、どのようなふう運用したらいいかというのは検証中という認識を持っております。

そういったことで、まだ確立はされていないと思いますが、先ほど紹介があった暑さ指数に換算すると33以上ということでした。あまりなじみがない暑さ指数ですので、ちょっと確認してみました。これ、21から31以上ぐらいに分かれていて、21未満はほぼ安全。21から25が注意、これは積極的に水分補給をする。25から28が警戒、積極的に休息。28から31が嚴重警戒、激しい運動は中止。そして31以上は危険、運動は原則中止。この上の33ですので、かなり危険なレベルにあるというのを最近知りました。

ですから、検証中ではございますが、また来年以降こういった熱中症アラートの取扱いをどうするかというのも今後の課題となってくると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

今回、熱中症警戒アラート、こちらの課題等は整理しながら、また今後に対応していきたいとは考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 樋口達哉君。

○6番（樋口達哉君） この警報も含めて、暑さ指数——WBGT、舌かみそうですが、については、体育館の使用者の方にはどのような周知をしておりましたか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい。

こちら体育館の使用者につきましては、使用料の支払いや鍵の受渡し等、こちらの利用開始前に生涯学習課のほうの窓口を訪れますので、このときに熱中症警戒アラートが発令されている場合には、窓口にてその表示を行い、職員により注意喚起を行っているところでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 樋口達哉君。

○6番（樋口達哉君） 熱中症警戒アラートについては、まだ検証中ですが、しっかりと対応されているというのを私も体育館を使用している中で確認をしておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

また、熱中症警戒アラートが発令された場合、もしも体育館内を冷房できたならば、これは運動できるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

熱中症アラート発表時、こちらの熱中症予防行動の例では、エアコン等が設置されていない屋外等での運動は原則中止、または延期するというのが一例が挙げられてございます。この例を想定した場合には、熱中症警戒アラート発令時におきましても、体育館内のフロア等エアコン等で冷却できる場合は、運動が可能ではないかと考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 樋口達哉君。

○6番（樋口達哉君） 体育館の冷房ということに関して、昨日、難波議員の質問にもございましたが、重複するところは、そういった回答で結構です。

エアコンの導入に関する阿見町の計画があればお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

フロア部分のエアコン導入につきましては、先日の難波議員の一般質問でもお答えしましたが、設備の導入だけでなく、その他の改修工事等も含まれて想定されてございます。現在、長寿命化工事なりの大規模改修工事で、この町民体育館につきましては、雨漏りの改修工事も実施する必要がありますので、そちらとの工事費の兼ね合い等もありますので、検討中ということでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 樋口達哉君。

○6番（樋口達哉君） 検討中ということでしたが、具体的にはどんなシステムを導入するのか、どういうふうなシステムを導入する検討中なのかお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

現在想定する設備としましては、体育館の壁面に設置したパネル内で冷温水を流し、その輻射熱により体育館を冷暖する輻射式の冷暖房を考えてございます。このような設備を検討している理由としましては、バドミントンや卓球などのスポーツで風の影響を大きく受けるスポーツ、こちらが利用団体が多いということもありまして、通常の送風型ではない設備のほうがよいと判断したものでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 樋口達哉君。

○6番（樋口達哉君） 輻射式という、今具体的な例が挙がりましたが、ちょっと調べただけでも6億円前後すると。体育館の修復も合わせると、もうそれ以上になってしまうという値段が大変心配でございます。設備のリース契約などは考えておられますか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

現時点で検討している内容は、冷暖房設備の設置とそれに伴い想定される断熱やキュービクルなどの改修を含んだ工事を想定していますので、現在のところは、リース契約まではちょっと検討はしてございません。冷暖房の導入については、多額の費用を要するものでありますので、今後リース契約等の検討も視野に入れながら考えていきたいと考えています。

以上です。

○議長（平岡博君） 樋口達哉君。

○6番（樋口達哉君） やはり体育館等の広い空間を冷房するには、そのシステムの導入経費やランニングコストが非常に課題になってくると思います。分かる範囲で調べて、一番安かったのは移動式エアコンというのがあり、既に今度、小中学校の体育館でも一部使われるというふうに伺っておりますが、これについては検討されていますか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

町民体育館につきましては、フロア部分に通常の扇風機や大型扇風機、こちらのほうを設置しているため、現在のところは移動式エアコンの導入は検討してございません。ただ、冷暖房

設備の改修工事等が困難である場合とか、導入までに期間がかかる場合、これにつきましては、応急的な熱中症対策として導入を検討する必要があるのかなとは考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 樋口達哉君。

○6番（樋口達哉君） 肝腎の資金調達に当たり、クラウドファンディングやふるさと納税、体育館を目的としたふるさと納税、こういったものは資金源として検討されておりますでしょうか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

現在は、冷暖房設備導入について、事業を実施するかどうか内容の検討を行っている段階でありまして、財源についてはまだ検討中となります。そのため、このクラウドファンディングやふるさと納税などの対象として検討することも、まだ具体的な内容までは議題に上がってございません。

以上です。

○議長（平岡博君） 樋口達哉君。

○6番（樋口達哉君） この冷暖房設備をいろいろ見ているうちに、下妻市が市立総合体育館で、スポットバズーカという、今申し上げた輻射式と移動式の間ぐらいの、資金には比較的安く工事ができるシステムをちょっと見つけました。下妻市の市立総合体育館に導入されたスポットバズーカについて承知されていますか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

議員御指摘のスポットバズーカについては、下妻市で導入したことは承知してございます。こちらですが、下妻市の総合体育館に入っているわけですが、こちらにつきまして、町民体育館の冷房導入は、先ほども申しましたように検討中ではございますが、あくまでも今現在は輻射式を考えており、その準備段階として導入できるかどうか検討の段階なので、並行して検討している最中でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 樋口達哉君。

○6番（樋口達哉君） 下妻市にいろいろ聞き取りをしているところで、阿見町の者ですというところで申し述べたところ、阿見町なら千葉町長さんが見に来ましたよという、ちょっと情報がありました。

千葉町長、既に下妻市のスポットバズーカを視察されたということですが、何か御感想があ

ったらお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） はい、お答えします。

先月ですか、下妻市に視察に行ってきました。まず、ここ夏場で様々な行事に御招待いただいて、町民体育館を使う機会がございまして、シルバークラブの各種イベント、それから小中学校の運動を含めて、それから、先日はドローンの講習、こういった形で、町民体育館がもう本当に使われているんだという中で、お邪魔したところ、もう本当にうだるような暑さで、熱中症アラート、あれも何回も鳴っているような状況で、これは本当に冷房が必要だなというふうに思いました。

前から、どこか1つぐらいは、避難所も、各小中学校の体育館が指定されていますので、まずはどこかに導入して波及していくような形でということで、この熱中症も含めて、避難所についても冷暖房ということで必要だなというのは認識しておりました。

その中で、この近隣の市長さんから今度導入するんだというような話を聞いて、体育館1つで3,000万円ぐらいでできるというようなことで、そんなのあんのという話を、後で視察したいというような話をしたら、それが下妻市から聞いた話だというふうだったものですから、下妻市は、市長は私、同級生なもんで、話をしたらすぐに手配をしてくれて。やっぱりどのぐらい冷えるのかというのを確認しなくちゃいけないということと、その風ですよ、問題は。風で、送風で冷やすということなので、その辺のところということで伺いました。

町民体育館より1.5倍ぐらいはきっとあると思うんですけども、そんな中で、そのスポットバズーカというのは12基つけてありまして、全体的に幾らだっっていって8,600万円ということでありまして、この辺だったらいけそうだなということで思いました。町民体育館とどのぐらいの容積が違うのかは、まだ調べていませんけれども、その辺のところをもう1回確認をしてですね。

先ほど言ったバドミントン、それから卓球、この辺が心配でありましたけれども、送風なんで、やはり影響は受けるというようなことでした。それでも、急激に冷えるものですから、大会が始まれば消すと。休憩時間にまた冷やすというようなことで対処していますというようなことでありました。

また、全部が全部、市の持ち出しではなくて、借りるところにカード形式の料金の前払いで、カード式でというようなことで、使用料も頂いているというようなことでもありますので、市の負担、町の負担というのも少し軽くなるのかなというふうに思いました。

その話をちょっと担当課で前も話しましたがけれども、うちではちょっと違う方式を考えているというようなことで、多額な費用、それから同時に、先ほど言った雨漏りとか断熱の話が

あったものですから、一体的に、もう少し総合的に考えなくちゃいけないのかなというふうに思っています。できることならば早期に導入をしたいなという思いはありますけれども、阿見町の体育館の構造的なこともありますので、その辺のところを検討していきたいということで考えています。

以上です。

○議長（平岡博君） 樋口達哉君。

○6番（樋口達哉君） 体育館等への冷暖房の導入は、町民の悲願ともなっておりますが、導入コスト、ランニングコスト、それから設置期間の使用不能時期、こういったものを考えますと、いろんな課題がございますが、今のお話等を聞いて、また導入に向けて一歩前進したというような確信を持っておりますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

町民体育館の冷暖房の導入につきましては、多額の費用がかかるということは、先ほどから答弁しているとおりでございますが、担当課としましても、財源や、より安価な効果的な導入方法、こちらを検討しながら、早期に冷暖房設備は導入していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 樋口達哉君。

○6番（樋口達哉君） 以上をもって、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで、6番樋口達哉君の質問を終わります。

次に、4番石引大介君の一般質問を行います。

4番石引大介君の質問を許します。登壇願います。

〔4番石引大介君登壇〕

○4番（石引大介君） 皆様、お疲れさまです。飯野議員、樋口議員よりバトンをつないでいただきまして、微妙な時間ではございますが、一般質問をさせていただきます。石引大介です。よろしくお願いたします。

早速ではございますが、通告に従い質問させていただきます。

今回は、阿見町消防団の今後の在り方についてであります。

多くのメディアでも報道された、星の里工業団地内において、物流倉庫の大規模火災が6月30日に発生したのは記憶に新しいと思います。延べ6日間延焼し続け、鎮圧、鎮火した今も、その焼け焦げた後はひどいものでございます。改めて被害に遭われた関係者の皆様、企業の皆様へお見舞い申し上げます。また、消火活動へ御尽力いただきました稲敷広域消防の皆様、近

隣の消防署様、阿見町消防団の皆様へ、心より感謝申し上げます。

さて、今回の大規模火災では、阿見町消防団は、連日連夜、昼夜を問わず出動し、火災活動の後方支援や交通誘導など、厳しい炎天下の中で活動しておりました。

阿見町では、消防団員の定数見直しや処遇改善、活動服の迅速な新旧入替えなど、今までも消防団のために改善に取り組まれてきていただいたことと存じております。しかし、今回起きた大規模火災で、新たな改善の必要性なども見えたのではないのでしょうか。

社会において、少子高齢化、人口減少が続く中で、消防団の在り方を早期に検討し、改善していくことは、当町においても非常に重要な課題であると考えます。

そこで、以下の質問をいたします。

- 1、大規模火災時の消防団の活動内容はどのようなものがあったか。
- 2、消防団員の出動人数、出動時間、出動手当などはどれくらいか。
- 3、延焼建物の解体など、今後のスケジュールはどうなっているか、地元への説明などは行われているのか。
- 4、消防団員不足が課題とされている中で、統合なども含め、今後の阿見町消防団の在り方をどう考えているか。

- 5、統合した場合のメリット、デメリットはどのようなものがあるか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 答弁に先立ちまして、先般の工業団地内の大規模火災においては、稲敷広域消防本部阿見消防署をはじめ各所、土浦市、つくば市、取手市、各消防本部の応援、近隣企業からの御支援、町民の皆様の節水への御協力、そして町消防団の御尽力により迅速に鎮火できたことに対し、心より感謝申し上げます。

それでは、石引議員の、阿見町消防団の今後の在り方についての質問にお答えいたします。

- 1点目の、大規模火災時の消防団の活動内容についてであります。

町消防団は、消防団長の指揮の下、初動から鎮火まで、消防署と協力し、水利の中継、現場の安全確保、交通誘導等を積極的に行いました。町としては、消防署や消防団の後方支援を行いましたが、猛暑の中の長時間の火災であったため、新たな課題と改善の必要性も見えました。

例えば、健康管理面では、飲料水等の継続的な補給や休憩施設の用意、団員の確保では、土日と平日の出動団員数の差異、待遇面では、長時間出動した場合の手当、その他、広範囲での連絡手段や資機材の充実などであります。

これらについては、対応可能なものも多いため、団幹部や消防署と相談しながら、改善に努

めてまいります。

2点目の、消防団員の出勤人数、出勤時間、出勤手当についてであります。

6月30日から7月5日までの6日間では、全15分団と役場消防部が出動し、出動団員数は延べ255人です。活動単位としては、7時から15時、15時から23時、23時から7時という時間割を行い、交代で活動しました。

出勤手当については、阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例に基づき、1回の出勤ごとに1人2,500円であり、総支給額は63万7,500円になります。

3点目の、延焼建物の解体など、今後のスケジュールと地元への説明についてであります。

当該工場によると、建物の解体については、消防署による原因調査との調整を行いながら、計画的に進めるとのことであり、更地になるのは、令和5年7月末とのこととあります。

地元への説明については、当該工場が、現状や今後のスケジュール等について、立地する地区内に対し、8月26日付で回覧文書による周知を行いました。

4点目の、消防団員不足が課題とされている中で、統合などを含め、今後の阿見町消防団の在り方をどう考えているかと、5点目の、統合した場合のメリット、デメリットはどのようなものがあるかについては、関連しますので一括してお答えいたします。

団員の減少は全国的な傾向となっており、当町でも、平成24年4月に357人だった団員は、令和4年4月では261人となっております。減少の理由は、平成12年以降の町消防団の再編のほか、少子高齢化やライフスタイルの多様化等が影響していると考えており、分団によっては、団員不足が今後も課題となることが予想されます。

対応策として、今後、分団の統合が可能性として想定されますが、統合した場合のメリットとしては、車両や設備等の維持管理、費用及び人件費の削減、消防団活動の強化が挙げられます。一方、デメリットとしては、担当地区の広範囲化、担当地区が増えることによる、地元とのつながりの希薄化、分団がなくなることによる地域住民の喪失感等が挙げられます。

最後に、町の消防団の在り方への考え方ですが、まずは現状の組織の中で、手当等を含めた処遇改善、近年の交通環境や免許制度に合わせた車両への更新や、運転免許取得の補助に取り組んでまいります。

また、消防団の活動実績のPRにより、消防団の魅力、地域貢献への誇り等を発信し、団員の確保と分団の自立存続により、地域消防力を維持していく考えであります。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） それでは、再質問させていただきたいと思っております。

まず、1点目なんですけど、今回の大規模火災におきまして、活動内容の中に水利の中継とい

うことで、一言で書かれているんですが、この水利の中継、もっと具体的に御説明していただいてよろしいでしょうか。

○議長（平岡博君） 町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

消火活動に必要な水利、水ですね、は、主に消火栓や防火水槽などの消防水利からポンプで給水しております。しかし、放水場所までの距離が遠い場合は、ホースをつないで消火栓から消防車に給水し、さらに圧をかけて、次の消防車に中継を行っております。また、防火水槽の水は使用していると減りますので、消火栓から防火水槽への水の供給が必要になります。そういうものが水利の中継となります。今回の大規模火災でも、消防団がこのような中継を行い、鎮火の手助けを行っていただきました。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 水利の中継って、やはりホースを延長して消防車でまたつないでとか、本当にやるのが非常に多くて、本当重労働というふうに感じております。今回大規模火災ということで、かなりエリア的にも広範囲だったと思うんですよ。

今回、この大規模火災の水利の中継において、やはり苦労だったりとか、課題として出たものとかというのはありましたか。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい。

今回広範囲になりましたので、広範囲の消火栓から中継を行ったため、必要となる機材の一部、例えばスタンドパイプとかホースブリッチ、そういうものが不足したということがございました。また、中継を行うために、長時間ポンプを動かし続けるため、消防車両の給油が必要になりましたが、ガソリンスタンドが休みであるなど、燃料の供給についてというような課題が生じたことがございました。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 今、部長の答弁にもあったとおり、現場では水利を取っていて、かなり……。皆さん御存じだと思うんですけども、ちょっと水道のほうの水が不足してしまったとか、いろんなことがあって、消防車のほうに接続しても、通常かかる圧がかからなくて本当にスロットルを上げて、エンジン回して水を送ったりとかということがあったんですね。

今の部長の答弁でもお話ししていた車両が燃料不足に陥るといったケースが起こってしまって、土日を挟んでいたこともあり、その燃料の配達をお願いできなかったと。今回は現場近くのガ

ソリンスタンドがお休みにもかかわらず、燃料の配達を行っていただけたことで対応できたということがあったと思うんですが、今後このような事態に陥らないように、町としては、どのような対策を考えておられますか。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい。

これまでは、全て有人のガソリンスタンドで給油を行うこととしておりましたが、深夜帯であるとか休日など営業外に給油が必要な場合もあるため、現在、非常時にはセルフスタンドでも給油可能で、請求はそれが町に届くような形になるように調整のほうを進めております。以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 分かりました。そういった部分も重要だと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

では次に、同じく交通誘導というような活動があったということなんですが、こちらの説明というか、詳細のほうを教えてください。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） お答えいたします。

消防関係車両が火災現場で円滑に活動できるように、また、一般車両が現場付近を安全に通行できるように、迂回を促すなどの交通誘導を行ったということでございます。特に、現場付近では、中継用のホースが道路を横断する場合もあったため、そのような場合には、ホースブリッジを使用して安全に通行できるように心がけるなど、そういうことを行っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 今回の現場なんですが、かなり大通りに面していて交通量も多かったりですか、あとやはり工業団地ということで、非常に大型トラックの往来が多かったと感じております。現場で交通誘導に当たられていた団員の方も、結構困惑されたというような話も聞いております。

今回、大通りのほうとか、最初消防団で交通整理に充てられたりとかあったんですが、本来であれば、やはりプロというか、警察署のほうの職員の協力を得て行うべきであったのではないかなというふうに私は思うんですけども、今回の交通誘導の対応は、警察署とどのように連携ができていたのかお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

今回は大規模だったために、多少その分、交通誘導の件は不足していたのかなというふうに感じております。警察署では、現場付近の幹線道路を通行止めや迂回の案内、あるいは火災現場に近づいた、付近に近づいてくるような住民の方の誘導を行ってございました。

通行止めに関しては、町でも町のホームページや、あみメールで住民周知を行ってございましたが、やはり大規模火災ということで範囲も広がったので、少しそういう人員不足の面はあったかとは思いますが。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 一言で交通誘導って言っても、やはり火災現場において安全を確保する活動として、やはり非常に重要であるというふうに感じております。ただ、私も含めてなんですけど、やはり団員の中には慣れていない方というのもいらっしゃると思うんですね。

なんで、今後なんですけど、やはり警察署ときちんと連携を取って、その火災現場で安全な交通誘導ができるような取組を、消防団に落とし込んでいくということも必要になると思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい。

これまでは、警察署と連携したような交通誘導の講習等、そういうものは行っておりません。実績はございませんが、消防団の皆さんによる安全な交通誘導は非常に大事だと思いますので、今後ですけれども、警察や交通安全協会、そのようなところと相談して、そのような件も進めていければよいかというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） ぜひ、よろしくお願いいたします。

次に、健康管理面のほうに移らせていただきたいんですが、当時本当に暑くて、交通誘導を行ったりしていたんですけど、やはり炎天下の中での活動だったために、軽い熱中症のようになっちゃった仲間もいたんですね。

私の分団では、団員同士、仲間で相談をして、個人車両で来ていた仲間に、もうエンジンかけっ放し、エアコン全開の状態で車を動かしてもらって、その中で交代で休むようにしながら交通誘導とかをやらせていただいていたいました。やはり熱中症対策で、こういった状況が現場であったということは事務局として、町として把握されているのか。また、ほかの分団でも、そういった何か対策とか取られていたなどの話って聞いていらっやいますか。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい。

今回炎天下で長時間の活動となったため、各分団、いろいろ工夫して車両で休憩を取っていたことは承知しております。町のほうでは、町長の指示により、町のマイクロバスをエアコンの効いた休憩所として、現場に配車をいたしました。また、消防団の指揮車、そちらも休憩用に使用いたしました。

それぞれの分団については、防災危機管理課職員が水分補給などで立ち寄った際なんですけれども、熱中症といったような御報告は受けてはおりませんでした。ですが、これからも現場で分団との情報共有には努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） そうです。やはりその分団それぞれが対策を工夫して、苛酷な状況下で活動に対応していたと思います。やはり事務局として、今も御答弁あったんですが、適時、現場で情報をしっかり収集して、それを各分団へ情報提供していく。なんで、さっき御答弁にあったバスを配置してくれたというのは、僕は存じ上げていたんですが、その指揮車でしたっけ、それも休憩用に使えるというのは、ちょっと僕はその当時知り得てなかった情報なので、やはり、現場では情報をいかに各分団に的確に伝えていくということが重要になってくると思いますので、そこら辺の御対応も検討していただければと思いますので、今後よろしくお願いたします。

そのほかにも、町も飲物を定期的に配布してくれたりとか、あと今御案内したように休憩所としてバスを配置していただいたりとか、本当に対応してくれていたと感じております。今回のいろいろな経験を活かして、消防団のバックアップに今後もつなげていただければと思いますので、引き続きよろしくお願いたします。

次なんですが、団員の確保の課題の中で、土日・平日での出動団員数の差異ということがあったんですが、こちら、内容はどのようなものなんでしょうか。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい。

土日・平日の出動団員数の差異ということでございますけども、消防団員の方々は、多くは仕事を持ちながら活動しているため、土日と平日の出動人数には差が出てまいります。特に、平日の日中帯の出動は数が少なくなるため、対応としまして、昨年度から役場消防部を組織して、平日日中帯の人員不足を補うという形を取っております。今回も、平日日中帯に、役場消防部の車両と人員を現場に配置し、水利の中継や待機を行うことで、役割を果たすことができたのではないかなというふうに考えております。ただし、やはり団員の職業によりまして、そ

うという団員数の差異が起きてしまっているというのが現状でございます。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 分かりました。やはり、土日とかの休みの日に出て来られる方とか、あとは、やはりどうしてもみんな仕事を持って活動されているので、やはり平日仕事を抜けて、なかなかその活動に参加するというのは難しいと思うんで、そういった差異が出るというのは分かるというか、課題の1つとしてあると思うんですけども、そこで私のほうでもいろいろ考えたんですが、やはり以前、私一般質問でも行わせていただいた機能別消防団の中で、こういった大規模火災、阿見町って工業団地にもかなり大きな企業さんが立地されているので、もちろんないことを願うんですけども、決してないというわけではないと思うんですね。

なので、今後、大規模火災時に活動できる、特に平日の昼間に活動できる方、例えばですけども、消防職員だったOBの先輩方とか、消防団のOBの先輩方などで組織をされる、そういった機能別消防団などを検討されてもいいのではないかなと思うんですけども、どうお考えになりますか。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい。

大規模災害時、OBの分団というものは、そういうものを実施している市町村もございますので、補完的後方支援活動で行っているということの情報を先ほど得たんですけども、当町でも大規模災害に対応するために、そのような組織の編成、そういうものを調査研究を進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 今回の大規模火災において、本当に苛酷な状況の中で消防団の皆さんに御尽力いただいたことというのが、皆さんにお伝えできたのではないかなというふうに思っております。また、新しく創設していただいた役場消防部の活躍、私も現場で見させていただきましたし、やはりその必要性というのが現れたというふうに実感をさせていただいた次第でございますので、引き続きよろしく願いできればと思えます。

では、2点目の質問に移りたいと思いますが、議長よろしいでしょうか。

○議長（平岡博君） はい。

○4番（石引大介君） では、今回団員の手当という部分で、1日24時間を3分割して消防団に出動してもらっていたというふうに答弁がありましたけれども、例えば朝の7時から昼間の15時、休憩を取ってもらって夜の23時から翌朝7時、1日の間に2回出るような形になるかと思うんですけども、この辺りの出動手当というのはどういう計算になるのでしょうか。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい。

今回の大規模火災では、深夜から朝まで出動した団員が、日中休憩をして、同じ日の夜間に再度出動したというケースなどもございました。災害出動手当については、町の条例で2,500円と規定されておりますが、1回の換算の定義はされておられません。

これまでは運用で、日をまたいだときは2回分支給という例はあったようですが、今回のような長時間の出動が連続して続くような火災が、町として初めてのことであることや、出動した消防団員からの要望もありますので、8時間を1活動単位として支給したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 私の今までの認識って、1日に例えば2回出たとしても、もう出動手当は2,500円という認識だったんですが、今回からというか、この大規模火災を機に1回2,500円……。答弁にも書いてあるんですけども、1回2,500円ということで、例えば1日に2回出たら2回分支給されるという認識でよろしいんですか。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

今回は大規模火災で長時間出動や、何ていいますかね、通常のパターンとは違う件がありましたので、そういう計算をいたしますが、通常の火災の場合については、また、そのケースで判断せざるを得ないのかなというふうに感じております。というのは条例に、1回と定義というものがされておられませんので、そこら辺が、今までも運用で、ケース・バイ・ケースで判断してきたところでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） じゃあ、この手当の部分で最後の質問になるんですけども、今、出動手当に関しては理解をさせていただきました。

今回、大規模火災、先ほど部長の答弁にもあったんですけども、当町において初めてではないかというような規模の火災だったと思います。質問の中で、消防団員の皆さんがどれだけ大変だったかということもお分かりいただけたかと思っております。課題の中で、今も御答弁あったんですが、長時間出動した場合の手当についてということも書いてございます。

そこで今回、特例として、町から特別手当の支給などを検討できませんかという声と同僚議員の中からございましたので、質問をさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

今回は、まさに当町にとって初めての大規模火災であったと思います。答弁前の町長の挨拶にもありましたように、稲敷広域消防本部、近隣消防本部の応援、近隣企業様からの御支援、町民の皆様の節水の御協力、そして町消防団の御尽力により、鎮火に至ったものと思っております。仕事を持ちながら、現場に出動してくれた消防団の方々の労苦に報いたい気持ちは十分でございますが、特別手当という形ではなく、今後の処遇改善、そういう形で表したいと考えておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） そうですね。今部長の言葉の中に、やはり苦労をねぎらう言葉があったので、やはり皆、団員の人たちは理解してくれると思うので、今後、活動しやすいように、町としても御尽力いただけるようお願いをしたいと思います。

よろしいでしょうか、続けて。

○議長（平岡博君） いや、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時10分といたします。

午後 0時03分休憩

午後 1時10分再開

○議長（平岡博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、17番久保谷実君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は16名です。

引き続き、石引大介君。

○4番（石引大介君） では、午前中に引き続きまして、よろしくお願ひいたします。

それでは、3点目、延焼建物の解体など今後のスケジュールについての再質問に移らせていただきます。

答弁の中で、今回の経緯説明として、8月26日付で立地する地区内に対し回覧文書で周知があったとのことですが、内容ですとか、あと回った地域などを教えてください。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

回覧文書につきましては、町と会社との協議の結果、会社側が「火災に関するお詫びと御案内」というタイトルで、あそこの同一小学校区内の住民の方向けに周知を行ったものでござい

ます。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 学校区ということは君原かと思うんですけども、今回火災に際して、出火しているときって結構すごい煙が、町場って言ったらいいんですか、もっと町内のほうにも流れていたと思うんですよ。そういった部分で、君原地区だけに回覧をするというのも、ちょっと町としてどうなのかなというふうに思うんですが、そういった地域の人たちへも周知というのは、町としてはしないのでしょうか。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい。

当該工場が立地する地区には、そういうふうな回覧文書が会社のほうから回しましたけども、ほかの地区からは、そんなに問合せ、当時もなかったということですので、その地区以外には、町からも会社からも、情報発信のほうはまだ行っておりません。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 分かりました。

では、こちらの跡地なんですけれども、現在も地域住民の方から異臭がするというような声を聞いております。町として、こちらの原因とかというのは把握されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい。

異臭の原因につきましては、会社からの説明では、主に建物内に保管されていて焼損した焼け残りの食料品と、消火に用いた水が混じったものとのことでありました。また、県のほうで検証、現地立会いしたんですけども、臭気、臭いの原因は、食料品の焼損からのものであるのだ、有害物質が出ていないというような見解をいただいております。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） そういった情報って、地域発信ってされているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい。

そうですね、異臭、臭気の件につきましては、情報発信はされてなかったかと思います。会社からの回覧文書についても、その件については触れてはおりません。そういう状況です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） やはり現場付近を通ると、地域の方々ってまだやっぱり不安を感じていらっしゃると思うんですよ。先日、千葉町長も現場に足を運んでいただいて、状況の確認とかというのを行っていただいたというふうにも聞いております。

今後定期的な会社へのヒアリングとか、あと現地調査などを町のほうでもしっかりしていただいて、状況の把握をお願いしたいのと、あとは、やはりその地域の方が安心して生活できるように、必要に応じて、今のように情報の提供なども併せてお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後4点目と5点目の部分で、再質問をさせていただきたいと思います。

現在、阿見町消防団、15分団あると思いますが、その中で、今後の存続に対して、厳しいなどの声というのは町に上がっていたりはするのでしょうか。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

消防団活動には、災害出動をはじめまして、訓練、操法大会、イベント警備など、様々なものがありますが、団員の減少や実質的に活動できる団員が限られている、そのような分団では、運営が厳しいという声は聞いております。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） やはり団員不足という部分で、その消火だけじゃなくて、いろんなそういう操法大会とか、消防団として執り行うことが多々、多岐にわたると思うので、統合するという部分で、メリットとして車両や設備等の維持管理費の削減という答弁もあったと思うんです。今回も、議案の中に消防車両の入替えという議案も提出されておりますし、その費用が約2,000万円ということで。

やはり統合することで、そういった予算を削減しつつ、その予算を団員確保に向けての処遇改善に回すということも可能になってくるかと思うんですけれども、その辺りはどのようにお考えになりますか。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい。

確かに分団が統合すれば維持管理費が削減されるというスケールメリットがあると思います。それらの予算を団員の処遇改善に充てるという考えもあるとは思いますが、地域消防力の低下や地域住民の安心感の低下、そういうデメリットの面も考慮しなければいけないと思います。

町としましては、町長答弁にもありましたように、まずは現状の組織の中で処遇改善、適正

な車両更新や、運転免許の取得補助、消防団の活動実績のPRの強化等により、団員の確保と団員の自立存続を目指し、地域消防力を維持していくという考えでありますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 分かりました。分団の中には団員登録数はあるけれども、やはりさっき答弁にあったように実際の活動ができる人員数に限界があるという話も、私も耳にしております。やはり人口減少、少子高齢化が進む社会情勢において、消防団員の成り手不足も深刻化していく懸念は大いにあると思っております。消防団員の確保も重要ですし、さらにはその団員が活動しやすい環境づくり、こちらを構築していくという重要性もあると思ひますので、今後とも、ぜひお願ひしたいと思ひます。

限られた財源の下で、阿見町消防団の機能性ですとか消防力の強化、地域の安心安全を確保するためにも、阿見町消防団の在り方の検討を早期に取り組んでいただけるようにお願ひをしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで、4番石引大介君の質問を終わります。

次に、13番川畑秀慈君の一般質問を行います。

13番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願ひます。

〔13番川畑秀慈君登壇〕

○13番（川畑秀慈君） 皆さん、こんにちは。本日、一般質問2日目の最後の質問をさせていただきます。

それでは、通告に従ひ質問をいたします。

今回は、子どもの権利について質問をいたします。

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（令和3年12月21日閣議決定）に基づく、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が、第208回通常国会で成立しました。

今年6月15日には、こども基本法案が国会で可決成立し、明年、令和5年4月1日に公布されます。

こども基本法の基になったのが、国際条約である子どもの権利条約です。

皆さんの資料のほうに、資料1として詳しい資料が載っております。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）は、子供の基本的人権を国際的に保障するために定められました。18歳未満の子供を、権利を持つ主体と位置づけ、大人と同じ1人の人間

としての人権を認める、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な権利も定めています。

そこで、子どもの権利の歴史を少し振り返ってみたいと思います。

第一次世界大戦で、ヨーロッパを中心に史上最大の犠牲者があり、それに伴って数多くの戦争孤児が出現しました。児童の権利に関するジュネーブ宣言が、1924年9月26日、国際連盟総会で採択されました。

宣言文の一部を紹介します。

全ての国の男女は、人類が児童に対して最善のものを与える義務を負うことを認め、人種、国籍または信条に関する一切の自由に関わりなく全ての児童に、以下の諸事項を保障すべきことを宣言し、かつ自己の義務として受諾する。

次に、第2次世界大戦後、国際連合児童の権利宣言、これは1959年11月20日に採択されました。ここでも宣言文のうち一部に、人類は、児童に対し、最善のものを与える義務を負うものであるため、よって、ここに、国際連合総会は、児童が、幸福な生活を送り、かつ、自己と社会の福利のためにこの宣言に掲げる権利と自由を享有することができるようにするため、この児童権利宣言を公布し、また、両親、個人としての男女、民間団体、地方行政機関及び政府に対し、これらの権利を認識し、次の原則に従って漸進的に執られる立法その他の措置によってこれらの権利を守るように努力することを要請する、と述べられています。

次に、児童の権利に関する宣言採択30周年記念日の1989年11月20日、児童の権利に関する条約が国連総会で採択されました。

宣言文には、国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、家族が社会の基礎的な集団として、並びに家族の全ての構成員、特に児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるような必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認めるとあります。

この条約の4つの柱とといいますのは、基本原則として知られています。1つ目、生きる権利。2つ目、育つ権利。3つ目、守られる権利。4つ目、参加する権利。

締約国数は196か国、人権条約の中でも最多です。その中で、いまだに未加入の国があります。それは、アメリカ。アメリカのみが未加入であります。日本は、1994年4月に批准しました。順番としましては、158番目です。

さて、日本においては、1951年、昭和26年5月5日に、児童憲章が制定されました。これは、どのように書いてあるかといいますと、短い文だけ紹介します。

我々は、日本国憲法の精神に従い、児童に対する正しい観念を確立し、全ての児童の幸福を

図るためにこの憲章を定める。児童は人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境の中で育てられる。と記されています。

ジュネーブ宣言から100年たち、来年から施行されるこども基本法を踏まえて、現在そしてこれからの阿見町の権利擁護について伺います。

1点目、条約に掲げられた4つの一般原則が基本理念に位置づけられました。この基本理念をどのように捉えているか。

2点目、こども施策の策定・実施・評価に当たって、当事者である子供の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされ、明文化された。これに対して様々な計画策定時にどのような影響があるのか。

3点目、こども基本法は子どもの権利条約が基になり、基本理念が明記されているが、子どもの権利条約の阿見町の周知度はどうなっているのか。

4点目、こども基本法案に対して衆議院内閣委員会では5月13日、参議院内閣委員会では6月14日に附帯決議がされています。町としてはどのように対応していくのですか。

5点目、子供に対する暴力をなくす、これはG P e V A C——子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ、これが国内行動計画として、2016年7月に設置された国際条約パートナーシップ、これは日本が採択をしました。これは、子供に対する虐待・搾取、そして取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。この実現を目指していく。で、そのパスファインディング国として、これは開拓者として先導する決意を表明した国が37か国ありますが、日本はその中に入っておりまして、2018年2月に日本はこのパスファインディング国となることを表明し、子どもに対する暴力撲滅円卓会議の開催、実施などを含めて、2021年8月19日に国内行動計画を発表し、優先的に取り組む課題を掲げました。さて、その課題とは何ですか。

6つ目、この課題に対して、町としての取組はどうなっていますか。

7つ目、子どもの権利を学校現場に根づかせることが重要である。権利に根差した、要するに権利を基盤とする学校について、国連人権教育のための世界プログラム第1段階、これは2005年から2009年です。行動計画附属文書があります。現在は第4段階になっていますけども、まずこの第1段階でのプログラムにおいて、阿見町の取組はどうなっていますか。

最後8点目、こども基本法の対象者は18歳以下の全ての子供が対象です。特に保育現場や学校現場での取組が重要です。今後の取組について伺います。

以上8点、お伺いしたいと思います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 川畑議員の、子どもの権利についての質問にお答えいたします。

1点目の、条約に掲げられた4つの一般原則が基本理念に位置づけられた。この基本理念をどのように捉えているのかについてであります。

子どもの権利については、1989年に国連が採択した児童の権利に関する条約において、全ての子供が幸せに生活できるよう、4つの一般原則として「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」が掲げられ、日本においても1994年に批准しました。

しかしながら、これまで日本では児童福祉法や母子保健法、教育基本法などの現行法で子供の権利は守られているとの立場であったため、子供を権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律が存在しませんでした。

来年4月に施行される「こども基本法」において基本理念が掲げられ、子供の権利に関する国の基本方針、理念及び子供の権利保障のための原理原則が定められることは、将来を担う子供たちにとって大変に有益なことと捉えております。

2点目の、子ども施策の策定・実施・評価に当たって、子供の意見を反映させるために、必要な措置を講ずるものとされたことに対して様々な計画策定時にどのような影響があるのかについてであります。

これまでも当町では、阿見町子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、子供の養育者へのアンケート調査を行い計画に反映させる等、子供たちを取り巻く環境の整備に取り組んでまいりました。今後、関係する計画の策定に当たっては、こども基本法にのっとり、子供や子供の養育者の意見を反映させる措置を講じてまいります。

3点目の、子どもの権利条約の阿見町の周知度はどうなっているのかについてであります。

現在町では「いきいき子育て 楽しい子育て 地域で支える やさしいまち阿見」を基本理念に掲げ、子供たちの利益を最大限に尊重し、子供たちが健やかに心豊かに成長できるよう、地域全体で子育て家庭を支え合うことができるまちづくりを目指しております。

今後、こども基本法の理念を踏まえ、子ども・子育て支援の取組をしていく中で、広報あみ、SNS等も活用しながら、子どもの権利条約について周知してまいります。

4点目の、こども基本法案附帯決議に、町としてはどのように対応していくのかについてであります。

衆参両院の附帯決議につきましては、こども基本法の施行に当たり、政府に対し、その運用等の詳細について提言しているものであります。

町においては、今後国から出される指針等に基づき、関係各課が連携して子ども施策に取り組んでまいります。

5点目の、国内行動計画を発表し、優先的に取り組むべき課題としたのは何かについてであります。

「子どもに対する暴力撲滅円卓会議」で検討が行われた行動計画では、取り組むべき課題として、虐待、性的搾取等・性暴力、いじめ、体罰が挙げられ、それぞれの分野で強化・推進していく取組が整理されました。

6点目の、この課題に関して、町としての取組はどうなっているのかについてであります。

虐待と性的搾取等・性暴力については、支援対象児童等の早期発見、適切な保護及び支援を図るため、児童相談所や警察署等関係機関の方々を委員として、要保護児童対策協議会を毎年開催し、児童相談の状況報告や意見交換を行っております。その他、担当者レベルによる個別支援会議を開催し、具体的な事案についての対応等を協議しております。

虐待が疑われる場合など、相談内容によっては家庭訪問を行い、個別支援会議と合わせて情報共有し、児童の見守りや保護者への指導も行っており、案件によっては、児童相談所と連携して一時保護を実施し、児童の安全を確保する等、虐待等を最小限にとどめる対応をしております。

いじめと体罰、及び7点目の、第1段階でのプログラムにおいて、阿見町の取組はどうなっているのかについては、教育長から答弁いたします。

8点目の、保育現場での今後の取組についてであります。

保育所の保育は、保育指針において、「生命の保持及び情緒の安定を図ること」「心身の健康の基礎を培うこと」「人に対する愛情と信頼感、人権を大切にすることを育て、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと」「豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと」「言葉の豊かさを養うこと」「豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと」等を目指しております。

今後も、これまで継続してきた保育指針と、新たなこども基本法の理念に基づき、保育に取り組んでまいります。また、子供の適切な養育のため、育児放棄や虐待については、これまでどおり子供の心身の状態をよく観察するほか、保護者に対しても、お迎えの際の会話等を通じて、子供の養育状況が適切であるかなどを見極め、早期発見に努めてまいります。

併せて、保育士等、子育て支援の現場で働く職員の処遇についても重要であります。国の処遇改善施策に合わせ、町単独で行っている助成金も継続することで保育士を確保し、保育環境を充実させていきたいと考えております。

学校現場での今後の取組については、教育長から答弁いたします。

以上です。

○議長（平岡博君） 次に、教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） それでは、子どもの権利についての質問にお答えします。

6点目の、この課題に関して、町としての取組はどうなっているのかについてであります。

いじめについては、阿見町いじめ問題対策連絡協議会等条例を平成27年4月1日から施行しております。関係機関と連携を図りながら、いじめ防止基本方針を適切に運用し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応ができるように努めております。

体罰については、学校教育法第11条により禁止されており、教職員に対し、体罰のない学校づくりを目指したボトムアップ型の研修や、人権感覚チェックリストを活用したコンプライアンス研修を定期的実施しております。

7点目の、第1段階でのプログラムにおいて、阿見町の取組はどうなっているのかについてであります。

各学校においては、人権教育全体計画、人権教育推進計画を作成し、教職員自らの人権に関する理解を深めながら、児童生徒の人権尊重の精神の育成に努めております。児童生徒については、人権作文や人権ポスター等の作品募集への参加を促し、啓発を図るとともに、いじめ防止フォーラムや、学校生活を自らの手でよりよくしていこうとする自治的な活動を通して、人権感覚を身につけることができるようにしております。

8点目の、学校現場での今後の取組についてであります。

いじめの問題については、各学校のいじめ防止基本方針を学校ホームページで公開し、保護者や地域への啓発をさらに進めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携を図り、未然防止の観点から、事案の早期発見、早期対応の体制づくりに努めてまいります。

また、性的マイノリティーや新型コロナウイルス感染症から生じる差別や偏見など、新たな人権課題にも適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それでは、再質問に入らせていただきます。

資料のほうでお配りしました資料2を見ていただきますと、貧困率のグラフが出ております。このグラフで相対的貧困率は15.4%、子供の貧困率は13.7%、子供のいる世帯の貧困率12.6%。そのうち大人が1人、この場合の貧困率は48.1%、大人が2人以上の世帯だと10.7%。また、OECDの基準で見ますと、少しこの率が上昇しているのが分かるかと思えます。

これから様々再質問させていただきますが、この資料も参考にしながら行いたいと思えます。それでは、1点目の再質問を行います。

児童福祉法や母子保健法，教育基本法などの現行法で，子供の権利は守られているとの立場であったため，子供の権利の主体としての位置づけ，その権利を保障する総合的な法律が存在しなかったと答弁がありました。確かに，そのとおりだと思います。

その中で一般原則のうち，特に新しく追加された権利の部分というのは，どのように捉えていますか。

○議長（平岡博君） 保健福祉部次長山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい，お答えいたします。

児童福祉法におきましては，2016年に改正児童福祉法，これが成立いたしまして，子どもの権利条約を基本理念として明記がされました。その中での第2条には，4つの一般原則のうちの子どもの意見の尊重と，それから子どもの最善の利益，これが盛り込まれたというふうに認識しております。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それによりますと，今までとまた大きく変わるようなことはありますか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい，お答えいたします。

町のほうでは令和2年度から令和6年度を計画期間とした，第2期阿見町子ども・子育て支援事業計画，こちらにおいては，保護者へのアンケート調査を行った上で策定しております。そして，町長の答弁でも申し上げましたが，今後そういった子供の意見の尊重というような事例にのっとりまして，計画策定に当たっては，保護者のみならず子供の意見も反映させるような考慮というのが変わるところであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 2点目の，今後関係する計画の策定に当たっては，とありましたが，関係する計画というのは，具体的にどのようなものが主なものがありますか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい，お答えいたします。

ただいま申し上げました，子ども・子育て支援事業計画ですけれども，これは次の第3期，これが令和6年度に計画策定予定となっておりますので，そういったものであるとか，それから今年度と来年度，令和5年度で策定します阿見町第7次総合計画であるとか，それから昨年度アンケート調査をして，本年度，現在策定中の第2次阿見町教育振興基本計画，このような

子供に関係するような部分を持つものが考えられます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それでは、次に移りたいと思います。

子どもの権利の周知を図るということで、これからもこれは大きな課題になってくるかと思っています。これ、子どもの権利条約の第42条、締結国は適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束すると、このように出ております。子どもの権利条約の周知度、これはセーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、ここによる調査によりますと、子供の権利に関して、内容までよく知っているという回答した子供は8.9%、大人は2.2%。子供が31.5%、大人42.9%は聞いたことがないと。このような回答だったそうです。これは2019年の11月の発表。

続きまして、2022年今年の4月に発表になったのでは、子どもの権利について、内容までよく知っている。これ教員は約5人に1人、21.6%。全く知らない、名前だけ知っている。これが、教員が、合わせて約3割、30%になるそうです。附帯決議においては、日本国内の子供並びに子供に関わる大人及び子供を養育中の保護者を含む、あらゆる大人に対する子どもの権利に関する条約の趣旨や内容等についての普及啓発に、その認知度を把握しつつ取り組むことと、このように出ております。

再度、ここでお聞きします。

阿見町でこういうアンケートを取ったか取ってないかはちょっと分かりませんが、子どもの権利条約は、この阿見町において、知っている人というのはどのくらいいますか。取ったことはあるか。なければならぬで結構です。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい。

知る限りでは、そのような認知度の調査というのはしてないというふうに認識しております。以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 附帯決議にあるように、まず認知度を把握しつつ取り組むこととありますので、ぜひ、これはこのアンケートも踏まえながら、しっかりと取組を進めていっていただきたい、これは要望したいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

町長の答弁のほうでもさせていただきましたが、広報紙であるとか、それから各種SNS等を活用しながら周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それを進めていく中で、やはりどのぐらいの人が、実際に周知して、知ったのか、理解してくれたのかといったような、ある意味で、やるからにはその達成度がどうなのかということも、きちんと掌握していきなさいいけないのではないかと思いますけども、その点はどう考えますか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

まずは、恐らくこの認知度というのは、先ほど議員がおっしゃったように大分低いのではないかと。これは全国的に見てそうだということで、阿見町内においても同様な傾向があるのではないかと思います。ですので、まずはいろんな周知をしながら、将来的にはどうか、ある程度周知を進めていく中で、そういった部分も必要に応じてしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） ぜひ、お願いしたいと思います。

次に、SNS等も活用しながらとありました。その他具体的にどういうことが考えられますか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

やはり認知度が低いというような状況がありますので、今後、例えば研修であるとか、それから講演会等と、こういったものの方法があるのではないかとというふうには考えられます。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） ぜひ、あらゆる形を取って、みんなで学び合うということをやっていければ、また阿見町も、ますますいい町に発展していくんじゃないかと思いますので、お願いしたいと思います。

これは具体的に、いつからスタートしていきたいと考えていますか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

国からの情報ですね、こども基本法も来年4月からの施行ということでありますので、そういったいろんな情報を収集しまして、それから広報紙等では紙面の問題とか、そういったこともございますので、そういった都合等を勘案しながら、適切な時期に周知してまいりたいとい

うふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 来年の4月1日から施行され、具体的に動き出します。ですから、その前にはしっかり体制を取って、まずはしっかりと町において町民の皆さん、また町の中に住んでいるあらゆる世代の人たちに広報していただければと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、資料の3番と4番、ちょっと見てください。これグラフに出ています。自殺した児童の生徒数と、あとは学校の不登校。そしてまた、いじめの問題のグラフが、これは文科省のデータで出ております。

文部科学省は、2020年度に全国の国公立小学校、中学校、高校から報告があった児童生徒の自殺は415人、このように調査がありました。調査を開始した1974年以降で最多だったとの発表です。2019年度の317人と比べて31%の大幅増加。新型コロナウイルス禍が子供の心身をむしばんでいると見られる。文科省は極めて憂慮すべき状況にあるとして、相談体制や窓口の充実などに努めるという、このような内容でした。

自殺した415人の男女別は男子が224人、女子が191人。学校別では高校生が305人、前年比で83名増。中学生が103人、これは前年比で12人増。小学生が7人、前年比で3人増。高校生の件数の増加が目立った。これは先進国の中で断トツ、トップです。そして、自殺した子供が置かれていた状況について、学校が把握していた内容のほか、保護者や他の子供、警察などの情報を基に分類したところ、家庭不和が12.8%、精神障害が11.1%、進路問題が10.6%、いじめの問題を抱えていた子供は2.9%、12人だった。最多は、周囲が見ても様子が変わらず、悩みを抱えている様子がなかったなどで不明、これが52.5%、このように出ております。

この自殺の原因とはどういうことが考えられるかといいますと、1858年から1917年の間生きていたフランスの社会学者エミール・デュルケームの自殺論の中に結構詳しく出ております。読まれるといいかと思ひます。

その中で、いじめに関して、2020年度に全国の国公立の小中高等学校と特別支援学校で認知したいじめの件数は51万7,163件、前年より15.6%減。いじめ防止対策推進法に基づく重大事態とされた事例は、前年より約3割減、28.9%減の514件だった。少なくともはなっています。これはコロナで学校が休みであった。また、そういう友達と交流する機会がなかった、距離を置いていたというのが1つの原因であろうと言われております。

また、病気や経済的な理由で年間30日以上登校してない不登校の小中学生は、前年比8.2%増で、19万6,127人。増加は各8年連続。要するに、不登校児童がどんどん増えていると。阿

見町の小中学校のデータを見ましても、やはりそういうところが見えるかと思います。

その中で、不登校の高校生は減っています。高校中退した生徒に関しては18.4%減。その中で中退した理由は、進路変更が43.1%、学校生活不適合が30%、経済的理由というのは1.5%で過去最少で少なくなった。これは多分、低所得世帯なども含めて高校の無償化とか、これは国からの政策で、その拡充があったんで影響しているんじゃないかと思います。

さて、ここで次に質問いたします。

子どもに対する暴力撲滅円卓会議で検討が行われた行動計画で、取り組むべき問題として虐待、性的搾取等・性暴力、いじめ、体罰とありました。コロナ禍以前と今とでは、阿見町においてどのように変化していますか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

虐待、それから性暴力等、こちらのほうについてお答えしたいと思います。

虐待につきましては、その中の分類としまして、ネグレクト、それから身体的虐待、心理的虐待、それから性的虐待がございます。トータルの相談件数としましては、コロナ禍前の令和元年度、78件に対しまして、令和3年度は119件となっております。中でも、心理的虐待が増加している傾向がございます。これは夫婦げんか等が子供の面前で行われる面前DVなどもこちらに含まれますが、そういったものが増えているというような状況でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 指導室長兼教育相談センター所長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい。いじめ、体罰について、お答えさせていただきます。

いじめの認知件数は、昨年度、町内で320件、一昨年度は311件、令和元年度が370件となっております。先ほど議員から御説明いただいた全国の件数とほぼ同じような状況で、やはり休校期間がありましたので、昨年度、一昨年度は、少し減少しているというところであります。

体罰については、特に大きな変化はないと考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それでは、虐待と性的搾取・性暴力については、支援対象児童等の早期発見、適切な保護及び支援を図るため、児童相談所や……。このようにあります。警察関係機関の方等を委員として、要保護児童対策協議会を毎年開催し……。と、児童相談の状況報告や意見交換を行っているかとあります。

この問題に対して、いつ、どういう人が委員のメンバーとして参加して、議論されているの

か。昨年、一昨年、状況について、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

開催時期につきましては、例年11月ということで、これは児童虐待防止月間ということで11月に開催しております。令和2年度はコロナ禍ということで開催ができませんでしたが、令和3年度は11月16日に開催しております。場所は役場で実施しております。

メンバーは正確には8人ということになります。構成員は、町議会民生教育常任委員長、それから教育長、それから県南県民センターの地域福祉室長、それから土浦児童相談所所長、それから龍ヶ崎保健所長、牛久警察署長、民生委員児童委員協議会会長、それから町社会福祉協議会会長となります。

会議の内容なんですけれども、町の相談事案の状況であるとか、それから児童相談件数、それから一時保護児童の状況などの報告や、それから個別支援会議の開催等の説明を行って、それぞれの立場での御意見をいただいております。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 今、話がありました個別支援会議。これに対して、昨年の実績と内容はどうでしたか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

昨年度、令和3年度の開催件数は8回ということでございます。

会議の内容で主なものを幾つかお話いたしますと、父からのネグレクト、それから併せて不登校、養育困難、こういった事案は児童相談所、それから学校、スクールソーシャルワーカーが出席して行っております。

それから、両親からのネグレクト、併せて不登校、養育困難。これは病院3か所、それから保育所、それから健康づくり課、こういったメンバーで行っております。

それから、母・姉からの身体的虐待について、一度一時保護されて家に帰すための話合いというようなことも行っております。これは児童相談所、学校、警察署、それから指導室、スクールソーシャルワーカーが出席して、当然、町の子ども家庭部門は全部に出席して関わっております。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 阿見町いじめ対策連絡協議会等条例は平成27年4月1日から施行さ

れています。今までの開催状況と主にどのようなことが議論されてきましたか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えさせていただきます。

いじめ問題対策連絡協議会につきましては、毎年、年度当初に開催をして、協議を通して阿見町のいじめ防止に関する取組を確認する場としております。

今年度も、牛久警察署、土浦児童相談所等の関係機関、各学校の生徒指導担当の教諭、町のスクールソーシャルワーカー等が出席し、6月に開催いたしました。各学校のいじめの現状や防止の取組を確認したり、関係機関との連携についての確認を行ったりしております。また、対応が困難なケース、また、すごく効果があった取組等についての情報交換を行っております。以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） そうしますと、その会議は年に1回ということによろしいですか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

年度当初に一度開催しまして、あとは月1回程度、各学校の生徒指導担当と、指導室の生徒指導担当の指導主事が情報交換等を密に行っております。

また、重大事案が発生した場合は、年に数回、その重大事案の対応のために連絡協議会を開催することもあるかと思えます。

ただ、ここ5年間は、重大事態、阿見町では出ておりませんので、年に1回の開催としております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 体罰については、学校教育法第11条により禁止とありました。

言葉の暴力に関しては、どのように啓発していますか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

言葉の暴力や行き過ぎた指導は、体罰と同様、教育上不適切な行為であり、絶対許されないものであります。教職員に対しましては、児童生徒の人格を否定したり、人間性を損ねたりする発言がないように、学校訪問や各種研修会等で繰り返し指導を行っております。

先週、校長会がありました。そこでも教育長から直接、全ての学校の校長に対して、不適切な指導がないように指導を行いました。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それでは、7点目の質問を、ちょっと再質問したいと思います。

初等中等教育学校制度における人権教育に焦点を当てた、国連人権教育のための社会計画第1フェーズ、この行動計画の資料は見ましたか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい。議員から提供していただいて、確認させていただきました。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

この15番目の権利に根差した学校は、次の要素の存在と実効性を確保するということで、その15の後の（c）の（i）、（ii）とあります。1番に、年齢や能力の成長に応じた自己表現、意思決定における責任及び参加の機会。2番目として、自分たちの利益を代表、仲介、主張するための、自分たちの活動を組織する機会、このようにあります。

学校内において、具体的に何がどのように変化していくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

各学校におきましては、学校行事等になるべく児童生徒の意見を取り入れて、児童生徒が主体的に活動したり、自己決定する場面を増やしております。今、修学旅行や宿泊学習では、実行委員の生徒が目標やスローガンを決定したり、持ち物や決まり、そういったのも生徒が話し合って決定しております。活動後は、そういった活動を振り返り、達成感や成就感を味わわせながら、次の活動に活かしております。かつては、やはり教職員が主導で行っていた学校行事等かなりあったんですが、今は、発達段階に応じて児童生徒の意見を取り入れることが多くなっております。

また、学校の決まり、いわゆる校則につきましても、児童生徒の意見をアンケートや話し合いで吸い上げながら、時代に合ったものに変えていくように、学校現場は求められております。子供の人権を尊重しながら、学校のルールづくりにも主体的に関わる取組を今後も広げていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 大変にありがとうございます。

それでは、8番目の再質問をしたいと思います。

各学校でいじめ防止基本方針がつけられました。私もネットで見させてもらいました。つくった後、学校での変化ございますか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

いじめにつきましては、全ての教職員が、全ての児童生徒が加害児童にも被害児童にもなる、誰にでも起こり得るということで、認識が図られております。逆に、いじめがゼロというのはおかしいということで、どんどん認知して、早期発見、早期解消に努めていく、そういう流れに今、学校のほうはなっているかと思えます。

もちろん、地域・保護者にもホームページ等で公開をしておりますので、そういった学校だけではなく、地域総がかりでいじめをなくしていこうというふうに、学校現場は今進んでいると思えます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それでは、権利というのは知って初めて、これは使うことができます。まず、児童生徒にこども基本法の内容を継続的に実践的に、これから学ぶ、特に子供たちにとって必要な権利条項等には学ぶ機会を確保していただきたいと思えますが、主権者教育の中のまた一環として、自分たちはどういう権利があるのか、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

先ほど議員から、子どもの権利条約の認知のほうがかなり低いということでお話をいただきまして、私も非常に責任を重く感じております。

私、現場では社会科教員でしたので、中学校の社会の時間では子どもの権利条約をしっかりと教える時間がありますので、それでもやはり認知が進んでないということで、非常に重く受け止めております。

学校では、やはり何か決定するときには、教職員の意識として、子供の意見を聞かなくてはいけないという思いはあるんですが、やはり今、学校現場が非常に忙しくなっておりまして、先ほどお話しした修学旅行とか宿泊学習の実行委員の生徒の指導をしながら、部活動を見ながら、そしていじめの訴えがあれば聞き取りも行うというような状況ですので、何とか子供の意見を聞きたいと思っても、そういった時間がなかなか取りづらいということもありますので、まずは、昨日、部活動改革のことも御質問いただきましたので、教育委員会としては、学校現場がそういった子供の声に寄り添えるような体制づくりのほうを行ってまいりたいと考えてお

ります。

また、子供たちにも自分の意見を表現できるということで、これも昨日、表現活動の御質問をいただきましたが、日々の授業において、やはり子供が自信を持って表現できるような、そういう自信をつけさせるような授業のほうを展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 本当に教職員の皆さん、大変な中、本当に人が少ない中、多くの子供を教育しながら、いろんなことをやらなきゃいけないという、大変だと思います。抱えている現場のいろんな課題なんかは、どんどん表に出して、議論のテーブルに上げて、やはり予算が必要であれば、そういう議論もきちんとした上で、人もつけていかなきゃいけないのかなと考えておりますので、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。議会としても、それに対して異論を唱える人はいないと思ひますので。

それでは次に、町の体制において、4月1日目指して法律が施行されますけども、初めに必要なのは、子供が知っていくことも当然なんですけども、周りの大人が知っていく、こういうことも非常にこれはこれから大事になってくるかと思ひます。これ、職員や地域住民に対してのアナウンスの責任というのはどこの部署が担当して推進されるんでしょうか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

こちら子供に関する施策ということになってまいりますので、子ども家庭課のほうで中心になって進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 学校においては、教育の現場においては、どうなりますでしょうか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

小中学校につきましては、阿見町の教育委員会。高校生につきましては、県の教育委員会と連携等を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それでは、最後にちょっと資料の子どもの精神的幸福度といったものを、ちょっと見てください。

これを見ていただきますと、日本は総合順位は20位なんですけども、38か国中。しかし、この精神的幸福度というのが、下から2番目です。38か国中37番目。それに引換えて、身体的健

康，これに関しては1位であります。やはり生活の満足度，自殺率も含めまして，この問題をどう考えるか。ちょっと非常にいびつな順位になっているんじゃないのかなと思います。

この中で，この37位の精神的幸福度をどう今からしても始まらないんですけども，これは，継続的に様々な対策を立てていかなきゃいけないのかと思います。しかし，この身体的健康，子供たちの健康度というのは世界トップであります。じゃあ，これは誰が初めに提唱してつくり上げたのかというと，国ではありません。これ前にもちょっとお話ししましたが，これは人口3,658人の村，ここからスタートしました。これは日本農村医学会の雑誌2011年度に載っていた内容です。報告は岩手県の沢内村，地域包括医療が与えた影響ということで，その一部分だけ紹介します。

沢内村は，1950年代後半まで豪雪，貧困，多病・多死の村と言われていた。1957年の乳児死亡率は，全国平均の2倍と高率だった。この頃たしか1,000人中160人ぐらい亡くなっていたと思います。全国平均の倍です。この1957年無競争で村長に当選した深沢晟雄氏は，自分たちで自分たちの命を守ることを，住民と行政の共通課題として掲げ社会教育を基盤にした村づくりを展開した。これ，社会教育なんです。そこを基盤にしたんです。

そして，1960年12月からの老人医療費無料化，翌4月からは60歳，乳児の医療費無料化を実施し，その結果，当時では予想できなかった全国初の乳児死亡ゼロを1962年に達成。1962年に沢内村における地域包括医療の実施計画が策定され，健やかに生まれる，健やかに育つ，健やかに老いる，これを目標に掲げた。この目標実現に向けて保健と医療の一体化を図った包括医療の体系化は，沢内方式として地域包括医療のモデルとなり，国内外に大きな影響を与えた。

沢内村で展開された地域包括医療は行政の責任で実施されたことに特徴はあるが，その根底にあった豪雪，貧困，多病・多死の悪条件を住民とともに克服し，沢内村に住むための環境を整えていく実践は，住民の意識を変えた。まさにプライマリーヘルスケア，ヘルスプロモーションの実践であった。このようなレポートがあります。

これを見ましても，やはり子供たちの精神的な満足度，やはり，それを目指すというのも，やはり国が県がというのではなくて，まずはこの基礎自治体の市町村が頑張っって，様々な具体的な政策を立てていくことが重要になるんじゃないか。その上で足りない予算はどう確保するか，それはまた議会ともいろいろ相談をしながら，確保して進めていければと思います。

今回，子どもの権利条約を通して，いろいろと質問させていただきましたが，現時点で全国では60を超える自治体が子どもの権利に関する条例もつくって進めております。早いところで20年ぐらい前から始めております。ある意味で，市町村で早いところは国なんかよりもよっぽど早く動いて，様々な政策をつくっている。ですから，いろんな経験値，また実践的なそういう内容が全国にはたくさんあります。

ぜひ、そういうところを学びながら、この阿見町においては、この精神的幸福度が、日本全体ではまだまだ低いですが、ここは、よりよく高くなっていくような、そういう子供に優しい、子供中心の政策が、これからも皆さんと知恵を出しながらつくっていければ、素晴らしい町になるんじゃないかということで、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで、13番川畑秀慈君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（平岡博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 2時16分散会

第 4 号

[9 月 9 日]

令和4年第3回阿見町議会定例会会議録（第4号）

令和4年9月9日（第4日）

○出席議員

| | | |
|-----|-------|----|
| 1番 | 平岡 | 博君 |
| 2番 | 落合 | 剛君 |
| 3番 | 栗田敏昌 | 君 |
| 4番 | 石引大介 | 君 |
| 5番 | 高野好央 | 君 |
| 6番 | 樋口達哉 | 君 |
| 7番 | 栗原宜行 | 君 |
| 8番 | 飯野良治 | 君 |
| 9番 | 野口雅弘 | 君 |
| 11番 | 海野 | 隆君 |
| 12番 | 久保谷 | 充君 |
| 13番 | 川畑秀慈 | 君 |
| 14番 | 難波千香子 | 君 |
| 15番 | 紙井和美 | 君 |
| 16番 | 柴原成一 | 君 |
| 18番 | 吉田憲市 | 君 |

○欠席議員

| | | |
|-----|-----|----|
| 17番 | 久保谷 | 実君 |
|-----|-----|----|

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

| | | | | | | | |
|----|---|----|-----|-----|-----|----|-----|
| 町 | 長 | 千葉 | 繁君 | | | | |
| 副町 | 長 | 坪田 | 匡弘君 | | | | |
| 教 | 育 | 長 | 立原 | 秀一君 | | | |
| 町 | 長 | 公室 | 長 | 佐藤 | 哲朗君 | | |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 青山 | 広美君 | | |
| 町 | 民 | 生 | 活 | 部 | 長 | 中村 | 政人君 |

| | | | |
|-------------------|-----|----|---|
| 保健福祉部長 | 小澤 | 勝 | 君 |
| 保健福祉部次長 | 山崎 | 洋明 | 君 |
| 産業建設部長 | 林田 | 克己 | 君 |
| 教育委員会教育部長 | 小林 | 俊英 | 君 |
| 政策企画課長 | 糸賀 | 昌士 | 君 |
| 総務課長 | 石田 | 栄司 | 君 |
| 財政課長 | 坂入 | 紀章 | 君 |
| 秘書広聴課長兼 広報戦略室長 | 小倉 | 貴一 | 君 |
| 防災危機管理課長 | 山崎 | 厚 | 君 |
| 道路課長 | 浅野 | 修治 | 君 |
| 都市整備課長 | 井上 | 稔 | 君 |
| 農業振興課長 | 小松澤 | 智 | 君 |
| 学校教育課長 | 飯村 | 弘一 | 君 |

○議会事務局出席者

| | | |
|------|----|----|
| 事務局長 | 大竹 | 久 |
| 書記 | 堀内 | 淳 |
| 書記 | 湯原 | 智子 |

令和4年第3回阿見町議会定例会

議事日程第4号

令和4年9月9日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

令和4年第3回定例会

一般質問3日目（令和4年9月9日）

| 発 言 者 | 質 問 の 趣 旨 | 答 弁 者 |
|----------|--|-------------------|
| 1. 海野 隆 | 1. 道路里親制度及び公園里親制度の改善及び推進するための課題について 2. 安倍元首相の国葬に対する対応について | 町 長 町長・教育長 |
| 2. 栗田 敏昌 | 1. 消防団員優遇制度と団員確保について | 町 長 |
| 3. 栗原 宜行 | 1. 阿見町の農業者支援は、十分に出来ているか | 町 長 |

午前10時00分開議

○議長（平岡博君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（平岡博君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含めて60分以内といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてたずね場であります。したがって、町の一般事務に関係のないものは認められません。また、一般質問は町長の個人的見解をたずね場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、11番海野隆君の一般質問を行います。

11番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔11番海野隆君登壇〕

○11番（海野隆君） おはようございます。

それでは、今日最初の一般質問を行いたいと思います。

今回は私は2項目について質問をさせていただきます。その第1項目、道路里親制度及び公園里親制度の推進と課題について、お伺いをいたします。

阿見町は茨城県内でも人口が増加する数少ない自治体の一つでございます。9月1日付の常住人口は4万9,573人となって、昨年12月1日に4万9,001人を突破してからは、1度も減少することなく増加しております。年度内には、待望の人口5万人を突破するのも夢ではないの

ではないかと思われます。

阿見町で初めて人口が4万7,000人を超えたのは、平成13年、2001年8月に4万7,001人になりました。4万8,000人を超えたのは、平成23年、東日本大震災のときですけれども、2011年10月に4万8,011人となりましたけれども、次の月には4万8,000人を割り込み、平成26年、2014年11月から、平成27年、2015年9月まで、4万8,000人を維持していたものの、その後4万8,000人を割り込み、再び4万8,000人を超えるのは6年後の令和3年、昨年ですね、2021年1月に4万8,059人、以降は今日まで人口増加が続いております。

人口増加の要因は2つございます。出生数と死亡数の差である自然増減と、転入と転出の差である社会増減でございます。阿見町の人口増加は、専ら転入が転出を上回る社会増が要因となっております。

ちなみに、この統計のある令和2年の出生数は297人、死亡数は538人で、自然増減では241人のマイナスでございました。それに対して、転入者は2,205人、転出者が1,708人で497人の増加、差引きの純増加人口が256人となっております。

JR荒川沖駅周辺の本郷地区や荒川本郷地区、役場周辺の中央地区への住宅団地造成が引き続いて活発に行われております。ここ5年程度はこの趨勢が続くと思われます。つまり、何が言いたいかという、公園もたくさん造られるということになります。

6月末から7月、8月と、町内を歩く機会がございました。議会報告を持って町内あちこちと歩いてきましたけれども、中小規模の新しく造成された団地には、開発行為による公園が造られ、滑り台やブランコ、ベンチ等が整備されておりました。

しかし、近隣住民が利用できないほど公園全体が夏草に覆われ、利用できないところも多かったということがございます。暑かったこともあって公園には子供たちも高齢者の姿も見えませんでした。あれだけの夏草ではなかなか利用しづらいと思いますけれども、8月になってようやく公園の除草が行われたりして、子供たちの姿も見受けられるようになったということになります。

阿見町は、公園里親制度、道路里親制度を導入して、住民自ら公共空間の管理及び清掃を行っているところがございます。公共空間は、税金を徴収している国、県、町がそれぞれ責任を持って管理清掃することが基本だと思います。この認識に疑問の余地はありません。その上で、私は住民の身近な公共空間については、住民が自ら管理清掃を行うことが望ましいと考えております。

しかし、現行の里親制度は、住民のボランティアに頼り過ぎている面があると思います。里親制度がなかなか伸びないというのは、住民の負担感が強いということもあるのではないかと思います。

補助金を増額したり、安全な作業を推進したり、道路里親制度及び公園里親制度の改善及び推進するための課題について伺います。

1、阿見町における公園数と公園里親制度によって管理清掃されている箇所数及び道路里親制度に登録して活動している団体数について。

2、町の管理清掃と里親制度による管理清掃の違いについて。

3、道路里親制度及び公園里親制度による補助金等について。

4、里親制度を導入しなかった場合の管理清掃費用等について。

5、里親制度導入の実績と目標管理について。

6、里親制度活動中における事故発生件数と傷害程度及び原因について。

7、里親制度を実施する管理清掃団体の保険加入状況について。

8、里親制度で管理清掃している団体の使用する機器及び研修について。

以上でございます。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん，おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

海野議員の道路里親制度及び公園里親制度の改善及び推進するための課題についての質問にお答えいたします。

1点目の公園数と公園里親制度によって管理清掃されている箇所数及び道路里親制度に登録して活動している団体数についてであります。

公園緑地及び道路里親制度は，各施設に対する愛着心の向上及び地域の良好なコミュニティの形成に寄与することを目的に，地域住民団体による環境美化等に関するボランティア活動を町が支援する制度です。

当町における公園緑地数は，令和4年8月時点で189か所です。そのうち里親により管理清掃されている公園緑地は52か所で，活動している団体数は33団体です。また，道路里親では5団体が登録されております。

2点目の町の管理清掃と里親制度による管理清掃の違いについてであります。

公園緑地における町の管理清掃では，年間1回から3回程度の除草や，定期的な樹木の消毒及び剪定が主な作業内容です。一方で，公園緑地里親では，清掃や除草，公園施設の破損等の情報提供などが主な作業内容となり，団体によっては刈払機等で草刈りをしていただいているところもあります。

また，道路における町の管理清掃では，年間3回程度の除草や，定期的な樹木の消毒及び剪

定が主な作業内容です。一方で、道路里親による管理清掃では、ごみ拾いや草取り、危険箇所等の情報提供が主な作業内容です。

3点目の道路里親制度及び公園里親制度による補助金等についてであります。

里親制度の補助金の詳細につきましては、広報あみ9月号通常版にも掲載しましたが、道路里親制度では、100メートル以上の活動に対し、距離に応じて年間上限1万円から5万円が交付されます。公園緑地里親制度では、活動する公園の面積に1平方メートル当たり40円を乗じ、年間、下限5万円から上限20万円が交付されます。

4点目の里親制度を導入しなかった場合の管理清掃費用等についてであります。

公園緑地では、町と里親団体が管理清掃の内容が異なるため一概には比較できませんが、町が発注している草刈費用は1平方メートル当たり約48円です。一方で、公園緑地で草刈りを実施している里親団体の補助金額から割り返した額は、1平方メートル当たり約15円という計算になります。また、道路里親では、町の業務と里親の業務の内容が異なるため比較はできません。

5点目の里親制度導入の実績と目標管理についてであります。公園緑地里親制度の登録団体数は、旧制度が導入された平成17年度に3団体で始まり、補助金交付制度に移行した平成25年度では19団体、現在は33団体となっております。なお、第6次総合計画では、令和5年度までの目標登録団体数を32団体としております。

道路里親制度の登録団体数は、制度が導入された平成26年度に4団体で始まり、現在は5団体となっております。なお、行政改革大綱実施計画における令和5年度までの目標登録団体数は6団体となっております。

6点目の里親制度活動中における事故発生件数と傷害程度及び原因についてであります。

公園緑地里親活動中の事故は、確認できるもので、平成30年度にハンドガイド式草刈り機の刈り高さ等の調整中に手を刃に巻き込まれて負傷し3日間通院した事故と、令和3年度に刈払機の刃がネットフェンスに接触し破断した金属片で右足すねを負傷し9日間通院した事故の2件がありました。また、道路里親については、これまで事故等の報告はございません。

7点目の里親制度を実施する管理清掃団体の保険加入状況についてであります。

里親制度を実施する団体に対して賠償補償保険に加入しており、ボランティア活動を行う住民がけが等をした場合に保険金が支払われるほか、第三者に被害を与えた場合にも賠償できるようにしております。公園緑地里親では現在984名分加入しており、年間保険料は36万4,080円です。また、道路里親では現在98名分加入しており、年間保険料は3万6,260円です。なお、これらの保険料は全て町が負担しております。

8点目の里親制度で管理清掃している団体の使用する機器及び研修についてであります。

道路里親では刈払機等の機器は使用しておりません。公園緑地里親では、現在活動している

団体の中には刈払機等を使用して草刈りや低木の剪定をしているところもあります。また、そのような機器を使用するに当たっては、ボランティア活動であることから安全に使用していただくようお願いはしておりますが、町で研修を実施したり受講を義務づけてはおりません。しかし、ボランティア活動であっても安全に使用するための知識は必要と考えますので、各団体の研修済み者等の実態把握及び研修等の情報提供を検討してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 御答弁ありがとうございました。

答弁の確認をさせていただきたいんですけども、保険加入状況についてお伺いしたいと思います。

ボランティア活動保険に加入されているということだと思いますけれども、現在、公園里親制度で984名、道路里親制度で98名が加入されているという答弁でした。団体によっては、里親としてのボランティア活動を広く呼びかけて、必ずしも団体メンバーでなくとも活動に参加できるような例もあるように聞いております。

先ほどの保険というのは個人を登録することによって、有効になるというものなのか、登録しなくても団体の活動ということで、その団体の活動に参加した誰もが有効になるのか、これ分かりますか。すいません。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長林田克己君。

○産業建設部長（林田克己君） はい、お答えいたします。

毎年、里親の団体からは申請書を上げていただき、その中に名簿を添付していただくようになります。人数によって、ボランティア保険には加入するんですが、保険会社のほうに名簿を添付するということがございませんので、トータルで何名で加入しますというような加入方法をしております。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） ありがとうございました。安心して活動に参加できるということだと思いますけれども、それでは、再質問をさせていただきますけれども、それぞれ里親制度でボランティアにやっていただく、そういう中身があるようなんですけれども、答弁では、道路里親制度については刈払いについては使っていないようだ。それから、公園里親制度については、団体の中には刈払機を使用してやっているというところもあるようだということのようなんですけれども、実際は道路里親制度で登録して活動している団体の中にも刈払機を使用してやっているところもあるのではないかと思いますけれども、それは聞いてないですか。答弁にないって書いてあ

るから、聞いても、ないという答えなのかもしれないけど、私はちょっと聞いているんですけども、どうですか。

○議長（平岡博君） 道路課長浅野修治君。

○道路課長（浅野修治君） 町内の道路里親でも、阿見町の道路里親と茨城県の道路里親がございます。茨城県の道路里親で実穀地内で活動されている団体は、その中心の方が草刈りやそういう仕事をされている方が加入されているようで、その方を中心に刈払機を使っていると聞いております。町内の阿見町の道路里親では、除草といっても、ちょっとした鎌とほうきとちり取りぐらい、その程度の除草で活動しております。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 分かりました。県の道路里親制度と町の道路里親制度の制度を利用する団体が違うということで、これは町の道路里親制度、公園里親制度やっていますので理解しました。

それで、刈払機を使用する作業において、先ほど事故が2件あったということで答弁がありましたけれども、刈払機は非常に危険な機器のようで、作業者が草に足を取られて転倒したりとか、それから刃ですね。刈刃の跳ね返りなどによって、それが接触したりして災害が起きると。誤った使用方法による作業もあって、振動障害発生の可能性があるなどということで、危険な作業と分類をされているようでございます。これらの適切な取扱方法については、やはり一定の研修を受けて、勉強して、それでもって作業をするということが必要だと思います。

平成12年2月には、労働基準局から、事業者ですね。これは、あくまでも業としてやっている事業所は、就業制限業務または特別教育を必要とする危険有害業務に準ずる危険有害業務に初めて従事する者に対する特別教育に準じた教育の一つとして、刈払機の取扱作業員に対して、安全衛生に関しての必要な知識を付与するため、安全衛生教育を実施するよう指針が定められております。実際、業として行う事業所はもちろんですけれども、一般企業、除草とか刈払いを業としてやっていない企業でも、従業員に刈払機を使用する作業をさせるには所定の教育を実施しているところも多いというふうに聞いています。

この講習、教育ですね。これはどんな教育なんですか。分かりますか。

○議長（平岡博君） 林田克己君。

○産業建設部長（林田克己君） はい、お答えさせていただきます。

今、議員のほうから説明がありましたとおり、刈払機を使用する作業員の安全確保かつ作業員に対する振動障害を防止するため、必要な知識を付与するものと認識しております。カリキュラムの内容としましては、草刈り機に関する知識、作業に関する知識、刈払機の点検及び整

備に関する知識及び振動障害に関する知識等のほか、実技演習を行うようでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 私も幾つかこういった刈払機の安全衛生教育、これをやるセンターといますか、業者があつて、幾つか私も実際に電話してみたりとか、ネットで取ったんですけども、全部で6時間、ほぼ1日でできると。それには、実際の作業も1時間やるということで、今御説明のあつたとおりなんですけれども、私も刈払機を持っていますけれども、ホームセンターから買ってくると、見よう見まねですぐ始まってしまうという形になっていて、講習などを受けるといふことは考えも及ばなかったんですけども、確かに非常に危険なあれなので、やったほうがいいかなというふうに思いました。

それで、私の知人にゼネコンに勤務をしていた方がいて、聞き取りもしたんですけども、ゼネコンは大体元請ですから、元請の従業員はもちろん、その下請、孫請にまで安全教育を徹底しているかどうかと、このことについては非常に配慮しているんだと、そういうことを言っておりました。それでも事故を完全に防ぎ切ることにはなかなか難しいということも言っておりましたけれども、その場合に大事なことは、事故があつても決定的な事に至らないような軽い事故で済ませると、こういうことが非常に大事だというようなことも言っておりました。

阿見町では、公園里親制度だけではなくて、もちろん業者をお願いするのは、その業者が責任持って安全教育をやると思うんですけども、シルバー人材センターなんかも町としては依頼をしているのではないかと思うんですけども、シルバー人材センターのことについてお聞きするのも何なんですけども、シルバー人材センターで除草の仕事って結構あるんじゃないかと思えますけれども、その刈払いを運転する可能性のある方々に教育がなされているかどうかは確認しておく必要があると思いますが、これどうなっているか分かりますか。

○議長（平岡博君） 林田克己君。

○産業建設部長（林田克己君） はい、お答えいたします。

町が委託をしています草刈り業務については、全て受講者の方がやっているということでございます。それと町以外の民間、個人の方が委託する業務についても教育受講者の方が行っていることを伺っておりますので、刈払機を使用する方については全て受講者というような認識をしております。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） ありがとうございます。安心をいたしました。

公園里親制度のことに戻りますけれども、実際、例えば行政区が中心になって、行政区が団

体になることもあるのかな、行政区が中心になってやるような場合に、公園を除草するときに刈払いを使用してやったとして、そのボランティアの中にはこれまで事業所でそういった安全教育を受けた方もいると思います。だけど、いない方々も相当数いるのではないかなと推察されます。

保険の話先ほどしましたけれども、保険というのは事後対応になりますよね。事故が起きたときに、それをどう補償していくかという話になります。非常に重要な話は予防になります。操作する自分自身、それから、周囲にいるボランティア仲間、それから、小石が跳ねるとかがあって、駐車している車とか近くのうちの窓とか、そういうことが実際には事故の危険性があるわけですが、重要なものは予防なので、先ほど言いました教育はもちろんですが、その教育によって多分事故が起きないように操作方法とか、それから防護をするための眼鏡とか、それから飛散防止のカバー、これは私もあまり飛散防止のカバーをやると草が入っちゃうのでカバーつけないんですけども、飛散防止のカバー、そういうものをしっかりと装着して操作するということが必要だと思います。

公園里親制度、先ほど2件ほど事故があったと。典型的な刈払機の事故ですよね。こういうことが、もっとひょっとしたらあるのかもしれない。もうちょっと軽微な事故もあったかもしれないと思われるんですけども、危険予防、災害防止のためにも、先ほど言った講習、安全衛生教育を受けていただくということで、呼びかけているというかな、答弁では促しているということなんですけども、そのボランティアの条件にすべきではないかというふうにも思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（平岡博君） 林田克己君。

○産業建設部長（林田克己君） はい、お答えいたします。

先ほど刈払機の使用について、業として営む会社、企業、そういったところについては、そういう教育を受講する努力義務、そういったものがあるということなんですけど、ボランティアという形になってそこまでの条件というものを付しますと、個々の施設、公園、緑地、そういったもので、その刈払機をする頻度とかも違ってきますので、なかなか義務化が難しいのかなと。

あと、高齢の方がかなり多いということで、どちらかというところ、そういう受講とか、そういったことが苦手な方も多々いるのではないかということから、今のところ、それを条件にして刈払機の使用をお願いするということは、町のほうとしては予定はございません。

それで、近隣市町村の動向等も調べてみたんですが、取手市でそういう条件を付しているというケースがあるようなんですが、これは、取手市が刈払機を貸与した場合という限定つきで、受講者を条件化しているということでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） ありがとうございます。

私も教育訓練をやっているセンターに、同じような自治体で公園里親制度などでボランティアをやっている団体に行政が補助金なり、あるいは講習費を持つような、そういう例があるかって、2か所に聞いてみたんですけど、ちょっと統計がないということで断られちゃったんですけども、今の場合は刈払いを町の所有物を貸与するという形で取手市が出しているということで。町の場合には対応がないわけです、阿見町の場合は。

ただ、やっぱり公園ボランティアということで制度として確立をされていて、それで刈払機も使用するのを団体にお任せしているということであるならば、事故が既に2件起きているし、まあまあ、9日も通院するとこれは大きい事故ですよ。多分、事業所だったら労災事故になると思うんです。そういうことを考えてみると、小金を惜しむというか、どの程度対象者がいるか分からないけれども、少なくとも……。だから、既に講習を受けている人はいいいわけです。各本人が会社を通じて受けているか、本人を受けているからいいとして、受けてない方々にそういうものを条件づけるというか、そういうのは私は町としては必要だと思いますけれども、もう一度答弁ください。

○議長（平岡博君） 林田克己君。

○産業建設部長（林田克己君） お答えいたします。

現在町では、そういう受講者が里親の構成員にどの程度いるのかという実態をつかめていない状況です。なので、その実態把握をまず進めたいというように考えております。

受講を義務づけるという場合になると、当然その受講料というものが生じてくるわけなんです。幾つかのそういう開催しているところの受講料を調べますと、1万円を超えた設定が結構あるんです。そうしますと、多くの団体から申請が上がった場合には、町のほうとしてもかなり金額的な負担が生じるということになりますので、その辺りは検討していかないとけないなというふうに考えております。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 小金を惜しむなってさっき言ったんですけども、取りあえず調査をしていただいて、公園里親制度で活動されているボランティア団体で刈払いを実際に使用しているかどうか、そういうことも調査をしていただいて、その中で、講習を受けたことがあるのかないのか、こういうことも調査をしていただいて、私は、受けていない方々については1人1万円程度で1回受ければ少なくともそれは受けたことになるわけです。毎年毎年受けるわけじゃないので。ですから、300人いても300万と。これが大きい小さいかはまた別として、この

公園里親制度というのは、ただ単に町が安く、安くと言っても言葉悪いんだけど、その安く公園の除草とか清掃をやってもらうということではないわけです。これは。地元のコミュニティとか、それから地元の愛着とか、そういうものを向上させるというのかな、そういうことのための大きな役割があるので、ぜひともそういう方向でやっていただきたい。里親団体に教育講習実施の要請と費用負担の制度をつくる、セットでやってもらいたいと思っているんですけど、町長、どうでしょうか。

○議長（平岡博君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） お答えします。

私も刈払機を使用していますけれども、やはり危ないです。危険な思いも何回かいたしました。また、シルバー人材センターでも、そういった講習を受けてやっている人の中でも、やはり飛石だとか、けがをさせたり、それから車を破損させたり、そういったものもあります。話を聞いていても、やはり受講させるということは大事なことかなというふうに思っています。

免許制度とはちょっと違う、単なる受講なので、個人に1万円出したからどうのこうのということもないですし、そういったことで町でそういった方々に受講していただいて、受講証みたいなものを掲げていただいてというようなことはやはりやらなくちゃいけないのかなというふうに思いながら聞いておりました。

先ほど、どのぐらいの人たちがいるか把握をしていくというようなことでおりますけれども、ただボランティアでございますから、受講しなければ駄目だということになってしまうと、やっていただける方が少なくなるのかなというのも危惧しますので、そういったことも含めまして、基本的には安全第一ということでもありますので、方向性はそんな方向で進めさせていただきたいというふうに思います。

研究をさせてください。よろしく申し上げます。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に入っていいですか。ありがとうございます。

それで、第2問目に入りたいと思います。

第2問目は、27日に行われる安倍元首相の国葬に対する対応についてお伺いをしたいと思います。

安倍元首相が参議院議員選挙期間中に銃撃を受けて死亡されたことは突然のことで本当に驚きを禁じ得ませんでした。哀悼の意を表したいと思います。犯人は、世界平和統一家庭連合、旧名称は世界基督教統一神霊協会への信仰によって崩壊した家族を持つ恨みだったということのようです。まだ詳細は判明をしていないということですが、その恨みが元首相に向か

ったものだと、そういうふうには報道されております。しかし、どのような理由があろうとも、こうした卑劣な犯行は決して許されるものではありません。しかし、その後の報道によれば、旧統一教会及びその関連団体と元首相が深い結びつきを有していたことが明らかになってきております。そのことが犯人の標的となったとも報道されており、また、自民党、公明党、与党のみならず、立憲民主党など野党の一部議員も一定の関係を有することが明らかになっております。

私は、元首相の国葬には様々な理由で反対でございます。これまでの首相経験者では、佐藤栄作氏が死去した1975年には内閣と自民党及び国民有志が主催する国民葬として行われ、近年では内閣と自民党による合同葬が主流になっております。戦後に国葬が行われたのは、1967年の吉田茂氏ただ1人だけでございました。

国葬は、政府により9月27日の火曜日に実施すると決定されており、中止になることはないだろうと思われまます。弔意を表することは、国民の極めて内心の自由に関わる事柄であり、強制することは許されないと思ひます。昨日も、衆参両院の議会運営委員会の閉会中審査があつて、松野官房長官が、国民に弔意を強制することはないんだということを言明されておりましたけれども、そこで、元首相の国葬に対する町及び教育委員会の対応について、以下お伺いをしたいと思います。

- 1、町及び職員に対する対応はどのようなものになりますか。
- 2、学校に対する教育委員会からの要請等対応はどのようなものになりますか。
- 3、町民への弔意の要請等の対応は行ふのかどうか。

この3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（平岡博君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 安倍元首相の国葬に対する対応についての質問にお答えいたします。

1点目の町及び職員に対する対応はどのようなものになるのかと、3点目の町民への弔意の要請等の対応は行ふのかについては関連しますので、一括してお答えいたします。

内閣府では、国民に弔意表明を求めない方針を示すとともに、地方自治体や教育委員会に協力を呼びかける予定はないと説明していることから、現時点で、町として弔意を表することや、職員並びに町民の皆様に対する要請を行う予定はございません。

2点目の学校に対する教育委員会からの要請等対応はどのようなものになるかにつきましては、教育長から答弁いたします。

○議長（平岡博君） 教育長立原秀一君、登壇願ひます。

[教育長立原秀一君登壇]

○教育長（立原秀一君） それでは、2点目の学校に対する教育委員会からの要請等対応はど

のようなものになるかについてであります。

町教育委員会では、国・県からの弔意の表明について等の通知があった場合、基本的に各学校へ周知することとしております。

しかし、町長の答弁にもありましたとおり、今回の国葬について、内閣府は、地方自治体や教育委員会に対する弔意表明の協力を呼びかける予定はないと説明していることから、町教育委員会からの要請を行う予定はありません。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 分かりました。ありがとうございます。

町の対応については、半旗の掲揚もしないということで、それぞれが心の中で哀悼を表する人は表すと、黙祷する人は黙祷すると、対応は個々人に任せるとのことだというふうに理解をいたしました。

教育委員会の対応についてお伺いをさせていただきたいと思っておりますけれども、教育委員会は、独立行政委員会として、首長、町長から独立し、多様な属性を持った複数の委員による合議により様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定等を行うものとされております。教育委員会は学校の運営に関して、校長に広範囲に権限を移譲して、教育の中立性を確保するために活動するとされております。

とはいうものの、校長に代表される学校現場が、教育委員会の要請や通知に敏感に反応するということが否めない事実だというふうに思います。したがって、今回の国葬に当たって教育委員会がどのような対応をするか、学校現場にどのような通達を行うかということについて、極めて関心を持っておりましたけれども、先ほどの答弁で通達等はしないということだったので、私自身はよかったなと思っております。

安倍元首相の業績については、高く評価している国民が多数いることも承知しておりますけれども、一方で、安倍元首相の政権運営に批判的な方々も多数いることも事実でございます。なかなか評価が定まっていないと言うべきではないかと思えます。

小中学校の児童生徒は、特に中学生になりますと、15歳は間もなくあと3年で有権者になりますので、政治についても、もちろん、新聞、テレビ、インターネット等で多くの情報を得ているものというふうに思いますけれども、そういう状況の中で、児童生徒については、何か一方の評価や価値について押しつけないということは非常に重要だと思っております。

その上で各学校の現場にお願いしたいことがあります。ともすれば、政治の問題とか社会の問題など賛否の分かれる問題については遠慮するところがあるのではないかと、抑制するところがあるんじゃないかというふうに思います。

私は、子供たちの、もちろん発達段階に応じて、問題があった場合にその問題を深く掘り下げて、反対賛成のそれぞれの意見をよく認識をさせて、自分ならこう考えるという自らの意見、自分の意見を持たせるような、そういうよき公民というんですか、国民ですか、有権者というか、よき公民を育てるということに期待したいと思います。学校現場に期待したいと思います。

このことについて、教育長の見解、よき公民を育てるために、賛否が分かれる問題、課題、そういうものについても取り組むべきだと私は思うんですけども、教育長についての御見解を伺って、この問題について終わりたいと思います。お願いいたします。

○議長（平岡博君） 立原秀一君。

○教育長（立原秀一君） それではお答えします。

私自身も海野議員のおっしゃったことを、学校教育現場では課題であるというふうにかけております。

教育基本法第14条、旧第8条なんですが、第1項に、良識ある公民たるに必要な政治的教養は教育上これを尊重しなければならない。第2項が、法律に定める学校は特定の政党を支持し、又これに反するための政治教育その他政治活動をしてはならないとあります。

第1項めなんですが、政治的教養ということについては、いろいろ意味が含まれてございます。その中で、一つとして、私は現実の政治への理解力やこれに対する公正な判断力があると考えております。つまり、この力を育てるためには、現在議論されているような政治問題や社会問題等を取り上げるべきであると考えます。しかし、第2項を意識するあまり小中学校の社会科や高等学校の公共——旧公民ですけども、では、憲法は政治活動、選挙制度などを学習しています。これは政治的教養の一つになると思うんですけども、そちらに重きがあって、タイムリーな政治問題や社会問題について、取り上げることをちゅうちょしてきたというふうに思っております。

次に、主権者教育からの観点ですけども、18歳選挙権、先ほど議員もおっしゃっていたように、導入されました。主権者教育が実施されているような報道を見る機会が多くなってきたというふうに感じております。

しかし、模擬選挙を行うなど、若者を選挙に行かせることを主眼とした教育活動に見えてきてしまっているし、私自身見えている、見えてしまったということです。

主権者教育とは単なる政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、社会を生き抜く力や地域の課題や社会構成員の1人として主体的に担うことのできる力を身につけさせるということが非常に重要だというふうに考えております。

今日の世界や社会情勢というのは本当に多様化、複雑化しております。これからの日本や世界を担う子供たちにとって、発達段階に応じて、今起きている政治問題や社会問題などに目を

向かせて、賛否のみならず、多様な意見があるんだというようなことを聞いたり話し合ったりして、自分の考えを持たせるということは、教育上大変重要なことだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） これで終わりますけれども、今教育長の答弁を聞いて感動いたしました。議会も何らかのお役に立てれば、そういう機会があれば議長を中心にやっていただきたいということで、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで11番海野隆君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時5分とします。

午前10時53分休憩

午前11時05分再開

○議長（平岡博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番栗田敏昌君の一般質問を行います。

3番栗田敏昌君の質問を許します。登壇願います。

〔3番栗田敏昌君登壇〕

○3番（栗田敏昌君） 皆さん、こんにちは。一般質問最終日、最後から2番目、最近始めたゴルフの順位と重なってしまった栗田敏昌です。よろしくお願ひします。皆さんから受け継いだバトンを栗原議員、最後のアンカーに届けられるように頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

そして、もう1つなんですけど、ここにアップできないのが申し訳ないんですけど、これは、あみっぺがついているマスクなんですけど、これは昨年12月から今年の1月にかけて観光協会が主催として行われたそばフェアがありまして、その際に、ページめくって、10店舗あった中の特別メニューを頼むと頂けるシステムとなっておりました。その際ためたマスクなんですけど、いよいよあと1枚になってしまいましたので、また今年も実施していただけるように、お願ひしたいと思います。そして、その際は皆さんも積極的に出向いていただいて、おいしい料理を食べて、観光協会、そして飲食店、コロナで大打撃を受けていますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

消防団の皆様は、ほかの本業を持ちながら、火災、自然災害時、行方不明者の捜索などに、昼夜を問わず、町民の生命・安全を守っていただいております。しかしながら、資料の1枚目

を見ていただけると分かるように、平成25年では344人、団員数いましたが、現在令和4年では261名と、見てとれるように消防団員数は年々減少しております。地域のために縁の下で活躍している消防団の減少に歯止めをかけなければいけません。そのために、以下の項目について質問いたします。

- 1, 阿見町の現在の優遇制度。
- 2, 団員の処遇改善に向けての取組状況。
- 3, 消防団活動に対する住民周知。
- 4, 平日日中帯の出動に対する支援。
- 5, 災害現場での連絡方法の改善。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 栗田議員の消防団員優遇制度と団員確保についての質問にお答えいたします。

1点目の阿見町の現在の優遇制度についてであります。

当町では、他市町村で見受けられる消防団応援の店と協力して、団員や家族に対する飲食費等の割引やポイント付与等の優遇制度は実施しておりません。優遇制度については、実施している市町村がありますので、優遇の内容や種類、団員以外の対象者の範囲等について調査するとともに、その制度が団員確保にどの程度の効果があるか等を検証してまいります。

2点目の団員の処遇改善に向けての取組状況についてであります。

団員の年額報酬について、今年度より階級が団員の者は2万円から2万8,000円、班長は2万5,000円から3万円に増額しました。現在は、さらなる年額報酬の増額と災害や訓練に出動した場合の手当について、額の見直しを検討しております。

3点目の消防団活動に対する住民周知についてであります。

消防団員は、日頃仕事を持ちながら、火災、地震、台風という災害から行方不明者の捜索等に至るまで、ボランティア精神をもって地域のために活躍しております。町では、広報あみやホームページにより、火災を中心とした活動状況を積極的に掲載し認知度の向上に努めておりますが、今後は、自然災害や行方不明者の捜索など増加が予想される活動に対しても積極的に広報を行い、消防団の必要性を周知してまいります。

4点目の平日日中帯の出動に対する支援についてであります。

全国的に会社員である団員が増えており、当町でも大半の団員が会社員という状況にあるた

め、土日や夜間と比較すると、平日日中に出動できる団員が少ないというのが課題となっております。先般の大規模火災においても、土日や夜間と比較し、平日日中における出動団員数の少なさが顕著でありました。

町では、平日日中帯の活動団員補充を目的に、令和3年度から役場消防部を組織し、課題の改善に向けた対応を行っております。さらに今後は、町工業懇談会等の企業に対して、団員の出動に関する配慮をお願いし、平日日中に出動団員不足解消に取り組んでまいります。

5点目の災害現場での連絡方法の改善についてであります。

災害現場では、主にトランシーバー無線機を使用するほか、消防車両受令機、スマートフォン等を用いて連絡を取っております。トランシーバーは安価ではありますが、一斉送受信が可能のため、現場で有効な機器となっております。しかしながら、現在、町で保有している機器は比較的近距离用のものであり、消防団員からは、より広範囲で使用可能なものへの切替要望が出ております。

連絡機器については、多種多様であり、最近ではIP電話やMCA無線も普及しているため、消防団幹部と相談しながら、団員にとって最適な機器を提供できるよう検討してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗田敏昌君。

○3番（栗田敏昌君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、1点目から再質問のほうさせていただきます。

優遇制度の一つとして、今年度から消防団員の準中型自動車免許の取得費補助を始めたと思いますが、現在までの申請状況はどうか。また、この取得をしないと消防車を運転できない団員は何人いらっしゃいますか。お願いします。

○議長（平岡博君） 町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、今年度から、その補助金交付のほう始めております。現時点での補助の対象者でございますけども、4人程度ではないかと認識しております。そのうちのお一方から相談を受けております。

なお、免許制度の改正が平成29年3月からありますので、今後若い団員に対象者の方々が増えていくのではないかと予想はしております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗田敏昌君。

○3番（栗田敏昌君） 近年、年額報酬の増額や免許費の補助に取り組んでいるのは重々承知で、とても取り組んでいるというのは分かるんですが、なかなか集まらないのも今の現状です。

なので、もっと魅力的なものがないかなと思ひまして、担当課の方と一緒にこれまで調査してきました。担当課の方には、ほかの自治体でどんなものを行っているかなどを調べていただいて、僕は、近隣の方、消防の幹部も含め、消防団、消防団を持つ奥さんと小中学校の保護者、一般の方などなど、様々な分野の方から聞き込みをしました。

その調査は本当に様々な意見があったので、難しい事案もあったんですけど、その中で持ち帰って、また担当課の方と協議をして、1つ、今資料2があるんですけど、シート3、この富士見町というところで、これは許可を得て、出していいと言われたのでそのまま出しますが、こういう事業はいいなと思ひました。そして、こういう事業であれば一歩先進めるのかなと思ひまして、ちょっと提案したいなと思ひました。特にいいなと思ひたのはやっぱり、この定住促進を促すためにじゃないですけど、新築住宅補助金、住宅リフォーム補助金、空き家改修、空き家を利用して定住促進を図るために行う事業、これはいいなと思ひました。

この資料のように消防団、事務担当課だけではなくて、課が連携して団員に対して補助事業を行っている例があるか。阿見町での場合どうなっているかを教えてください。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、確かに、消防団員と家族に感謝の気持ちとして様々な支援を行っている自治体、このようにございます。ありまして、ここに書いてあるような定住促進とか、生活環境に関するものとか、子育て支援に関するものなど、様々な補助事業を行っておりますが、消防団員と掛け合わせて支援する形というそういうものは採っておりません。

他部署や、他事業との連携については、実際サービスを受ける方々との公平性であるとか、町全体のバランス、また、それに対する効果、そういうものを考慮に入れながら検討していかなければいけないと思ひますので、これから調査のほうは進めていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗田敏昌君。

○3番（栗田敏昌君） ぜひ、これはよろしく願ひします。

言葉はちょっと悪いかもしれないですけど、家族、奥さんたちが、あんた行ってきなさいみたいな、そんな後押しできるような補助制度ができれば、もっともっと団員確保に向けて推進するのではないかなと思ひました。

それで、2点目の質問の再質なんですが、災害や訓練に出動した場合の手当は、国の基準では8,000円が標準とされていて、この金額を参考にしながら活動時間や種類、区分して見直しを検討してもらいたいと思ひますが、ここで聞きたいのは、地区や行政区の防災訓練やイベントなどに消防団が出た際の手当などは支払われるのか、お伺ひします。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

地区の行政区や防災訓練、イベント等に地元の消防団員が派遣された場合は、その場合、最初に事務局である防災危機管理課のほうへ御相談いただきたいと思います。その後、消防団長に確認を行いますので、団長から消防団活動として認められれば、出動手当を支給することも可能ではあります。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗田敏昌君。

○3番（栗田敏昌君） 分かりました。

それでは、3点目の再質です。

団員の勧誘について、住民に直接チラシを配布しているような例はありますか。また、学校のPTAなどで保護者向けに勧誘を行うのも効果的だと思いますが、そのような例はございますか。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい。

ここ数年はコロナ禍によりまして中止にはなっておりますけども、まい・あみ・まつりや、さわやかフェアのときに、女性消防部が消防団の紹介チラシを用いて勧誘などを行っております。また、学校のPTAでも、団員が消防団の紹介をして、その結果入団したいというような例もありましたので、非常に効果的だと思いますので、消防団と協力して、今後そのような活動も広めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗田敏昌君。

○3番（栗田敏昌君） 僕を例に挙げますと、僕も消防団の団員で、PTAの保護者でもありまして、保護者としてPTA総会、授業参観など行きますと、今、夫婦で来る、学校に伺うのが結構主流となっているというか、大体夫婦で来るのが多くて、PTA総会などですとお母さん方がたくさん来ますので、その絶好の場だと思います。実際PTAの総会のときに、この子いいな、ではないですけど、消防団に入ってもらえればいいなと思う子もいるので、せっかく教育関係の方もいらっしゃいますし、高野議員もPTAの役員なので、ぜひ町のPTA連絡協議会で後押ししてもらって、一つ行事を入れてもらって、そこに団員として団服着て、手当もらって、どうせって言い方はあれかもしれないですけど、行くと、大体みんな団員の人もいるので、そこで一つ紹介するのも、そういう地道な活動することが団員確保に向けての一つの道筋だと思っていますので、ひとつよろしく願いいたします。

そしたら、4点目なんですけど、これ石引議員の昨日の答弁にもあったのですが、6月30日から7月5日の大規模火災において、出動団員数の少なさが顕著であったと言われていました。角度を変えまして、今回、工業団地で火災が起きて、消防団の方には尽力をしていただいて、団員が鎮火に当たりましたが、工業団地の方たちにも、こういう消防団活動、PRなど周知を行える場があるのかどうか、お伺いします。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい。

今回の大規模火災の際におきましては、工業団地の皆様の会社のほうにも、消防団の方が所属している場合は、その出動に対して配慮をお願いします、そういうようなお願いもしたことがございます。また、町の工業懇談会等もありますので、そういう場において、消防団のほうのそういう出動とか、また団への参加、そういうものをお願いすることができます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗田敏昌君。

○3番（栗田敏昌君） ぜひ周知徹底、ピンチをチャンスに変えるという言い方はちょっと語弊を招くかもしれませんが、ピンチをチャンスに変えるという意味でも、ぜひとも工業団地の懇談会などに消防団のPRや団員募集を行えるようにお願いします。

そして、5点目、災害現場での連絡方法の改善なんですけど、火災に限らず、町内広範囲にわたる大規模火災、大規模災害が起きたときに有効な通信手段を整備する考えはございますか。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい。

大規模火災などの火災に限らず、大地震や台風、そういうものは広範囲に影響を及ぼしますので、そういう場合でも消防団員は出動しまして様々な活動を行うため、広範囲にわたる通信設備、そういうものは必要かなと思います。

しかしながら、それを整備するには、やはり多額の費用がかかると思いますので、費用対効果を考慮するとともに、消防団としてどの程度まで網羅する機器が必要なのか、そういうものを団幹部などと相談しながら進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗田敏昌君。

○3番（栗田敏昌君） また、先日の倉庫火災の際に、消防団員から自転車連絡するのに役に立ったと聞いておりますが、整備する考えはありますか。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい。

確かに、火災現場が広範囲にわたる場合は、自転車による移動は有効ではないかと思えます。この件につきましても、通信手段の整備と同様、その自転車の台数であるとか、保管場所とか、効果等、そういうものを考慮に入れて検討していかなければいけないかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗田敏昌君。

○3番（栗田敏昌君） 答弁にもありましたが、IP電話とMCA無線について、詳しく教えてください。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

IP電話ですけれども、IP無線とも言いまして、通信にインターネット回線を利用しているため、使用可能エリアは日本全国となっているものであります。

MCA無線は、全国114か所の中継局を利用しまして、使用可能エリアは数十キロメートルとなっております。

両方式とも、広範囲での通信が確保されるため、広範囲の災害等に対応可能となりますが、現在使用している無線機と比べると購入費用や月額料金等がかかるため、費用対効果、そちらを見極めて整備する必要があるのかなと思っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗田敏昌君。

○3番（栗田敏昌君） 確かに、導入コスト、月額料金がかかるなど、デメリットというか、ちょっと難しいところもあるかもしれませんが、昔の人がよく言う、備えあれば憂いなし、いい言葉だと思います、本当に。起きてからないのと起きてからあるのと、この差は歴然だと思います。そして、物を点検、訓練、使えなきゃ駄目だし、使い切れなきゃ駄目だと思いますので、そういったところも併せて検討のほうよろしくお願いします。

また、皆様も多分御自宅に防災グッズなどあると思いますが、防災用具点検の日というのが、3、6、9、12月の1日に実施するというものがあります。それはなぜかという、季節の変わり目でやっぱり衣類なども違いますし、夏のもので冬起こったとき、どうするんだとかなってしまいますので、あとは、電池の液漏れや医療品とか水とかも賞味期限切れてしまいますので、3か月定期的な点検を、もし皆さん、あるんでしたら、よろしくお願いします。持ち腐れにならないようにしてください。

そして、最後の団員の確保なんですけど、今回の大規模火災のときに、延べ255人、これはすごい数字だと思うんです、本当に、1日平均で単純に40人行っているんですから。日昼夜間わ

ず、本当に欠かさず行っていて、平日の大半が夜間出動で、平日の課題になっていますけど、仕事終わってから駆けつけているんです。だから、やはりよほど町とか地域を愛しているんだなと思います。

それに伴ってではないですけど、町も団員確保に向けて、もっと魅力ある事業があれば、それに取り組んでいただいて、近隣市町村の先進事例として挙がることを期待し、一般質問のほう終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで3番栗田敏昌君の質問を終わります。

次に、7番栗原宜行君の一般質問を行います。

7番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔7番栗原宜行君登壇〕

○7番（栗原宜行君） 皆さん、こんにちは。ただいま、栗田議員からバトンを託されました栗原でございます。皆さんの御期待に沿って、30分で締めくくりたいと思います。

それでは、通告に基づき質問をいたします。

今回私は、阿見町の農業者支援は十分にできているかについて質問をいたします。

8月22日のヤフーニュースですけれども、ウクライナ情勢に伴う供給制約への懸念などによる原材料価格の高止まりや円安の進行などを背景に、企業の仕入れコストは引き続き上昇傾向にある。日銀が2022年8月10日に発表した同年7月の国内企業物価指数は17か月連続で前年同月を上回り、6月に続き過去最高を更新した。こうした中、企業で値上げの動きが相次いでいると報じています。また、10月から12月に値上げラッシュの懸念、値上げ実施済み・予定の企業は7割、4社に1社が再値上げと題して帝国データバンクも調査結果を公表しました。

こうした空前の値上げラッシュを乗り越えるため、花王株式会社が実施した2022年生活防衛意識調査では、今後減らしたい支出として、光熱費や水道代などの公共料金や、支出金額の大きい通信費、食料品、その他、衣類・服飾品、ガソリン代などが挙げられています。

一方で今後増やしたい支出としては、貯蓄・投資、このほかに、旅行・レジャー、趣味・娯楽など、新型コロナウイルスの流行から今まで自粛、我慢してきた生活の反動から、将来やいざというときのための貯蓄や投資だけではなく、旅行や趣味・娯楽など生活を楽しむことに関わる支出も増やしたいと思う生活者も多いという結果が示されました。

しかし、こうした値上げラッシュの中で、価格に転嫁できない業界もあります。農業もその一つです。

昨日、8日の円相場が一時1ドル144円の半ば、24年前の水準まで下落したとなくなっていました。今年1月の円相場が1ドル115円台でしたので、この期間30円も円安になりました。この状態は歯止めがかからない状態となっています。

1 ドル144円が続くと、年間約8万円の新たな出費となると言われ、収入が不安定な農家を直撃するおそれが出てきました。

これまで日本の農業は、国内外の社会情勢や自然環境、食糧事情などの目まぐるしい変化に対し少しずつ対応し、多くの問題を克服してきましたが、もう農家だけの力だけでは立ち行かなくなっています。農業者の現状を知り、支援について早急に検討し、実行に移さなければなりません。

そこで、以下の4点について質問いたします。

1、阿見町の農業の現状をどのように認識していますか。

2、阿見町第6次総合計画後期基本計画の農業の振興の個別施策に対する進捗はどの程度進んでいますか。

3、近隣市町村の農業者に対する独自個別対策を阿見町でも検討していますか。

4、令和5年10月1日に予定されているインボイス制度の導入は、農業者にどのような影響があるのか、また、導入に関するサポートを十分に行っていますか。

以上よろしくお願ひいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長千葉繁君、登壇願ひます。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 栗原議員の阿見町の農業者支援は十分にできているかの質問にお答えいたします。

1点目の阿見町の農業の現況をどのように認識しているかについてであります。

当町は、霞ヶ浦という豊富な水資源を有し、温和な気候と平たんな耕地に恵まれ、田では水稲、レンコン、畑では白菜、ネギ、芋類、落花生、大根、ソバなど、約40品目の野菜を栽培しており、首都圏から約60キロという地の利を活かした都市近郊型農業が行われてきました。

町農業の課題としましては、全国的な課題と同じく、農業従事者の高齢化や担い手の減少、経営耕地面積の減少、耕作放棄地の増加などが挙げられ、現在、町の認定農業者の平均年齢は60歳となっており、今後はさらに農業担い手・後継者の減少や耕作放棄地の増加が進むものと予測しております。

2点目の阿見町第6次総合計画後期基本計画の農業の振興の個別施策に対する進捗はどの程度進んでいるかについてであります。

まず、農業振興支援策の充実についてですが、担い手組織の活動の活性化や各種支援策の充実により、地域農業の担い手となる認定農業者が85名と、認定新規就農者12名を確保しており、活力ある農業の展開が期待されております。

次に、担い手の育成については、新規就農者の相談会の実施や営農指導者の協力もあり、令和4年度現在までに17名が国の給付金制度を受給しております。

次に、生産基盤の整備については、老朽化が著しい農業生産基盤の修繕や長寿命化に対し支援を行い、農村環境の維持や生産性の向上が図られております。さらに地域共同で行う多面的機能を支える共同活動も、令和4年度現在で15組織、対象面積403ヘクタールにおいて地域資源の適切な保全管理が推進されております。

耕作放棄地の活用については、地域での話し合いの中から、その地域の農業の在り方を考え、担い手への農地の集約を図る人・農地プランの実質化を推進する中で、担い手に耕作放棄地を含む集团的農地への集約を進め、カンショなど土地利用型作物による農地利用を推進しております。

その他の施策も含め、地域や県、JA、大学等と連携を図り、地域農業の活性化に向けた取組を推進しております。

3点目の近隣市町村で行っているような農業者に対する独自個別対策を阿見町でも検討しているかについてであります。

昨今の原油価格や肥料、飼料等、農業生産資材価格が高騰している状況を受け、国では、農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の肥料費について、価格上昇分の7割を支援する肥料価格高騰対策事業を行うこととなりました。

また、近隣市町村においても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した独自の支援策を行う動きがあり、さらにJAグループからも、自治体による創意工夫ある支援に対する要請を受けたことから、当町においても、燃料、肥料、飼料等、農業生産資材価格高騰に直面する農業者の負担を軽減するための独自の支援策の検討を進めており、現在、近隣市町村の動向や担い手からの要望を取りまとめているところですので、具体的な内容がまとまり次第、御報告させていただきたいと考えております。

4点目の令和5年10月1日に予定されているインボイス制度の導入は農業者にどのような影響があるか。また、導入に関するサポートを十分に行っているかについてであります。

インボイス制度とは、商品を販売した際に受け取った消費税から仕入れ時にかかった消費税を控除するための制度で、事業者が仕入税額控除を行うためには、原則として仕入先から適格請求書を発行してもらい、保存しておく必要があります。当制度は、農業者の売上高や売り先との関係により対応が異なることから、農業従事者自身が仕組みを正しく理解し、今後の経営発展を考え判断していく必要があります。

農業者が当制度の導入後も、売り先と安心して農産物の取引が行えるよう、JAなど関係機関と連携を図り、制度の周知と支援を図ってまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございます。それでは、1点目から再質問をさせていただきます。

まず、耕作地と耕作放棄地の推移なんですけれども、これはどのようになっているんでしょうか。

○議長（平岡博君） 産業建設部長林田克己君。

○産業建設部長（林田克己君） はい、お答えいたします。

国が発信しております農林業センサスから見た推移になりますが、2010年1,071ヘクタール、2015年1,012ヘクタール、2020年911ヘクタールが経営耕地面積の推移になります。それに対しまして、耕作放棄地になりますが、2010年が485ヘクタール、2015年が570ヘクタール、2020年から耕作放棄地面積が調査項目から除外となっておりますので、その時点での面積は把握してございません。

以上になります。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。2020年、5年に1回の農林業センサスですので、20年からは項目削除ということなんですけれども、耕作放棄地の割合が、2015年と2010年比較すると、90ヘクタール以上が放棄されていると。これは耕作している割合よりも多くなっているということですよ。

こういう耕作地の減少と放棄地の増加について、どのような対策を講じられていたんでしょうか。

○議長（平岡博君） 林田克己君。

○産業建設部長（林田克己君） お答えいたします。

耕作放棄地は、存在することの地域における悪影響はもとより、食料自給率の強化や多面的機能の発揮を通じ、農業者、地域住民及び国民全体の不利益につながることから、国においても平成20年度から対策を講じてきたところです。

耕作放棄地の解消に関わる補助制度としましては、平成30年度まで、国の荒廃農地等利活用促進交付金に町の単独事業の耕作放棄地再生利用緊急対策事業費補助金を上乘せまして運用をしてまいりました。しかし、国の事業が平成30年度で終了したため、町では新たに阿見町耕作放棄地再生利用補助金を定めまして、耕作放棄地の解消に取り組んできたところです。

実績になりますが、令和元年度が0.19ヘクタール、令和2年度が0.7ヘクタール、令和3年度が1.14ヘクタールになります。また、令和2年度には、掛馬地区の集落座談会において、耕

作放棄地1.6ヘクタールを含みます集団農地2.6ヘクタールを農業生産法人に貸出し、県の茨城かんしょトップランナー産地拡大事業を活用し、カンショの作付推進を行った事例がございます。

今後も、町の補助金をはじめ、国や県の制度を有効に活用しながら、耕作放棄地の解消に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 耕作放棄地が増加する中で、様々な対策を講じていただいたということでございます。

ただ、対策を講じる場合に、やはり実際やられている農業者の意向は大事だと思うんです。そういう町内農業者の意向をどのように把握されているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 林田克己君。

○産業建設部長（林田克己君） はい、お答えいたします。

農業者認定等につきましては、機関誌において情報提供を行うとともに、担い手組織の活動時や圃場確認の機会の際に聞き取りを行っております。また、新規就農者については、年2回実施しています圃場巡回の際に、意見や要望及び苦勞について聞き取りを行っております。このほか、農地集積加速化支援事業として、推進員1名を雇用し、人・農地プランの実質化に向けた地権者意向調査を目的に農家の巡回を行っており、その際に農地の活用のほか農業全般について意見を伺い、意見の把握に努めているところです。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

耕作地が減っている中で、私は阿見町の、県も含めて、農業産出額を調べてみました。

阿見町の令和2年度の農業産出額が平成24年度と比較すると、1億7,000万円減の29億9,000万円、県内は32位という状況で、過去最低で深刻な状況になっているということが分かりました。

ただし、県内市町村でも、5年前の平成27年度と比較して、クリアしている市町村というのは実は20市町村あります。その中でも城里町については、前回比で212.9%と断トツの産出額になっています。城里町は、平成27年度の実績は阿見町と同じなんです、実は。31億7,000万円を平成27年度売り上げていて、令和2年度は2.12倍、212%に増したというところがあります。36億円も増えたわけですよ。さらに近隣市町村の状況を調べてみますと、牛久市が106.3%、美浦村が115.2%、稲敷市が108%、河内町が107%と産出額を増やしています。

阿見町の抜本的な対策が必要と考えます。町はこのような状況をどのように捉えていますか。

○議長（平岡博君） 林田克己君。

○産業建設部長（林田克己君） はい、お答えいたします。

農業産出額の減少は、農業者の減少や高齢化、担い手不足、経営耕作面積の減少、新型コロナウイルスの影響などが考えられます。

認定農業者や新規就農者の発掘、育成は短期間で結果を出せるものではなく、また、個々の経営規模の拡大も難しい状況にあります。町でも、このような事態を重く受け止め、集団農地をピックアップし、貸出しがまとまった団地は、まず地域担い手に耕作意向を確認します。その後は、県との連携により、域外の農業法人や農業参入企業等へのマッチングに移行させていきます。この取組によりまして、掛馬地内、竹来地内、飯倉地内及び島津地内において、カンショやバレイショの作付けが行われてきました。

今後も農地の有効活用、農村環境の維持及び農業の振興につながる取組を継続し、農業産出額の向上を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

では、2問目の質問のほうにさせていただきます。第6次総合計画の後期基本計画の個別の部分で御回答いただけてないものを伺いたいと思います。

まず、農業後継者等の支援者数が2023年の目標として12名となっておりますけれども、現在の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 林田克己君。

○産業建設部長（林田克己君） はい、お答えいたします。

農業後継者の経営引継ぎの初期段階を支援する農業後継者支援対策事業補助金を平成25年度から運用しております。支援件数としては13件になります。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 続いて、耕作放棄地の活用目標が年4ヘクタールとなっておりますけれども、これはもう達成しているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 林田克己君。

○産業建設部長（林田克己君） はい、お答えいたします。

先ほどの回答と重複いたしますが、阿見町耕作放棄地再生利用補助金の活用により、令和元年度から3か年で、2ヘクタール余りの耕作放棄地を再生しています。また、令和2年度には、

県との連携により取り組んだ集団農地の貸出しにおいて、1.6ヘクタールの耕作放棄地を再生させておりますが、年4ヘクタールの目標は達成できておりません。

認定農業者等の担い手に事業周知も含め案内に努めておりますが、担い手からは経営規模の拡大は難しいとの意見をいただいております。また、経営規模を拡大するのであれば、再生の手間もかからず荒廃によるリスクも少ない優良な農地の活用意向が強く、このような背景が耕作放棄地の再生活用が伸びない要因として考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 目標に対する、最後の再質問なんですけれども、環境に配慮した農業の推進並びに地産地消の推進については、どのような状況になっていますか。

○議長（平岡博君） 林田克己君。

○産業建設部長（林田克己君） はい、お答えいたします。

環境に配慮した農業の推進になりますが、まず、使用済み農業用ビニール、ポリエチレン資材の適正処理において、啓発指導や広報による周知を行うとともに、農業用ビニール及びポリエチレン資材の回収処分を毎年各2回実施し、資源の有効活用や農村環境の保全を進めております。

さらに、化学肥料や化学合成農薬を削減するなど、一定の条件を満たして生産された農産物を県が認証する特別栽培農産物という制度があり、令和3年度時点で45品目の認証を受けております。この認証を受けることで、消費者の信頼を高めるとともに、より安全で安心な環境に優しい農産物を求めるニーズに対応した農業生産の拡大と流通の適正化を図っております。

また、地産地消の推進については、第6次総合計画における成果指標を、学校給食で茨城県産食材の占める割合としております。町では地場産物の食材を毎月給食に使用しており、調査期間となる地産地消推進月間の県内産食材使用率は98.3%で、県内1位を7年間継続しているところです。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。県内1位を7年連続維持しているというのは、本当に農家にとってはありがたいと思います。

続いて3番目の再質問に移ります。

御答弁では具体的な内容が決まり次第報告するとのことですが、町独自の個別対策は、国や茨城県の農業支援の補完として期待している、そういう規模なのかどうか、これについてお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 林田克己君。

○産業建設部長（林田克己君） はい、お答えいたします。

昨今の肥料、飼料、燃油等の農業生産資材価格高騰に直面する農業者の負担を軽減し、将来にわたる食材の安定供給と、地域の農業の維持・発展に向けた独自の支援策の検討を進めているところです。先ほどの答弁のとおり、県内自治体の動向や町内担い手からの要望をまとめ検討を進めておりますので、報告までにはいましばらくお時間をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。しっかり考えているので、待ってほしいというところでございます。

様々な自治体から、反当たり幾ら、こっちは反当たり幾らだということがニュースとして出てしまっているの、それに負けないだけのものは用意する、違うやり方で対応したいということですので、期待したいと思います。

それでは最後、インボイスのところの再質問させていただきます。

まず、インボイス制度導入のスケジュールはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 林田克己君。

○産業建設部長（林田克己君） はい、お答えいたします。

インボイス制度は令和5年10月1日から導入されます。適格請求書、いわゆるインボイスを発行する事業者となるためには、税務署に登録を申請するとともに、免税事業者の場合は、消費税課税事業者選択届出書の提出が必要になります。この登録申請は令和3年10月から始まっております。

なお、制度導入初日からインボイスを発行するためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請を行う必要がございます。

以上になります。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。新しい制度ですので、ちょっと詳しくお伺いしたいんですけども、まず、農業者がインボイス制度導入で選ぶ制度上の選択肢が4つあると思っています。

そこで、周知と支援をするということでございますけれども、具体的な実質とスケジュールがある程度分かっているならば、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 林田克己君。

○産業建設部長（林田克己君） はい、お答えいたします。

先ほどの答弁のとおり、農業者ごとの考え方で対応や選択肢が異なることから、農業者自身が仕組みを正しく理解し、今後の経営発展を考え、判断いただくことが重要であると考えております。このため、まずは認定農業者に送付します機関誌に、農林漁業者向けインボイス制度のパンフレットを同封し、制度内容の周知を図ります。その上で、ニーズに応じて説明会の開催や個別の相談に応じたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

町は現在免税事業者となっている取引先、特に今回農業者ですけれども、その方たちとは、まだ、かなり違った取引先の方もいらしたと思うんですけれども、この取引先に対して町はインボイス制度の登録申請をお願いするのですか。これについてお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 総務部長青山広美君。

○総務部長（青山広美君） はい、お答えをさせていただきます。

町の一般会計の部分で答弁をさせていただきますと、まず一般会計につきましては消費税の申告が必要ございませんので、登録申請をお願いする必要はございませんし、その予定も現在のところございません。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） インボイス制度によって新たに見込まれる阿見町の歳入はどの程度になると考えていらっしゃいますか。

○議長（平岡博君） 青山広美君。

○総務部長（青山広美君） はい、お答えをいたします。

直接的に新たに見込まれる歳入はないというふうに考えておりまして、インボイス制度によって免税事業者が課税事業者となりまして申告を行った結果、消費税を国に納入することになれば、国から町に交付される地方消費税交付金が増加するというような可能性はございますけれども、制度による直接的な歳入にはつながらないというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、直接農業者に関わるものと関わらないものと、2つ関連質問ということでさせていただきました。

財務省は今年の3月にアンケートを、各市町村、都道府県も含めて、インボイスについての進捗状況を確認しています。その中で市町村については1万4,000以上の会計があると。一般

会計、特別会計、公益の部分で合わせると1,770以上の自治体、対して1万4,000以上の会計が存在するよと。これに対して、準備が整っているというのが17%ぐらいしかなかったんです。進んでないということです。それが財務省としては気になっていて、理解についても進んでないと、不十分だということを3月のアンケートから言っているわけです。来年10月始まるけれど、夏にもう1回アンケートするよということを行っているわけです。

今部長言われたところは、確かに各自治体が考えてしまうところなんですけど、財務省は、一般会計は、インボイスの前はそうでしょう。インボイス制度後は、自治体においても、一般会計であるんだって言っているわけです。ここがミスのもとになるわけです。ここを十分注意していただかないと、またミスが発生して、仕入れ控除ができないとか、町が発行しなかったとかという格好になって不具合が出てしまいます。

そして、今回の免税事業者の現在の事業者数は513万者あると言われていて、課税事業者としては310万人なんです。今回の部分で新規に課税事業者となるのは、財務省は161万者というふうに見込んでいます。それに伴う税収増は2,400億円だと。ですから、160万以上の方が新規登録すると税収ももっと増えるということで、地方にももっとあげられるんじゃないかということ財務省は言っています。

来年の夏にもう1回アンケートするということなので、準備のほうをよろしくお願いをしたいということをつけ加えさせていただきます。

それでは、最後なんですけれども、農業が抱える多くの問題、高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加、新型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢による原材料価格の高騰、そしてインボイス制度など数え切れません。農業の担い手不足と高齢化の問題は、長い間指摘され続け、様々な政策を行ってきたにもかかわらず、いまだ改善が見られません。

基幹的農業従事者の減少は止まらず、その平均年齢も上昇し続けています。また、耕作放棄地や荒廃農地の増加も長い間認知されながらも改善できてない深刻な問題です。1年以上作付される予定がなく、数年内に作付の予定がない農地である耕作放棄地、市町村や農業委員会の調査員が、荒廃し、そのままでは作物の栽培が不可能と客観的に判断した荒廃農地、遊休農地とは違い、再生も時間がかかります。

こうした事態に備えるべく、日本の農家にも、効率化やコストダウン、独自の販売の販路の確立が迫られており、また、安価な農作物に負けないだけの付加価値を生み出す必要もあるなど、経営面での多様な負担増が懸念されます。

持続可能な農業の実現のため、町と一体となった取組や支援が必要です。誰一人取り残さない農業のために、さらなる対応をお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで、7番栗原宜行君の質問を終わります。

休会の件

○議長（平岡博君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、9月10日から9月26日までを休会にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（平岡博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 0時06分散会

第 5 号

[9 月 27 日]

令和4年第3回阿見町議会定例会会議録（第5号）

令和4年9月27日（第5日）

○出席議員

| | | |
|-----|-------|----|
| 1番 | 平岡 | 博君 |
| 2番 | 落合 | 剛君 |
| 3番 | 栗田敏昌 | 君 |
| 4番 | 石引大介 | 君 |
| 5番 | 高野好央 | 君 |
| 6番 | 樋口達哉 | 君 |
| 7番 | 栗原宜行 | 君 |
| 8番 | 飯野良治 | 君 |
| 9番 | 野口雅弘 | 君 |
| 11番 | 海野 | 隆君 |
| 12番 | 久保谷 | 充君 |
| 13番 | 川畑秀慈 | 君 |
| 14番 | 難波千香子 | 君 |
| 15番 | 紙井和美 | 君 |
| 16番 | 柴原成一 | 君 |
| 17番 | 久保谷 | 実君 |
| 18番 | 吉田憲市 | 君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

| | | | |
|------|---|----|-------|
| 町 | 長 | 千葉 | 繁君 |
| 副町 | 長 | 坪田 | 匡弘君 |
| 教 | 育 | 長 | 立原秀一君 |
| 町長公室 | 長 | 佐藤 | 哲朗君 |
| 総務部 | 長 | 青山 | 広美君 |

| | |
|----------------|--------|
| 町民生活部長 | 中村政人君 |
| 保健福祉部長 | 小澤勝君 |
| 保健福祉部次長 | 山崎洋明君 |
| 産業建設部長 | 林田克己君 |
| 教育委員会教育部長 | 小林俊英君 |
| 政策企画課長 | 糸賀昌士君 |
| 総務課長 | 石田栄司君 |
| 財政課長 | 坂入紀章君 |
| 管財課長 | 荒井孝之君 |
| 防災危機管理課長 | 山崎厚君 |
| 道路課長 | 浅野修治君 |
| 上下水道課長 | 堀越多美男君 |
| 学校教育課長 | 飯村弘一君 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 平岡真智子君 |

○議会事務局出席者

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 大竹久 |
| 書記 | 堀内淳 |
| 書記 | 湯原智子 |

令和4年第3回阿見町議会定例会

議事日程第5号

令和4年9月27日 午前10時開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 特別委員会所管事務調査報告
- 日程第3 議案第64号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第65号 阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第66号 令和4年度阿見町一般会計補正予算（第3号）
議案第67号 令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第68号 令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第69号 令和4年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
議案第70号 令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第71号 令和3年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第72号 令和3年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第73号 令和3年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第74号 令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第75号 令和3年度阿見町水道事業会計決算認定について
議案第76号 令和3年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第6 議案第77号 霞クリーンセンター2号再加熱用空気加熱器更新工事請負契約について
- 日程第7 議案第78号 阿見中学校屋内運動場・柔剣道場トイレ等改修工事請負契約について
- 日程第8 議案第79号 財産の取得について（消防団第2分団消防ポンプ自動車購入）
- 日程第9 議案第80号 町道路線の廃止について
議案第81号 町道路線の認定について

- 日程第10 議案第82号 損害賠償の額を定めることについて
議案第83号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第11 請願第3号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願
- 日程第12 意見書案第3号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）
- 日程第13 議員派遣の件
- 日程第14 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について
- 追加日程第1 会期中の閉会の件

午前10時00分開議

○議長（平岡博君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

諸般の報告

○議長（平岡博君） 初めに、日程第1、諸般の報告を行います。

議長より報告します。

海野隆君から、9月9日の会議における発言について発言訂正申出書の提出がありました。

発言訂正については、会議規則第64条の規定により、議長において許可いたしましたので御報告いたします。

なお、訂正内容については、お手元に配付したとおりであります。

特別委員会所管事務調査報告

○議長（平岡博君） 次に、日程第2、特別委員会所管事務調査報告を行います。

広聴広報特別委員会では事務調査を実施しました。

ここで、委員長より調査結果の報告を求めます。

広聴広報特別委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔広聴広報特別委員会委員長難波千香子君登壇〕

○広聴広報特別委員会委員長（難波千香子君） 皆さん、おはようございます。

広聴広報特別委員会所管事務調査の報告をしたいと思います。

広聴広報特別委員会では、令和4年9月20日、東京都千代田区の砂防会館別館シェーンバッハ・サポーで開催されました、全国町村議会議長会主催の令和4年度町村議会広報研修会に参加してまいりました。参加者は委員5名、議会事務局1名でした。

研修会は3部構成で、まず、熊本大学客員教授の越地真一郎氏から、「そろそろ化けませんか 絶滅危惧から持続可能な議会広報へ」という題名で、SDGsの観点を踏まえ、これからも存続できる議会広報とするため、思い切った方策の必要性についての研修がありました。

次に、東京都杉並区広報専門監の谷浩明氏から、「これからの議会広報を考える 住民に“伝わる”情報発信と広報紙作成のポイント」という題名で、コロナ後を見据えた、住民に届き、読んでもらい、理解していただく広報作成のポイントについて研修がありました。

最後に、自治体広報を専門として「地方議会人」にも連載を持つエディターの吉村潔氏から、「優秀議会広報クリニック 3つの議会広報が教えてくれること」という題名で、令和3年度広報コンクール受賞のトップスリー、岩手県岩泉町、埼玉県寄居町、福岡県大刀洗町の3つの議会広報を事例といたしまして、優れた議会広報についての研修がありました。

これらの研修を、これからの議会だより編集に活かしてまいりたいと思います。

以上をもちまして、広聴広報特別委員会所管事務調査報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で特別委員会所管事務調査報告を終わります。

議案第64号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第65号 阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○議長（平岡博君） 次に、日程第3、議案第64号及び議案第65号の2件を一括議題とします。

本案については、去る9月6日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○総務常任委員会委員長（海野隆君） それでは、命により、総務常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和4年9月12日午前10時に開会し、午前11時7分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ21名、議会事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者は2名でした。

まず初めに、議案第64号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたが、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第65号、阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたが、質疑なく、質疑を終結し、討論に入

り、討論なし。採決に入り、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決します。

議案第64号及び議案第65号の2件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案2件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号及び議案第65号の2件は、原案どおり可決することに決しました。

| | |
|--------|------------------------------|
| 議案第66号 | 令和4年度阿見町一般会計補正予算（第3号） |
| 議案第67号 | 令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第68号 | 令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第69号 | 令和4年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号） |
| 議案第70号 | 令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号） |

○議長（平岡博君） 次に、日程第4、議案第66号から議案第70号までの5件を一括議題とします。

本案については、去る9月6日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

まず初めに、総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○総務常任委員会委員長（海野隆君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第66号、令和4年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、うち総務常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、二所ノ関部屋連携推進事業について、化粧廻しのショーケース及び優勝額掲示の場所について質疑がありました。執行部からは、中央公民館はロビーの奥、役場は1階ロビー、予科練平和記念館は無料で入れるスペースに展示、優勝額は中央公民館西側壁面に掲

示する予定ですという答弁がありました。さらに、各地の公民館にも展示することは検討しているかという質疑があり、執行部からは、そのように検討したいという答弁がありました。

また、税金を使うので、このくらいの枠で実施するというものが欲しいという質疑があり、執行部からは、今年度は初年度ということで補正で対応しているが、来年度以降は3か年実施計画に計上した上で予算審査を受け、当初予算を組んでいきたいという答弁がありました。

また、防犯カメラ設置工事費29万7千円について、どこに設置するのかという質疑があり、執行部からは、大形地区の残土の所です。これまでは町で動体監視のカメラをつけていましたが、県の廃棄物規制課と連携し24時間体制のウェブカメラをつけることに伴い、町が負担する工事費と電気代ですという答弁がありました。

また、移住支援金について、150万円の補正があった理由について質疑がありました。執行部からは、県のわくわく茨城移住支援金で、当初予算は200万円の予算でしたが新たな追加の申込みがあり、不足するのに対応したものですという答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第66号、令和4年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、うち総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 次に、民生教育常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（紙井和美君） おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和4年9月12日午後2時に開会し、午後2時39分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ23名、議会事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者は1名でした。

まず初めに、議案第66号、令和4年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、うち民生教育常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、教育総務費、事務局事務費、庁用備品購入代363万円はモバイルルーター整備事業かとの質疑があり、執行部からは、モバイルルーター200台の予算です。貸出しが必要な児童生徒は、アンケートを実施した結果、貸出し希望が137名で、13台を予備とし、150台を貸し出すということになりました。学校用ルーターは、有線に頼ってしまうとネットワーク遅延が起るため、配信側をモバイルルーターで担保するために、あさひ小学校に28台、本郷小学校に19台、そこに予備を合わせて50台を用意しますとの答弁がありました。

次に、社会福祉事務費の人材派遣委託料596万8,000円について、会計年度任用職員を雇うということは考えずに派遣職員を頼んだ理由はとの質疑があり、執行部からは、現在、社会福祉課の職員が体調不良等の理由で4名欠員の状況になっています。会計年度任用職員を頼む場合、募集をしてすぐに来てくれる方が見つかるかどうか、また、直近の業務を早急に処理しなければいけない状況であったということも兼ねて、派遣会社に4名の派遣職員を依頼しましたとの答弁がありました。

次に、子育て世帯生活支援特別給付金事業について、対象申込数の予定が550名とのことです。対象者のうち、申請が必要な高校生のみ養育世帯で令和4年度住民税均等割が非課税である方、令和4年度分の住民税が非課税である者と同様の事情にある方への周知は、広報あみ、ホームページ、あみメール配信、チラシの回覧、高校へ県よりチラシを配布予定となっています。2月28日が申込みの締切日になっているが、配信は1回か、それとも何度かやるのか。また、その対象者は町で掌握できているのかとの質疑があり、執行部からは、配信については、期限までに1回と言わず周知をさせていただきたいと考えています。対象者については、データ上で検索するのは困難で、町では掌握できていませんとの答弁がありました。

次に、小中学校備品整備事業について、内訳にない2校からの要望はなかったのかとの質疑があり、執行部からは、舟島小学校から1点、本郷小学校から1点ありましたが、均等に備品が揃うよう査定をした上で計上させていただきましたとの答弁がありました。

次に、小中学校のタブレット端末100台、132万7,000円について質疑があり、執行部からは、電算システム使賃料に計上しており、来年度入学される子供たち80名弱分のタブレット端末の補充ですとの答弁がありました。

次に、給食センター運営費について質疑があり、執行部からは、主なものは需要費1,729万6,000円の増額補正です。食材費高騰による保護者負担軽減のために、地方創生臨時交付金を活用して賄い材料費を増額するものでありますとの答弁がありました。

次に、値上げ高騰分をどう日々の給食に活かすのかとの質疑があり、執行部からは、実績に基づく年間の見込額ということで算出しており、質を落とすことなく給食を提供できるように考えていますとの答弁がありました。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業、委託料について質疑があり、執行部からは、通知等作成委託料は5回目の接種券を作成するものです。受付業務委託料は10月1日から3月31日までの受付業務をコールセンターに新たに契約するものです。予防接種体制構築事務委託料は、ワクチン接種をしたことをVRSに入力をした場合、1件200円を医療機関に支払いますが、新たに5回目ということもあり、足りないことが見込まれるのでその分を増額したものでありますとの答弁がありました。

その他質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第66号、令和4年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第67号、令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑を許しましたところ、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第67号、令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第68号、令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、質疑を許しましたところ、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第68号、令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 次に、産業建設常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和4年9月13日午前10時に開会し、午前10時36分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の5名で、議案説明のため執行部より千葉町長をはじめ10名、議会事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者は1名でありました。

まず初めに、議案第66号、令和4年度阿見町一般会計補正予算（第3号）のうち産業建設常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、土地区画整理事務費の委託費、地権者勉強会支援業務の内容と効果についてという質問がございました。開発の機運醸成と知識理解を深めるため、実穀地区の地権者を対象とした3回程度の勉強会と意向調査を実施する予定で、勉強会では、1回目は開発手法や土地利用について掘り下げた形での説明、2回目は先進地視察、第3回目は開発スケジュールや地権者組織についての説明を考えておりますとの答弁がありました。

次に、農業振興推進事業の儲かる産地支援事業補助金の概要と対象について質疑がありました。これは県の補助事業で、収益性の高い農業経営を実践するモデル的な担い手農家の育成を通じて、儲かる農業の実現に向けた取組を総合的に支援するもので、対象者は3戸以上の農家団体と、認定農業者である法人及び個人ですが、取組内容は県の審査会で精査されることになり、今年度はカンショの収穫機等と大型の自動運転トラクターの導入が認められたものと

の答弁がありました。

次に、平地林保全整備事業の平地林保全整備委託料の補正の内容と対象地区についての質疑がありました。従来、県事業で行っていた身近なみどり整備推進事業が令和3年度で終了したことに伴い、その代替事業として、森林環境譲与税を活用した同様の整備を行うもので、島津、小池、福田、吉原の4団地で合計4.35ヘクタールの山林を対象としていますとの答弁がありました。

次に、公共交通推進事業の地域公共交通維持確保支援金の補正の内容について質疑がありました。新型コロナウイルス感染症の拡大の中、原油価格の高騰による影響を受けた町内の乗合バス事業者、タクシー事業者、貸切りバス事業者に対する支援金ですとの答弁がありました。

その他質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第66号、令和4年度阿見町一般会計補正予算（第3号）のうち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第69号、令和4年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑を許しましたところ、水道事業収益における家事用料金の減額の概要はとの質疑があり、新型コロナウイルスの臨時交付金を活用した生活支援の一環として、家事用の基本料金3か月分を免除するもので、コロナ禍の中で滞納に至った方もいることから、滞納者も対象となりますとの答弁がありました。

次に、自家水使用世帯に対する支援について質疑があり、別の機会に関係部署と検討していきますとの答弁がありました。

その他質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第69号、令和4年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第70号、令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第70号、令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第66号から議案第70号までの5件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案5件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号から議案第70号までの5件は、原案どおり可決することに決しました。

| | |
|--------|---------------------------------|
| 議案第71号 | 令和3年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第72号 | 令和3年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第73号 | 令和3年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第74号 | 令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第75号 | 令和3年度阿見町水道事業会計決算認定について |
| 議案第76号 | 令和3年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について |

○議長（平岡博君） 次に、日程第5、議案第71号から議案第76号までの6件を一括議題とします。

本案については、去る9月6日の本会議において、予算決算特別委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算特別委員会委員長飯野良治君、登壇願います。

〔予算決算特別委員会委員長飯野良治君登壇〕

○予算決算特別委員会委員長（飯野良治君） 皆さん、こんにちは。

それでは、命によりまして、予算決算特別委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和4年9月14日、15日、16日の3日間にわたり、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ関係職員の出席をいただき、慎重審議を行いました。

今年度から、2年を任期とする予算決算特別委員会を設置し、当初予算、決算及び事務事業を一体的に審査、調査しております。

決算認定では、決算を次年度以降の予算に反映させるという目的で、令和3年度の重点事業

を選定し、議会報告会で町民の意見もいただきながら、事務事業調査を行い、9月定例会に臨みました。事務事業調査と3日間の審議の結果から、事務事業評価を行い、提言書として取りまとめましたので、執行部に提出してまいります。

審査の結果につきましては、まず初めに、議案第71号、令和3年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第72号、令和3年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第73号、令和3年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第74号、令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第75号、令和3年度阿見町水道事業会計決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第76号、令和3年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

なお、審議の詳細につきましては、全議員が当委員会の委員でありますので割愛させていただきます。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 委員長の報告は、全員が賛成して、私も委員会で賛成をいたしましたけれども、町民に、なぜ賛成するのかという理由について少し説明が必要かなと思いましたが、ものですから、討論をさせていただきます。

私は、議案第71号、令和3年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定に賛成の立場から討論をいたします。

本議案に対する監査委員の意見は、計数の正確性、予算執行状況及び財産運営状況について審査を行い、内容及び予算執行状況についておおむね適正であるとの結果でした。令和3年度は、令和2年度に引き続いてコロナの影響を強く受けた1年でございました。

歳入面では、町税収入は町民税及び法人町民税が前年度よりも増加をいたしました。これは、国による中小企業支援が一定の効果を上げたと思えると思います。

また、不納欠損額が減少したことは、不断の徴税努力が見てとれるものであり、評価できると思いました。

ふるさと納税は、魅力ある商品開発を進めたり、ポータルサイトを増やしたりするなど、寄附額の増加に向けて努力した結果、寄附額、寄附件数共に前年度から倍増するなど、順調な状況により評価できると思います。

しかし、人が集まり交流するような事業、公民館の事業などに大きな影響があり、予科練平和記念館の運営及び事業の入館料等は減収を余儀なくされ、大きな影響を受けました。

歳出面では、まい・あみ・まつり、町民運動会、そして、新年の出初め式、成人式などが軒並み中止となり、その他、予算に計上したものの執行できなかった事業や、執行できても事業の大半を不用額としたものなどもあり、引き続いて新型コロナウイルス感染症が町民活動に大きな影響を与え続けていることが見てとれました。

個別には、従来の行政のやり方だけでは対応できていない地域課題を地域住民自ら話し合い、その解決策を実現していく地域予算制度が、町内8地区で地域づくり会議を設置し、要望事項を決定するなど、本格的に動き出した年でありました。これは、中長期的に見れば、自治力、地域力を高めるものと評価できると思います。

また、危機管理ができるまちづくりを推進する取組として、自主防災組織の育成と、地区防災計画の作成を継続して支援したほか、役場職員による消防部を編成し、消防署の活動をサポートして、地域防災の充実と消防団の防災力の強化を図ったことは特筆に値するものだと思います。

さらに、将来への基礎づくりという面でも、令和3年度では引き続き、阿見吉原地区において企業立地が進むとともに、住宅も張りつき、民間活力による住宅地開発等が進む荒川本郷地区についても土地利用計画が進んでおります。

圏央道の県内4車線化及びアクセス道路の整備による今後の牛久阿見インターチェンジ周辺開発についても、アンケート調査が完了し、すぐに次に進む方向性を進めてまいりました。

私は、3日間の質疑を通じて、細部では予算執行に改善の余地がある事業もありましたが、コロナ禍の中で感染防止対策に取り組みつつ、町民生活と町内経済を維持するというバランスを取りながら進めてきたことがうかがえる決算であり、議案第71号、令和3年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定に賛成をいたします。

以上です。

○議長（平岡博君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） それでは、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決します。

議案第71号から議案第76号まで、6件についての委員長報告は、原案認定であります。

本案6件は委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号から議案第76号までの6件は原案どおり認定することに決しました。

議案第77号 霞クリーンセンター2号再加熱用空気加熱器更新工事請負契約について

○議長（平岡博君） 次に、日程第6、議案第77号を議題とします。

本案については、去る9月6日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○総務常任委員会委員長（海野隆君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第77号、霞クリーンセンター2号再加熱用空気加熱器更新工事請負契約について、審査の経過を報告いたします。

質疑を許したところ、今回の加熱器工事は不具合あるいは故障に関する工事なのかという質疑があり、執行部からは、供用開始してから25年たっており、5か年でローリングしている計画の工事ですという答弁がありました。さらに、更新工事をした後、どの程度の耐用年数があるのかという質疑があり、執行部からは、25年あるかと思いますという答弁がありました。

また、今回の工事は入札者が1者のみとなっている。全国的に見ればもっとあると思われるが1者であった理由は。また、阿見町での工事实績があるかという質疑がありました。執行部からは、今回の入札は地域的要件を設けず全国から公募いたしました。町の有資格者であることなどの条件があり10者程度が応札可能だったと思われます。その結果が1者だったということです。実績は昨年度、1号再加熱用空気加熱器の工事の実績がありますという答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第77号、霞クリーンセンター2号再加熱用空気加熱器更新工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第77号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第77号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第78号 阿見中学校屋内運動場・柔剣道場トイレ等改修工事請負契約について

○議長（平岡博君） 次に、日程第7、議案第78号を議題とします。

本案については、去る9月6日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（紙井和美君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第78号、阿見中学校屋内運動場・柔剣道場トイレ等改修工事請負契約について、質疑を許しましたところ、屋内運動場と柔剣道場のそれぞれの工事費について質疑があり、執行部からは、パーセンテージで申し上げます、体育館がおおよそ4割、柔剣道場がおおよそ6割となっていますとの答弁がありました。

次に、竹来中学校の改修工事と阿見中学校の改修工事の工期がかぶっていますが大丈夫かとの質疑があり、執行部からは、どちらも同じ分だけの工期を設定しており、工事が2本ですので、2本の工事が同時にスタートすることになると思いますとの答弁がありました。

次に、屋内運動場のトイレ改修が残っているところはこの質疑があり、執行部からは、この体育館も老朽化が進んでいるため、中長期保全計画等に鑑みながら実際に現地調査を行い、

順位づけをしています。財源等を確保しながら今後も進めていくことになると思いますとの答弁がありました。

その他、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第78号、阿見中学校屋内運動場・柔剣道場トイレ等改修工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第78号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第78号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第79号 財産の取得について（消防団第2分団消防ポンプ自動車購入）

○議長（平岡博君） 次に、日程第8、議案第79号を議題とします。

本案については、去る9月6日の本会議において、所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○総務常任委員会委員長（海野隆君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第79号、財産の取得について（消防団第2分団消防ポンプ自動車購入）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、今回はベースが1トン車ということで、今までより少し小さくなると思うがパワーやスペックは変わらないのかという質疑があり、執行部からは、運転免許の関係で今回は3.5トン未満の車両ということになった。ディーゼルエンジンからガソリンエンジン

に変わる。スペックは今までと変わらないという答弁がありました。また、今回は可搬ポンプを積まないホースカーになっているが、今後はホースカーになっていくのかという質疑があり、執行部からは、今回は分団とも協議し、第2分団は狭隘なところもある青宿地区なので、ホースカーが有効ではないかということになりました。今後は、3.5トン未満の車両を基準としつつ、導入に当たっては分団と協議していくという答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第79号、財産の取得について（消防団第2分団消防ポンプ自動車購入）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いし、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第79号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第79号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第80号 町道路線の廃止について

議案第81号 町道路線の認定について

○議長（平岡博君） 次に、日程第9、議案第80号及び議案第81号の2件を一括議題とします。

本案については、去る9月6日の本会議において、所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第80号、町道路線の廃止について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入

り、討論なし。採決に入り、議案第80号、町道路線の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第81号、町道路線の認定について質疑を許しましたところ、国道125号線を改めて町道に認定する理由についてという質疑がございました。国道に町道認定を重ねて重複認定とすることで、いつでも国道を廃止し、道路管理者のバトンタッチができるような状態にしておくためでありますと答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第81号、町道路線の認定については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第80号及び議案第81号の2件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案2件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第80号及び議案第81号の2件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第82号 損害賠償の額を定めることについて

議案第83号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（平岡博君） 次に、日程第10、議案第82号及び議案第83号の2件を一括議題とします。

本案については、去る9月6日の本会議において、所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○総務常任委員会委員長（海野隆君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第82号、議

案第83号、損害賠償の額を定めることについて、審査の経過と結果について御報告いたします。

質疑を許したところ、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第82号及び議案第83号の2件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案2件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第82号及び議案第83号の2件は、原案どおり可決することに決しました。

請願第3号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願

○議長（平岡博君） 次に、日程第11、請願第3号、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願を議題とします。

本案については、去る9月6日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○総務常任委員会委員長（海野隆君） それでは、先ほどに引き続きまして、請願第3号、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願について、審査の経過を御報告申し上げます。

まず、紹介議員から説明を求め、次に請願者の県南農民組合事務局長山口徹氏から意見陳述をいただきました。紹介議員の説明及び請願者の意見陳述に対し質疑を許しましたところ、インボイス制度が導入された経緯の中で、消費税を預り金としてため込んでいる益税の存在は不

公平だという意見もあるが、なぜ1,000万円以下は納税免除となっているのかという疑問があり、請願者からは、益税というのは、消費者が買ったときに消費税を払っていて、その消費税を事業者がもらっているから、その分を払いなさいという考え方だと思います。しかし、実際には、その分は価格の一部として組み込まれています。消費税は直接税ではなく間接税という考え方ですので、1,000万円以下の売上げの方は免税制度によって消費税を払わなくてもいいと国で決まっております。この益税というのは存在しないということは、1990年に東京地方裁判所や大阪地方裁判所で確定をしています。その消費税を、改めてインボイスで事務が複雑になることを含めて取る必要がないということで、今回中止を求める請願を出していますという説明がありました。

その他、質疑なく、質疑を終結し、討論を許しましたところ、今、日本は円安が進んで、食料品などの価格が大幅にアップし、生活をする上で非常な負担となっている。そういう中でこの制度が導入されているというのは、それに追い打ちをかけるような状況になるので請願に賛成するという討論がありました。討論を終結し、採決に入り、請願第3号、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願については、全委員が賛成し、原案どおり採択しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

まず、反対討論の方。

6番樋口達哉君。

○6番（樋口達哉君） 私は、国策であるこの案に対して賛成をし、また、私は国策支持の立場から、また提出者及び紹介者などに不同意なことから、まだまだ議論の余地があると考え、本請願の提出には反対をいたします。

○議長（平岡博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 私は、消費税インボイス制度の中止を求める意見書を提出することに賛成の立場で討論をいたします。

来年10月に導入が予定されているインボイス制度については、私は本当にこのまま進むと、阿見町内の小規模事業者、商店や農家、さらには個人事業主のフリーランスの人たちにも深刻な状況になってしまうのではないかと危惧しています。消費者から預かった消費税を正しく納

税することは正当であり、益税をなくすため、インボイス導入は必要との御意見もあったが、消費税は直接税ではなく間接税であり、消費者から消費税を預かっているという認識がそもそも違っています。

この点について、1990年に東京地裁、大阪地裁で、事業者は徴収者ではないということが判決で確定しており、消費税は消費者が払っているのではなく、あくまで対価の一部である。だから、消費税は預り金ではないという判決が出ています。

中小零細業者で、売り先の都合に左右され、消費税分を価格に上乗せできず、結果的に消費税分を持ち出しとなって売上げが減少することが想定されます。インボイス導入によって、免税事業者の多くが経営難に陥り、淘汰されるのは明らかです。

今でもコロナ禍、物価高で厳しい経営をしている事業者にとって、インボイス導入となれば、少なからず倒産や廃業に追い込まれる人が生まれ、町内はもとより、日本経済へ深刻な影響が出ると思います。

以上の理由から、多くの事業者の生活を脅かすインボイス制度の中止を求める意見書提出を求めます。

○議長（平岡博君） ほかに討論はありませんか。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 反対討論がないようなので、私は賛成討論させていただきます。

先ほど、委員会の報告ということで、委員長報告で、委員会の経緯については御報告申し上げましたけれども、私は委員長でしたので討論には加わりませんでした。改めてこの場で、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

私は、来年10月から導入される消費税に伴うインボイス制度に、もともとは賛成の立場でございました。しかし、請願の審査を機会に多くの個人事業主や中小規模の事業主に意見を聞いたところ、多くが反対であるとの意見を寄せていただきました。

そもそも、消費税導入と税率を引き上げるのに伴い、中小零細規模の事業者や個人事業主に対して配慮して、売上げに関わる消費税額を基礎として仕入れに関わる消費税額を算出することができる5,000万円未満から1,000万円の簡易課税事業者及び1,000万円未満の消費税の納入義務が免除されている免税事業者が制度として存在をしております。いずれも売上げが比較的小さい事業者で、このような規模の小さい事業者については、納税すべき消費税額の計算の煩雑さを配慮して導入された制度でございます。しかし、インボイスの導入は、そうした中小零細規模の事業者に多大な負担を与えることになりかねません。

2022年の中小企業白書では、原材料価格やエネルギー価格が高騰して、半数近くでコストが上昇しているという報告がありました。8割以上が価格転嫁できていないとしています。新型

コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻、急激な円安などをきっかけに、原材料価格やエネルギー価格が高騰しており、どれもインボイス制度の導入が決まったときには想定されていなかったこととございます。

この傾向は相当の期間続くと思われまふ。中小企業や個人事業主の経営が厳しいこの時期にインボイス制度を導入するのは、タイミングは極めて悪く、中止するべきだと思ひます。

したがって、私は国に対して、インボイス制度中止に関する意見書を提出することを求める本請願に賛成をいたします。

以上です。

○議長（平岡博君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

請願第3号についての委員長報告は、採択であります。

本案は委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議がありますので、起立によって採決します。

本案を委員長報告どおり採択することに賛成の諸君は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡博君） 起立多数であります。よって、請願第3号は委員長報告どおり採択することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時20分といたします。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

○議長（平岡博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

意見書案第3号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）

○議長（平岡博君） 次に、日程第12、意見書案第3号、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

海野隆君、登壇願ひます。

〔11番海野隆君登壇〕

○11番（海野隆君） それでは、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

意見書案第3号，消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）。

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

令和4年9月27日，提出者，阿見町議会議員海野隆。

賛成者，同難波千香子，野口雅弘，飯野良治，高野好央，石引大介。

提案理由，別紙意見書案のとおり。

意見書案の提出先，内閣総理大臣，財務大臣，衆議院議長，参議院議長。

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）。

国は、2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）を実施するとして、事業者登録を進めているところです。これまで消費税制度は小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下では、納税義務を免除してきました。インボイス（適格請求書）制度は、取引金額や年月日、品目、消費税額などに加え、新たに税務署から割り振られた事業者番号を記載した請求書や領収書の事です。

インボイスを発行するためには、いかに営業収入が少なくても、課税業者となり、消費税納税の義務が発生します。課税業者にならなければ、取引から除外される可能性もあります。個人事業主やフリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家など、広範な人に負担増が強いられます。また、シルバー人材センターに登録して働く高齢者も対象となる制度です。

このため、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会ははじめ、様々な団体・個人から、制度の廃止や実施延期を求める声が上がっています。多くの中小零細業者は、コロナ危機の下、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理変更準備に取りかかる状況ではありません。これ以上の負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながります。

現在の困難を克服し地域経済を活性化させる上で、地域に根ざす中小零細事業者の存在は不可欠です。これら業者に多大な負担を強いるインボイス制度は中止すべきです。

以上の趣旨から、下記事項について、政府関係機関に意見書を提出します。

記

1、消費税インボイス制度の実施を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年9月27日，茨城県阿見町議会。

提出先，内閣総理大臣，財務大臣，衆議院議長，参議院議長。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております意見書案第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 委員会への付託を省略することに御異議があるんですか。

○12番（久保谷充君） いや、今のインボイスの案について異議あり。

○議長（平岡博君） 今の時点では、付託することに御異議ございませんかという話です。省略することに。

○12番（久保谷充君） はい。異議なし。

○議長（平岡博君） 異議なしですか。はい。御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

意見書案第3号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議がありますので、起立によって採決します。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡博君） 起立多数であります。よって、意見書案第3号は原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって、可決された意見書の配付とします。「案」の文字の削除を願います。

議員派遣の件

○議長（平岡博君） 次に、日程第13、議員派遣の件を議題とします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び阿見町議会会議規則第121条の規定により、別紙のとおり議員を派遣しようとするものです。

お諮りします。

本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（平岡博君） 次に、日程第14、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

これで本定例会に予定されました日程は全て終了しました。

お諮りします。

この際、会期中の閉会の件を緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

会期中の閉会の件

○議長（平岡博君） これより、追加日程第1、会期中の閉会の件を議題とします。

今定例会の会期は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合に備え、当初の予定の最終日から9日間延ばした10月6日までを会期としておりましたが、本日、本定例会に予定された日程は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

閉会の宣言

○議長（平岡博君） 議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。

議員各位並びに町長はじめ執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を御祈念いたします。

これをもちまして、令和4年第3回阿見町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時31分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 平 岡 博

署 名 員 飯 野 良 治

署 名 員 野 口 雅 弘

参 考 资 料

令和4年第3回定例会 議案付託表

| | | |
|---------------|---|--|
| 総務常任委員会 | <p>議案第64号 議案第65号 議案第66号 議案第77号 議案第79号 議案第82号 議案第83号 請願第3号</p> | <p>阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について 令和4年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 総務常任委員会所管事項 霞クリーンセンター2号再加熱用空気加熱器更新工事請負契約について 財産の取得について（消防団第2分団消防ポンプ自動車購入） 損害賠償の額を定めることについて 損害賠償の額を定めることについて 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願</p> |
| 民生教育 常任委員会 | <p>議案第66号 議案第67号 議案第68号 議案第78号</p> | <p>令和4年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 民生教育常任委員会所管事項 令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 阿見中学校屋内運動場・柔剣道場トイレ等改修工事請負契約について</p> |
| 産業建設 常任委員会 | <p>議案第66号 議案第69号 議案第70号 議案第80号 議案第81号</p> | <p>令和4年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 産業建設常任委員会所管事項 令和4年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号） 令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号） 町道路線の廃止について 町道路線の認定について</p> |

| | | |
|----------------------|--------|---------------------------------|
| 予 算 決 算 特 別 委 員 会 | 議案第71号 | 令和3年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第72号 | 令和3年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第73号 | 令和3年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第74号 | 令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第75号 | 令和3年度阿見町水道事業会計決算認定について |
| | 議案第76号 | 令和3年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について |

閉会中における委員会（協議会）の活動

令和4年6月～令和4年8月

1. 委員会（協議会）の活動

| 委員会名 | 月 日 | 場 所 | 事 件 |
|----------------------|-------|--------|--|
| 議会運営委員会 | 8月9日 | 全員協議会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回臨時会会期日程等について ・ 議会報告会について ・ その他 |
| | 8月30日 | 全員協議会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回定例会会期日程等について ・ 請願・陳情等について ・ 議会報告会について ・ その他 |
| 総 務 常 任 委 員 会 | 7月1日 | 阿見町内 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 視察研修 ・ 街頭防犯カメラ、不法投棄監視カメラの設置状況について ・ 霞クリーンセンターの状況について ・ さくらクリーンセンターの状況について ・ 竹来最終処分場の状況について |
| 民 生 教 育 常 任 委 員 会 | 6月29日 | 全員協議会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動計画の今後の進め方について ・ その他 |
| | 7月26日 | 全員協議会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児保育について ・ コミュニティ・スクールについて ・ 障がい者支援（農福連携）について ・ その他 |
| | 8月8日 | 全員協議会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 適応指導教室について |

| | | | |
|--------------------|-------|--------|--|
| 民生教育 常任委員会 | 8月8日 | 全員協議会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後の調査について ・その他 |
| 産業建設 常任委員会 | 7月28日 | 第1委員会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・産業建設常任委員会所管事務調査について ・事務事業調査について ・その他 |
| | 7月29日 | 埼玉県坂戸市 | <ul style="list-style-type: none"> ・坂戸都市計画事業（仮称）坂戸インターチェンジ北側土地区画整理事業について ・川島インターチェンジ北側地区土地区画整理事業現地視察について ・東松山葛袋産業団地現地視察について |
| 議会改革等調査 研究特別委員会 | 6月26日 | 全員協議会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬等について ・その他 |
| | 7月18日 | 曙集会所 | <ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費について ・その他 |
| 予算決算 特別委員会 | 8月9日 | 全員協議会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果について ・9月定例会での予算決算特別委員会の運営について ・その他 |
| | 8月30日 | 全員協議会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業評価について ・9月定例会での予算決算特別委員会の運営について ・その他 |

| | | | |
|---------------|-------|--------|---|
| 広聴広報 特別委員会 | 7月5日 | 全員協議会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第173号の発行について ・その他 |
| | 7月13日 | 全員協議会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第173号の発行について ・議会モニター会議 ・その他 |
| 全員協議会 | 6月21日 | 議会議場 | <ul style="list-style-type: none"> ・阿見町第7次総合計画の策定について ・阿見町公共建築物中長期保全計画の策定について ・阿見町第4次男女共同参画プランの策定について ・阿見町地域防災計画の改訂について ・阿見町自殺対策計画の策定について ・阿見町地域公共交通計画の策定状況について ・下水道事業経営戦略の策定について ・学校再編検討委員会の設置について ・その他 |
| | 7月21日 | 全員協議会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合保健福祉会館非常用自家発電装置等更新工事請負契約について ・阿見町水道事業ビジョンについて ・その他 |
| | 8月9日 | 全員協議会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・あみスポーツフェスタ実施に関する予算について ・その他 |
| | 8月30日 | 全員協議会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・「二所ノ関親方ゆかりの品」常設展示事業について |

| | | | |
|-----------|-------|--------|--|
| 全 員 協 議 会 | 8月30日 | 全員協議会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について ・財産の取得（消防団第2分団消防ポンプ自動車購入）について ・霞クリーンセンター2号再加熱用空気加熱器更新工事請負契約について ・「茨城県低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」について ・オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチンの接種について ・学校再編検討委員会での審議結果について ・阿見中学校屋内運動場・柔剣道場トイレ等改修工事について ・学校給食アンケートの結果について ・その他 |
|-----------|-------|--------|--|

2. 一部事務組合議員活動状況

| 組 合 名 | 月 日 | 事 件 | 議決結果等 | 出 席 者 |
|-----------|------|--|-------|---------------|
| 龍ヶ崎地方衛生組合 | 7月7日 | <p>全員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度龍ヶ崎地方衛生組合の課題の取り組み状況について ・令和4年度龍ヶ崎地方衛生組合の課題について ・令和4年度の稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化の取り組みについて ア 3組合及び構成市町村議会への説明の顛末について イ 財政・管財分科会の進捗状況について ウ 組織・人事・給与分科会の進捗状況について エ 法制分科会の進捗状況について オ 稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化（新組合設置）計画（案）について ・その他 | | 吉田憲市 久保谷 充 |
| | 8月9日 | <p>全員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化の取り組みについて | | 吉田憲市 久保谷 充 |

| | | | | |
|----------------|------|---|------|-----------------------|
| 龍ヶ崎地方衛生組合 | 8月9日 | <p>ア 3組合議会全員協議会の顛末について</p> <p>イ 茨城県市町村課との打合せの顛末について</p> <p>ウ 各分科会の進捗状況について</p> <p>エ 稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化（新組合設置）計画（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新組合議会の議員定数について ・その他 | | 吉田憲市 久保谷 充 |
| 茨城県後期高齢者医療広域連合 | 8月5日 | <p>全員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会における広域連合長提出予定議案について ・令和4年第2回定例会開会までの日程等について ・その他 | | 平岡 博 |
| 稲敷地方広域市町村圏事務組合 | 7月4日 | <p>第2回臨時会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号） | 原案可決 | 難波千香子 海野 隆 栗原宜行 |
| | 7月4日 | <p>全員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化の取り組みについて ・その他 | | 難波千香子 海野 隆 栗原宜行 |

| | | | | |
|--------------------|---------------------|--|--|-----------------------|
| 稲敷地方広域市 町村圏事務組合 | 7月14日 ～ 7月15日 | 稲敷地方広域市町村圏事務組合 視察研修 ・大崎地域行政事務組合 ・福島県相馬市 | | 難波千香子 海野 隆 栗原宜行 |
| | 8月10日 | 全員協議会 ・令和4年度の稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化の取り組みについて ア 3組合議会全員協議会の顛末について イ 茨城県市町村課との打合せの顛末について ウ 各分科会の進捗状況について エ 稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化（新組合設置）計画（案）について ・新組合議会の議員定数の検討について ・その他 | | 難波千香子 海野 隆 栗原宜行 |

請 願 文 書 表

令和4年第3回定例会

| 整理 番号 | 受年 月 理日 | 件 名 お よ び 要 旨 | 住 所 氏 名 提 出 者 | 氏 介 議 員 名 | 議 決 結 果 |
|----------|-----------------------------------|---|---|-----------------------|------------------|
| 3 | 令和 4 年 8 月 25 日 | <p>1. 件 名 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>2. 主 旨 請願の主旨</p> <p>国は2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）を実施するとして、事業者登録を進めているところです。これまで消費税制度は小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下では、納税義務を免除してきました。インボイス（適格請求書）制度は、取引金額や年月日、品目、消費税額などに加え、新たに税務署から割り振られた事業者番号を記載した請求書や領収書の事です。</p> <p>インボイスを発行するためには、いかに営業収入が少なくても、課税業者となり、消費税納税の義務が発生します。課税業者にならなければ、取引から除外される可能性もあります。個人事業主やフリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家など広範な人に負担増が強いられます。また、シルバー人材センターに登録して働く高齢者も対象となる制度です。</p> <p>このため、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会はじめ様々な団体・個人から、制度の廃止や実施延期を求める声が上がっています。多くの中小零細業者は、コロナ危機の下、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理変更準備にかかる状況ではありません。これ以上の負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながります。よって、中小零細事業者や個人事業主の事業継続と再生のために、下記の事項を請願します。</p> <p>(請願事項)</p> <p>1. 消費税インボイス制度の実施を中止することを求める意見書を国へ提出すること。</p> | 茨城県 稲敷郡 阿見町 小池2 157番 地24 土浦民 主商工 会 会 長 高 橋 孝 組 合 長 洪 谷 俊 昭 | 栗原 宜行 | |

令和4年9月27日

阿見町議会議長 平岡 博 様

阿見町議会総務常任委員会
委員長 海野 隆

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和4年9月12日（月）午前10時00分～午前11時07分
2. 審査委員 海野 隆
難波千香子
野口 雅弘
飯野 良治
高野 好央
石引 大介
3. 審査結果
 - ・原案通り可決したもの
議案第64号
議案第65号
議案第66号 内 総務常任委員会所管事項
議案第77号
議案第79号
議案第82号
議案第83号
 - ・採択したもの
請願第3号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和4年9月27日

阿見町議会議長 平岡 博 様

阿見町議会民生教育常任委員会
委員長 紙井 和美

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和4年9月12日（月）午後2時00分～午後2時39分
2. 審査委員 紙井 和美
久保谷 実
柴原 成一
川畑 秀慈
平岡 博
栗原 宜行
3. 審査結果 ・原案通り可決したもの
議案第66号 内 民生教育常任委員会所管事項
議案第67号
議案第68号
議案第78号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和4年9月27日

阿見町議会議長 平岡 博 様

阿見町議会産業建設常任委員会
委員長 吉田 憲市

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和4年9月13日（火）午前10時00分～午前10時36分
2. 審査委員 吉田 憲市
栗田 敏昌
久保谷 充
樋口 達哉
落合 剛
3. 審査結果 ・原案通り可決したもの
議案第66号 内 産業建設常任委員会所管事項
議案第69号
議案第70号
議案第80号
議案第81号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和4年9月27日

阿見町議会議長 平岡 博 様

阿見町議会予算決算特別委員会
委員長 飯野 良治

予 算 決 算 特 別 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日

令和4年9月14日（水）午前10時00分～午後1時49分
令和4年9月15日（木）午前10時00分～午後2時41分
令和4年9月16日（金）午前10時00分～午後1時14分

2. 審査委員 17名

3. 審査結果 ・原案通り可決したもの
議案第71号
議案第72号
議案第73号
議案第74号
議案第75号
議案第76号

4. 審査経過 別紙会議記録の通り